

我孫子市  
災害時業務継続計画  
(大規模地震編)

平成 26 年 3 月



## 目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 業務継続計画の目的	1
2 業務継続計画の概要	1
3 業務継続計画の基本方針	4
4 業務継続計画の適用範囲	5
5 業務継続計画の発動	5
6 平常時の業務継続計画の運用	6
第2章 前提とする被害	7
1 想定地震	7
2 被害想定	7
第3章 災害時優先業務	9
1 業務の選定基準	9
2 業務の選定結果	10
第4章 職員の確保	26
1 勤務時間内の職員の確保	26
2 勤務時間外の職員の確保	26
3 課題と対策	28
第5章 執務環境	31
1 庁舎	31
2 ライフライン・システム	32
3 職員の活動環境	33
第6章 業務継続計画の推進	35
1 業務継続のマネジメント	35
2 教育の実践	35
3 訓練の実施	35
4 評価と更新	36

巻末資料



# 第1章 基本的な考え方

## 1 業務継続計画の目的

---

大規模な地震が発生した場合、市役所は災害応急対策及び災害復旧対策、さらには災害復興の中心として、重要な役割を担っている。また、災害時であっても、必要な通常業務は継続して実施しなければならない。しかし、庁舎の被災、断水、停電、通信などライフラインの機能低下や、休日・夜間での職員の参集の遅れ等により、市役所の活動に対して、支障が生じる可能性がある。

地震発生時の利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）に制約がある状況においては、我孫子市が全てのニーズに対応することは困難であり、あらかじめ、我孫子市の災害リスクを考慮して備えを行うとともに、優先度の高い災害対策業務や通常業務を定め、発災直後から業務を継続できる体制を整えておくことが重要である。

そのため、大規模な地震が発生した場合を想定し、地震による影響によって市役所機能が低下する状況にあっても業務を継続し、早期にできるだけ通常レベルに復旧させるための事前対策として「我孫子市業務継続計画（大規模地震編）」（以下、「業務継続計画」という。）を策定する。

## 2 業務継続計画の概要

---

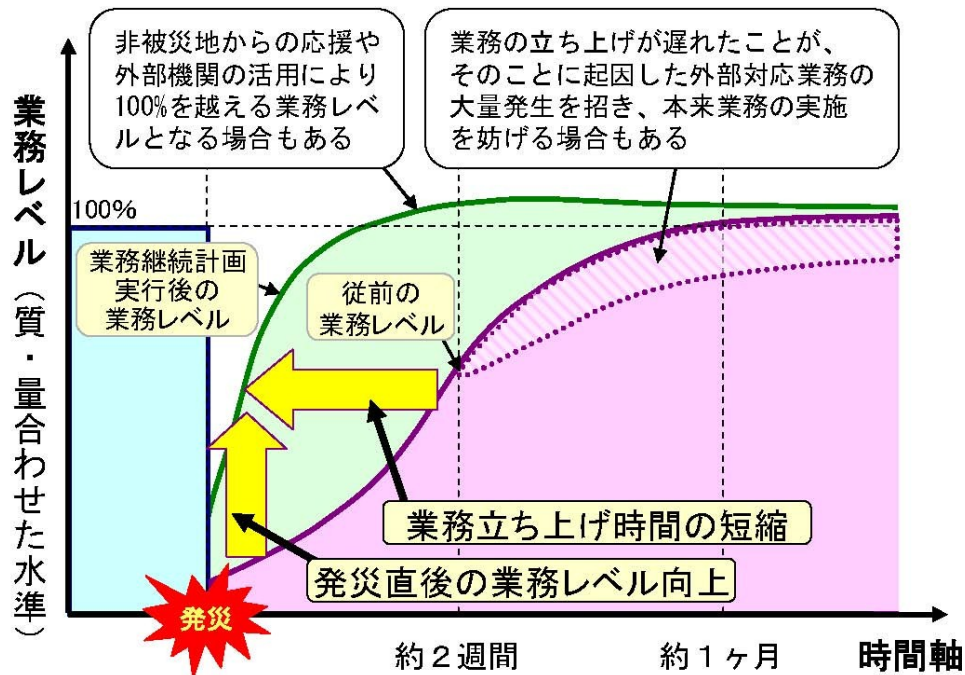
### 1) 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、制約のある中で、地域防災計画に定められた災害対策業務及び災害時においても実施すべき通常業務（以下「災害時優先業務」）について、リスクを明らかにしたうえで、実施すべき業務の優先順位を定める。

また、業務の継続に必要な資源の確保や配分、普段の準備など、必要な事項を明らかにし、計画の確実な実践により、大規模災害時であっても、適切に対応できることを目的とした計画である。

### 2) 業務継続計画の効果

様々な制約下にあっても、業務継続計画に定めた優先順位に従い、状況に応じて必要な措置を講じる。これにより、図1-1に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果がもたらされ、高いレベルで業務継続が行なえる。



※「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】」  
（内閣府・H22.4）より

図 1-1 業務継続計画導入による効果のイメージ

### 3) 地域防災計画と業務継続計画との関係

我孫子市地域防災計画（地震対策編）は、災害対策基本法第42条に基づき、我孫子市市民危機管理対策会議が作成する法定計画である。また、想定される地震災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき業務や業務について定めたものである。

一方、業務継続計画は、被害による行政機能の低下や、少ない参集職員を前提として、市役所の運営に関し、優先すべき業務（災害時優先業務）等を定めた計画である。

地域防災計画と業務継続計画との相違点は、次のとおりである。

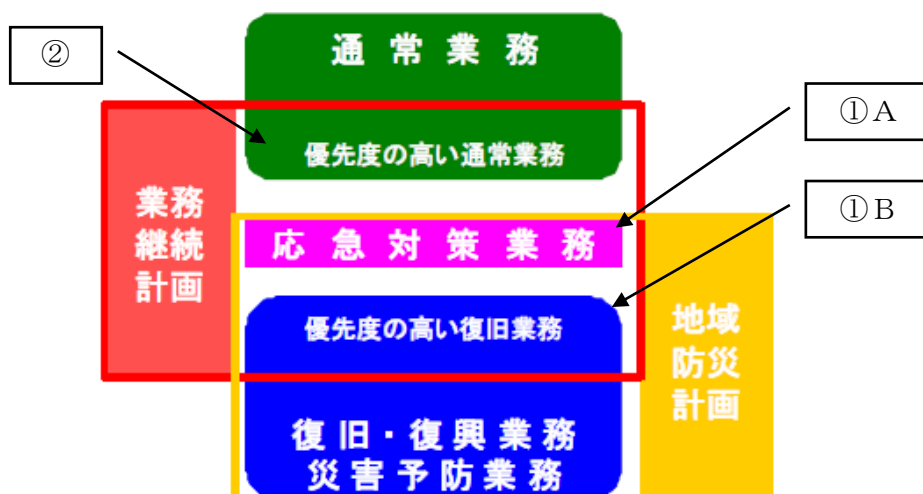
表 1-1 地域防災計画（地震対策編）と業務継続計画との比較

		地域防災計画（地震対策編）	業務継続計画
計画の趣旨		市域における災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	市役所での発災時の限られた資源を基に、災害時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
法的根拠		災害対策基本法 42 条	なし
上位計画		防災業務計画、千葉県地域防災計画	なし (関連計画：地域防災計画)
作成機関		我孫子市市民危機管理会議	我孫子市役所
対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我孫子市役所</li> <li>・ 防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関等）、</li> <li>・ 自主防災組織、自治会等</li> <li>・ 市民</li> <li>・ 事業者</li> </ul>	我孫子市役所
前提	リスクの分析	市域への影響は想定するが市役所の被害は想定しない。	市役所の被害を想定する。
	市役所機能低下・職員の不足	考慮しない。	庁舎、職員、電力、通信、システム等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提とする。
内容	期間	予防～応急～復旧～復興	災害発生から概ね 1 箇月
	視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者のための対策を全て網羅している。</li> <li>・ 防災関連法令等で対策の範囲や役割が定められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所運営のための対策を独自に決めている。</li> <li>・ 災害時優先業務、業務開始の目標やレベルを定める。</li> <li>・ 現状で目標レベルに達していない事項は、ふだんのレベルアップを定める。</li> </ul>

#### 4) 災害時優先業務とは

災害時優先業務は、災害時において優先して実施する業務のことで、図 1-2 に示す次の業務が対象となる。また、災害時優先業務以外の通常業務は中止する。

- ① 地域防災計画における「災害応急復旧・復興業務」
- ② 通常業務のうち継続して行うべき「優先通常業務」



※資料:「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】」  
(内閣府・H22.4) より

図 1-2 災害時優先業務の範囲

### 3 業務継続計画の基本方針

大規模な地震が発生した場合に、市役所の責務を果たすため、次の基本方針に基づき業務継続を図るものとする。

**1. 地震による被害を最小限にとどめるために、優先度の高い災害対策業務の遂行に全力を尽すこと**

- ・大規模な地震が発生した場合は、市の業務を一時的に中断し、情報、救助、医療救護など、人命を優先した災害対策業務に職員を配置し、全機能を集中する。
- ・優先的に継続しなければならない業務以外の通常業務については、積極的に休止する。

**2. 市役所の機能が一時停止することによる、市民生活や経済活動等への支障を最小限に留めるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。**

- ・市役所の業務停止により市民生活への影響が大きい通常業務は、許容できる範囲で継続して行い、できるだけ通常レベルに近づけること。



### 3. 業務継続を実現するために、遂行目標を設定し、全庁的に必要な資源の確保、リスクの解消を図ること

- ・大規模な地震発生時に業務を継続するため、ふだんから、業務の遂行目標や基準を定める。また、業務に必要な備蓄や設備の改善、連携体制の構築等により、市役所の能力の向上を図る。

## 4 業務継続計画の適用範囲

業務継続計画は、市役所の業務継続について定めたものであるため、適用範囲は、我孫子市の業務とする。

## 5 業務継続計画の発動

業務継続計画に基づき、大規模な地震発生時の災害時優先業務を実施する発動基準を、次のように定める。

### 1) 発動基準

大規模な地震の発生により、市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置され、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合とする。

#### ■災害対策本部設置基準

- ア 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置・自動配備）
- イ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表されたとき（自動設置・自動配備）
- ウ その他の状況により市長が必要と認めたとき

### 2) 発動権限者

市災害対策本部長（市長）とする。

なお、本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

#### ■災害時優先業務を実施する発動権限者

- |     |        |     |     |     |      |
|-----|--------|-----|-----|-----|------|
| 第1位 | 副市長    | 第2位 | 教育長 | 第3位 | 水道局長 |
| 第4位 | 防災担当部長 |     |     |     |      |

## 6 平常時の業務継続計画の運用

---

市は、業務継続計画がより実効性のある計画として効力を発揮することができるよう、業務継続マネジメント（BCM）の管理運用は、計画・実施・検証・改善（PDCAサイクル）により推進する。

また、管理運用にあたっては、検討機関の設置や職員研修、職員訓練等により業務継続の円滑な実施に努める。

（第6章参照）

## 第2章 前提とする被害

### 1 想定地震

業務継続計画の前提とする地震は、我孫子市直下の地震（マグチュード6.9）とする。

### 2 被害想定

#### 1) 地震動・液状化

我孫子市直下の地震での地震動、液状化危険度の分布は、図2-1、図2-2のとおりである。

震度については、低地で6強、台地上で震度6弱の揺れになると想定される。液状化危険度は、利根川、手賀沼及び手賀川沿いの低地、台地の中の谷底で、「非常に大きい」「大きい」と想定される。

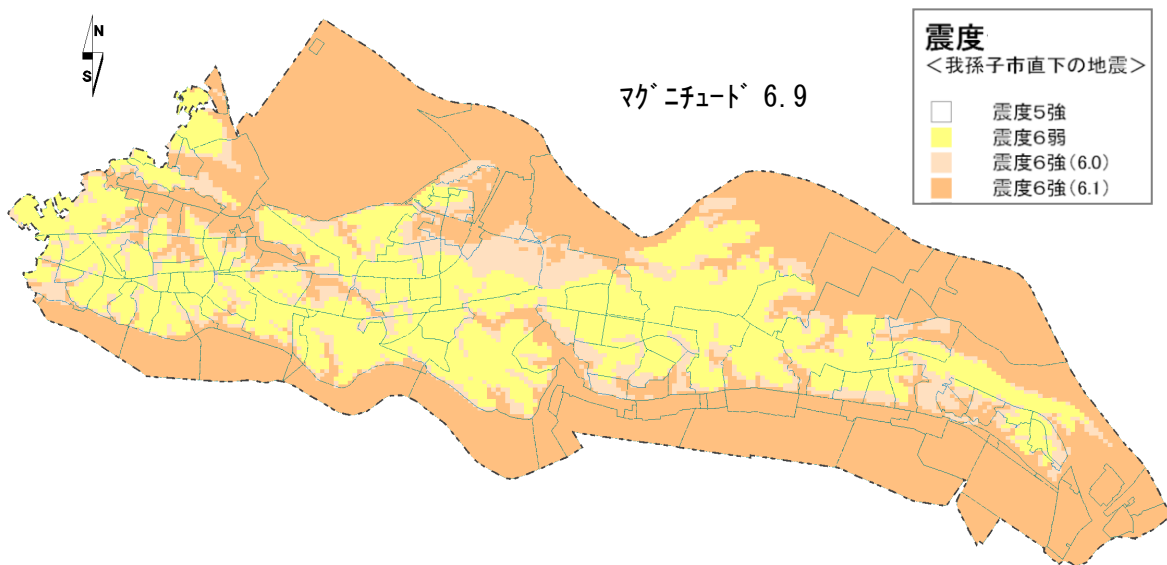


図 2-1 地震動の分布

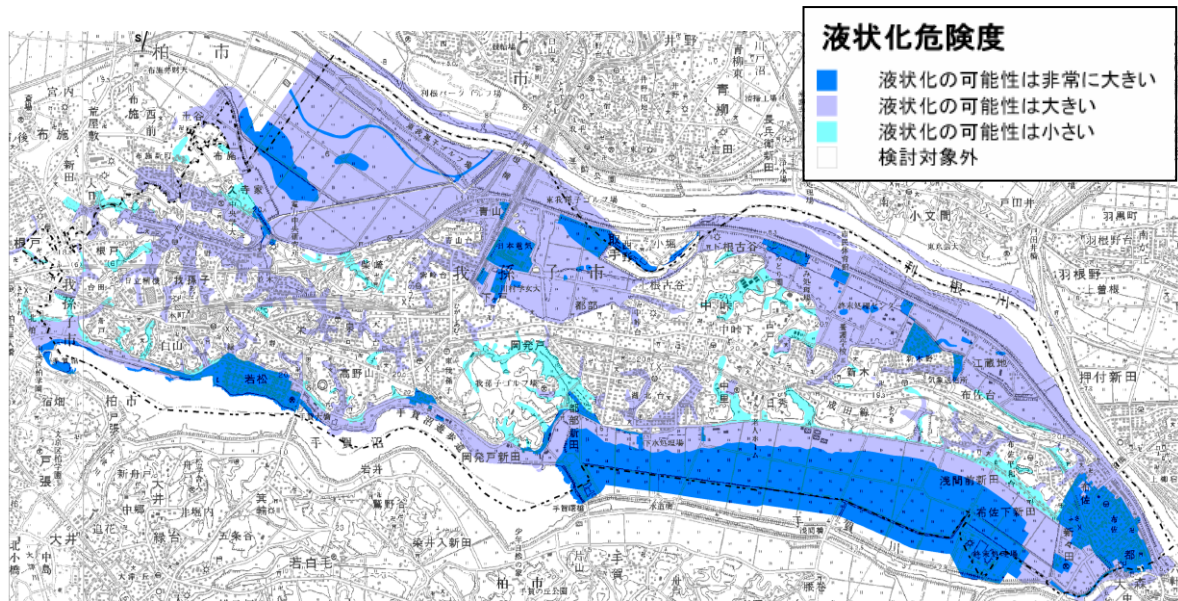


図 2-2 液状化危険度の分布

## 2) 市域で発生する事態の想定

震度及び液状化危険度の分布から、市域で次のような事態が発生すると想定する。

- 揺れにより、古い家屋が多数倒壊し、死傷者、要救助者が発生する。
- 老朽化したブロック塀、コンクリート塀が倒壊する。この倒壊により、狭い道路は、通行ができなくなる。
- 液状化現象により道路や家屋が損壊する。
- 冬季の夕刻は、火気の使用が多いため、火災が発生しやすい。強風の場合、延焼が広がるおそれがある。
- 地震による道路の損壊やがれきの散乱により、国道6号や国道356号等の幹線道路が渋滞する。
- 電気やガス、水道等のライフラインが寸断される。電話・メールもつながりにくくなる。
- JR常磐線や成田線が運休止、駅周辺に帰宅困難者が滞留する。

# 第3章 災害時優先業務

## 1 業務の選定基準

### 1) 選定基準

災害により、通常業務と災害応急対策業務が中断や遅延が発生した場合における、市民の生命や生活、社会経済活動への影響、法令等で中断が容認されているかどうか等について評価し、災害時優先業務をA～Eランクに選定した。

なお、1ヶ月以上着手しなくても影響のない業務（Eランク）は、対象としていない。

表 3-1 災害時優先業務の選定基準

区分	ランク	内容
災害時 優先業務	A	<u>発災後直ぐに</u> 業務着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動に重大な影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、優先的に対策を講じることが必要な業務。
	B	<u>発災後1日以内</u> に業務に着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。
	C	<u>発災後2日目～3日以内</u> に業務に着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。
	D	<u>発災後4日目～1週間以内</u> に業務に着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動等に影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。
その他	E	<u>発災後1週間は業務着手せず</u> 、応急・復旧対策に人員を優先することが望ましく、業務の中断が市民生活・社会経済活動に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務。

### 2) 災害時優先業務の対象範囲

災害時優先業務は、次の業務を対象とした。

#### (1) 災害対策業務

地域防災計画で定められている災害対策本部事務分掌の中で、各課で業務を細分化し対象業務を設定した。

#### (2) 通常業務

平常時に各課が行っている業務のうち、災害発生から1ヶ月以内に優先的に実施する必要がある業務を対象とした。

## 2 業務の選定結果

### 1) 災害時優先業務の総計

災害時優先業務は 476 件あり、そのうち、1 週間以内に着手すべき業務は、322 件であった。その内訳は、次のとおりである。

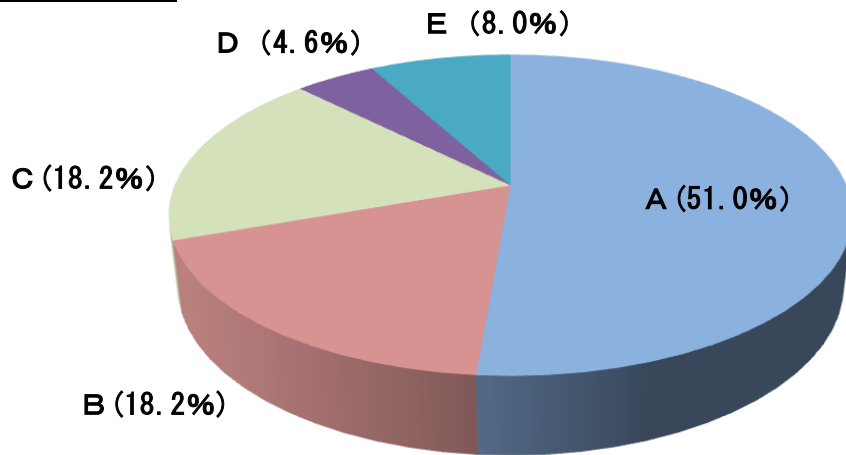
災害対策業務は、全体の約 50%の業務を発災直後に着手する必要がある。

通常業務は、1 週間以内に着手すべき業務が合計 79 件（ランク A～D）あり、多くの通常業務は、発災後数日間は着手しなくても影響が少ないとの結果となった。

表 3-2 市役所全体の選定結果一覧

	ランク	評価基準	災害対策業務	通常業務	合計
災害時優先業務	A	発災後直ぐに業務着手	135	25	160
	B	発災後 1 日以内に着手すべき業務	48	17	65
	C	発災後 2 日目～3 日以内に着手すべき業務	48	23	71
	D	発災後 4 日目～1 週間以内に着手すべき業務	12	14	26
	合計			243	79
その他	E	発災後 1 週間は着手しない業務	21	133	154
合計			264	212	476

災害対策業務



通常業務

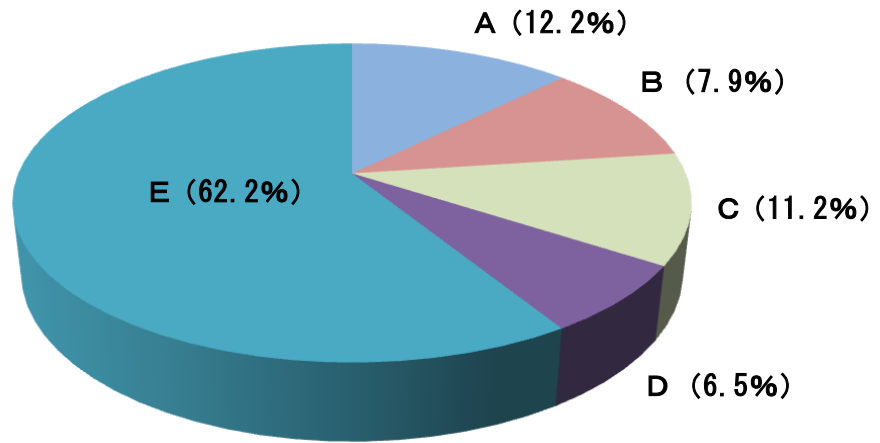


図 3-1 災害時優先業務の内訳

## 2) 各部の災害時優先業務

各部の災害時優先業務は、次のとおりである。

表 3-3 各部の災害時優先業務

	災害対策業務						通常業務					
	総数	A	B	C	D	E	総数	A	B	C	D	E
総務部	28	15	9	3	0	1	20	3	3	0	0	14
企画財政部	23	9	3	5	1	5	24	3	0	4	1	16
市民生活部	14	7	2	5	0	0	1	1	0	0	0	0
健康福祉部	38	13	11	11	2	1	38	4	1	5	7	21
子ども部	30	22	0	4	3	1	7	2	0	0	0	5
環境経済部	25	14	0	5	0	6	64	0	0	3	4	57
建設部	19	11	4	1	1	2	14	0	2	5	0	7
都市部	28	8	2	14	1	3	12	3	0	2	1	6
水道局	17	12	5	0	0	0	9	4	2	1	0	2
教育総務部	26	15	8	0	2	1	7	2	1	0	1	3
生涯学習部	11	7	2	0	2	0	3	2	1	0	0	0
会計課、議会事務局、 監査委員事務局	5	2	2	0	0	1	13	1	7	3	0	2
合計	264	135	48	48	12	21	212	25	17	23	14	133

※選挙管理委員会業務局は総務部に含む。

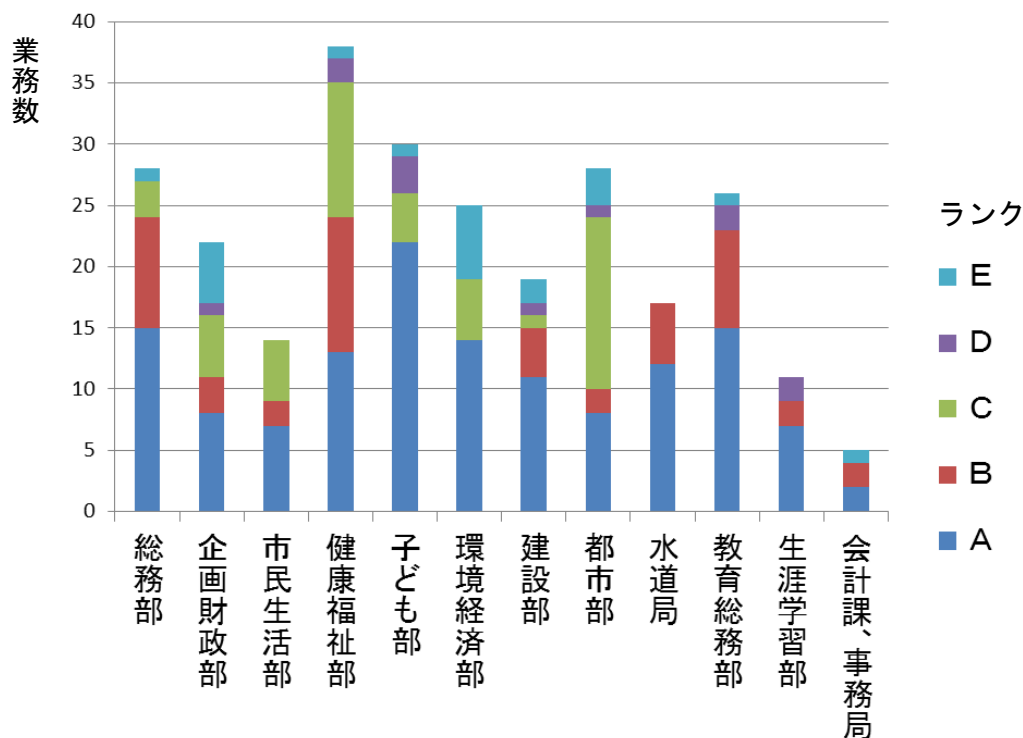


図 3-2 各部の災害対策業務



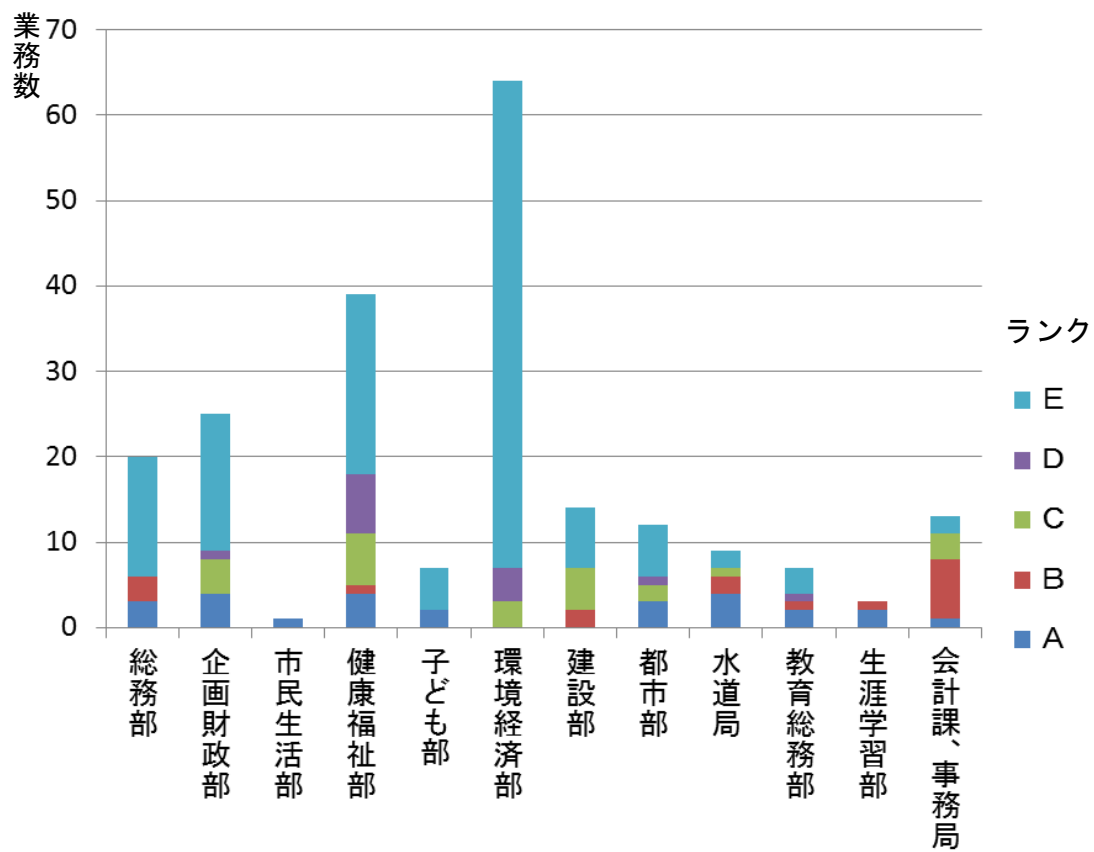


図 3-3 各部の通常業務

1週間以内に着手すべき優先業務（A～Dランク）

●総務部

区分	部署	業務名	優先度
災害対策 業務	総務課 (庁内調整班)	職員参集状況の把握	A
		災害対策状況の把握	A
		要員応援体制の調整	A
		物資搬入要員の調整	A
		要員交代の調整	A
	文書情報管理課 (情報収集班)	情報収集体制の準備(災害情報全体)	A
		被害状況の収集と整理	A
		地震と二次災害の情報収集	A
		緊急性の高い情報の周知・伝達	A
		支部・各班からの情報の収集と伝達	A
		情報収集体制の準備(市民・自治会・団体から)	A
		安否確認・要救助などの情報の整理(帰宅困難者の情報も含む)	A
		通信インフラの調査	A
		通信用資機材の準備	A
		利用可能な住記情報の準備	B
		救助活動等に必要な情報の提供	B
		安否情報の伝達	B
		利用可能な通信の周知と運用	B
	通信インフラの継続的調査	B	
	秘書広報課 (広報記録班)	災害関係情報の提供および広報	B
		報道機関との連絡調整・対応	B
		災害の記録	C
	施設管理課 (庁舎車輛班)	対策本部設置の設備・機材の確保	A
庁舎の機能確保		B	
災害時の配車計画		B	
車両の借上げ及び燃料確保		C	
緊急通行車両の申請		C	
通常業務	文書情報管理課	電算システム(基幹系)の運用・管理	A
		OA機器の管理	A
		ネットワークの管理	A
	秘書広報課	広報の編集・発行	B
		ホームページの管理・充実	B
		報道機関への情報提供	B

●企画財政部

区分	部署	業務名	優先度
災害対策 業務	企画課 (渉外班)	異常現象などの通報を受けた際の関係機関への通報	A
		市の通信施設が被災した場合の代替手段の確保	A
		災害対策本部と地域対策支部との連絡調整	A
		県内市町村・協定締結自治体への応援要請	A
		自衛隊の受け入れ	A
		被災地支援の情報収集	B
		被災時の市外被災地への支援	B
		入浴サービスの自衛隊への要請と施設や送迎の手配	B
	財政課 (被害調査班)	被害発生箇所の確認	A
		調査班の編成	A
		被害調査の総括	A
		初動調整業務	A
	課税課 (被害調査班)	住家被害認定	C
	収税課 (被害調査班)	申請受付窓口開設準備	C
		申請受付業務の説明会実施	C
		申請受付業務の開始	C
		り災台帳の作成・入力	C
申請・発行の集計		D	
通常業務	企画課	東葛広域行政連絡協議会	D
	財政課	予算の執行調整 (財政事務)	
		予算・決算業務	C
		交付税業務	C
		起債業務	C
	収税課	収納・相談業務	A
		収納消込業務	A
		口座振替業務	A

●市民生活部

区分	部署	業務名	優先度
災害対策 業務	市民課 (生活支援班)	相談窓口開設準備	A
		相談開始	A
		各支部等の相談窓口開設	A
		各支部相談開設	A
		相談について報告	A
		相談所の閉鎖	A
	市民活動支援課 (生活支援班)	災害救援ボランティアセンター設置に向けた調整	C
		各班からのボランティアにかかる情報収集・整理	C
		災害救援ボランティアセンターへの伝達	C
		災害救援ボランティアセンターからの要望にかかる調整	C
		自治会等からの情報受付体制の準備	B
		自治会等からの情報受付	B
		情報収集班への伝達	C
市民安全課 (総括班)	災害対策本部の設置・運営	A	
通常業務	市民課	本庁及び市内行政サービスセンターでの各種証明書の発行	A

●健康福祉部

区分	部署	業務名	優先度
災害対策 業務	社会福祉課 (要援護者班)	在宅要援護者避難支援	A
		避難所での要援護者のアセスメント	C
		福祉避難所の開設	C
		要援護者移送	D
	障害福祉支援課 (要援護者班)	負傷者の安全確保	A
		施設利用者の安全確保	B
		保護者・関係機関との連絡調整	B
		被災施設の現状把握	C
		在宅の要援護者の状況把握	A
		要援護者の訪問	B
		要援護者名簿に基づく避難・安全確保	B
	あらかき園、障害者福祉センター (要援護者班)	福祉避難所の状況確認	B
		要援護者支援体制の確保	B
		避難者名簿の作成、管理	B
		福祉避難所開設の周知	C
		他機関等と連携した福祉サービス等の提供	C
		緊急入所等の対応	D
	高齢者支援課 (要援護者班)	各施設の被害状況確認、入所者の状況確認及び施設運営支援	A
		福祉避難所協定締結施設の受け入れ可能状況確認	A
		要援護者の安全確認	A
		避難所生活困難者の確認	B
		福祉避難所への移動支援者・手段の確保及び移動	C
		福祉避難所必要物品等の確保及び運営支援	C
	国保年金課 (要援護者班)	遺体安置所の設置	A
		遺体の安置	A
		遺体の検視・検案	B
		身元確認作業・遺体の引渡し	B
		遺体確認作業の継続	B
		一定期間を超えた身元不明人の火葬手続き	C
		火葬場までの遺体搬送手続き	C
遺骨・遺品の一時保管作業		C	
健康づくり支援課 (医療班)	我孫子市医師会災害対策本部の設置・運営	A	
	医師会医療救護班の編成	A	
	救護所の設置・運営	A	
	医療品・医療用資機材等の確保	A	
	避難所の巡回	C	
	後方医療機関の確保、傷病者の搬送	A	

区分	部署	業務名	優先度
通常業務	社会福祉課	窓口対応	A
		生活保護ケースワーク業務	C
		見舞金、助成金、貸付制度の周知と支給業務	C
		新規の生活保護申請	D
		電話対応	A
		DV相談	D
	障害福祉支援課	コミュニケーション支援事業	A
		補装具・日生具給付事業	C
		障害福祉サービスの給付	D
		障害者相談支援事業	B
		障害福祉サービスの相談・決定	C
		各相談事業所の相互連絡	D
	高齢者支援課	養護老人ホーム措置入所	A
		高齢者の総合相談	C
	国保年金課	保険証の再発行	D
		限度額認定証の発行	D
特定疾病受療証の発行		D	

●子ども部

区分	部署	業務名	優先度
災害対策 業務	子ども支援課 (要援護者班)	福祉施設（幼児・児童）の支援体制編成	A
		情報収集及び情報提供	A
		必要な物資・器材の支給	A
		メンタルヘルスケア及び健康管理	A
	保育課 (要援護者班)	入園児童の安否確認	A
		入園児童を避難所へ避難	A
		帰宅困難保護者の児童の保育を実施	A
		給食の提供	A
		周辺の火災状況確認	A
		建物の危険度判定依頼	A
		ボランティアの派遣要請	A
		食料、生活用品等の供給	A
		給食の提供	A
		要援護者の健康状態の確認	A
		安否確認	A
		捜索・避難支援	A
		幼児・児童等の保護	A
		物資班との連携	C
	保護者へ児童の引渡し	C	
	情報提供	D	
	子ども相談課 (要支援者班)	在宅要援護者支援（幼児・児童）班の編成	A
		要保護児童等の発見・保護	A
		保護児童等を救護所・福祉避難所への引き渡し	A
		母子等傷病者の救護所等への搬送	A
		食料班、生活用品供給・救援物資受入班、避難所運営総括に情報提供	A
		粉ミルク・水の搬送等後方確保	C
	こども発達センター (要支援者班)	福祉避難所（乳幼児・児童対象）の開設	C
災害時要援護者への相談対応		D	
食料、生活用品等の供給		D	
通常業務	子ども支援課	学童保育の運営	A
	保育課	児童の保育の実施	A

●環境経済部

分	部署	業務名	優先度
災害対策 業務	商業観光課 (物資班)	生活品・物資補給対策本部設置・運営	A
		道路・交通・避難所人数の情報収集	A
		災害支援企業との連絡調整	A
		生活品・物資の配給及び受入対応	A
	企業立地推進課 (物資班)	生活品・物資補給対策本部設置・運営	A
		道路・交通・避難所人数の情報収集	A
		災害支援企業との連絡調整	A
		生活品・物資の配給及び受入対応	A
	農政課 (物資班)	食料支給対象者の数の把握	C
		備蓄食料の配布	C
		食料の確保	C
	手賀沼課 (し尿班)	仮設トイレの運営	A
		仮設トイレの設置(初動対応)	A
		仮設トイレの調達	A
		仮設トイレの設置(100人/1基)	A
		し尿処理業者との連絡調整	A
放射能対策室 (し尿班)	市内の放射性物質取扱事業所における事故の有無の把握	A	
クリーンセンター (廃棄物班)	廃棄物処理業務	C	
	し尿収集業務	C	
通常業務	手賀沼課	住宅用太陽光発電支援事業	D
		埋立て条例に基づく規制業務	D
		蜂・害虫などの相談業務	D
		住宅用省エネルギー設備導入促進事業	D
	クリーンセンター	一般廃棄物収集業務	C
		し尿収集業務	C
		一般廃棄物搬入及び処理業務	C



●建設部

区分	部署	業務名	優先度
災害対策 業務	道路課 (復旧班)	道路及び橋りょうの復旧	A
		交通規制	A
		建築業界への協力要請	A
	交通課 (帰宅困難者班)	帰宅困難者発生状況の把握	A
		一時滞留施設の開設・誘導	A
		特別搬送者の輸送手段の確保	A
		公共交通情報の収集	A
		交通課所管施設の被災状況の確認	A
	治水課 (復旧班)	被災状況の把握	A
		関係機関との調整・災害報告	A
		緊急的な応急復旧	B
		応急復旧計画策定	C
		応急復旧	D
	下水道課 (復旧班)	下水道施設点検調査業務	A
		応急復旧業務	B
		関係機関との調整業務	B
排水設備指定工事店との調整業務		B	
通常業務	治水課	樋管点検業務	B
		ポンプ施設点検・電気工作物保安業務委託	B
		法定外公共物使用・占用業務	C
		境界確定業務	C
		水防業務	C
	下水道課	下水道施設台帳等管理業務	C
		漏水・溢水対策業務	C

●都市部

区分	部署	業務名	優先度	
災害対策業務	都市計画課 (住宅班)	住宅の応急修理相談窓口の開設	C	
		相談受付・運営	C	
		相談案件の取り纏め	C	
		実施依頼	C	
	布佐東部地区復興 対策室	住宅に関する相談窓口の開設	C	
		相談受付・運営	C	
		相談案件の取りまとめ	C	
	建築住宅課 (住宅班)	被害状況の情報収集	A	
		応急危険度判定結果の情報収集	A	
		職員による判定実施準備	B	
		県(住宅課:住宅政策室)に応急仮設住宅の設置要請及び必要戸数決定	B	
		避難場所等の判定実施	C	
		判定実施計画の作成	C	
		判定士の受入	C	
		判定実施	C	
	応急仮設住宅の設置場所確認決定	C		
	公園緑地課 (帰宅困難者班)	公園施設の被害状況の把握	A	
		公園施設の復旧	A	
		公園への避難者の状況の把握	A	
	地域整備課 (帰宅困難者班)	一時滞留施設の運営	A	
		帰宅困難者への情報提供	A	
		帰宅困難者の搬送依頼	A	
	宅地課 (住宅班)	被災建築物の応急危険度判定	A	
		がけ崩れ対策	A	
		宅地の応急危険度判定	A	
		住宅の応急修理	C	
		住宅関係の障害物の除去	C	
		仮設住宅の設置及び管理	D	
	通常業務	布佐東部地区復興 対策室	被害状況の把握	C
			各支援策の情報提供	D
公園緑地課		公園・緑地等の維持管理	A	
宅地課		都市計画法 29 条開発許可	A	
		都市計画法 32 条事前協議	A	
		違反宅地開発事業是正指導	C	

●水道局

区分	部署	業務名	優先度		
災害対策 業務	経営課 (給水班)	車両輸送による搬送	A		
		応急給水作業	A		
		優先給水作業	A		
		仮設給水作業	A		
		広報作業	A		
	工務課 (給水班)	必要図面・資機材の準備	A		
		浄水施設の被害情報の収集	A		
		消毒施設、非常用発電機施設の点検	A		
		取水・導水・浄水・配水施設の機能点検	A		
		取水・導水・浄水・配水施設の復旧	B		
		配水流量調整	B		
		必要図面・資機材の準備	A		
		送・配水管路の被害状況調査	A		
		送・配水管路の被害箇所の間断水	B		
		送・配水管路の被害箇所の復旧	B		
		必要図面・資機材の準備	A		
		給水装置の復旧	B		
		通常業務	経営課	施設の維持管理	A
				お客様センター業務とその監理	A
工務課	水質検査(放射能測定)		A		
	浄水場の維持管理		A		
	配水管工事		C		
	漏水工事		B		
	給水装置工事の設計審査		B		

●教育総務部

区分	部署	業務名	優先度
災害対策 業務	総務課 (避難所班)	各避難所運営総括へ連絡	A
		避難所施設管理者への連絡支援	A
		開場・受け入れ	A
		自主防災組織等代表者、施設管理者との連携	B
		開設状況の確認	B
		人・モノ・情報の要請支援	B
		食糧・物資の請求支援	B
	指導課 (避難所班・天王台 地区)	避難所の開設伝達	A
		避難所開場支援	A
		避難所情報収集	A
		避難所運営支援	A
		避難所食糧・物資支援	A
		避難所広報の支援	B
		応急教育に関すること ・教育の場の確保	A
		応急教育に関すること ・教育環境の整備	B
	教育研究所 (避難所班・湖北地 区)	施設の使用確認	A
		防災関係設備の確認	A
		備蓄確認	A
		スペース、ルール	A
		受入及び避難状況の把握	A
		情報提供	A
食糧・物資の請求支援		B	
物資等配布		B	
運営委員会支援		D	
自主運営支援		D	
通常業務	総務課	部の企画調整	B
		教育委員会議	D
		校地及び校舎の維持管理	A
	教育研究所	教育研究所の管理運営	A

●生涯学習部

区分	部署	業務名	優先度
災害対策業務	生涯学習課 (避難所班)	市民等からの電話問い合わせ	A
	図書館 (避難所班・布佐地区)	施設の使用確認	A
		防災関係設備の確認	A
		備蓄確認	A
		スペース、ルール	A
		受入及び避難状況の把握	A
		情報提供	A
		食糧・物資の請求支援	B
		物資等配布	B
		運営委員会支援	D
		自主運営支援	D
通常業務	生涯学習課	生涯学習センター・公民館の管理運営	A
	図書館	図書館の管理運営	A
	鳥の博物館	所蔵剥製標本の管理、保全	B

●会計課、事務局

区分	部署	業務名	優先度
災害対策業務	会計課 (渉外班)	帰宅困難者支援	A
	議会事務局 (市外被災者班)	救援物資の確保	A
		救援物資の管理	B
		輸送手段の確保・輸送	B
通常業務	会計課	支出命令の審査	B
		会計処理の庁内への連絡	B
		指定金融機関との連絡調整	B
		財務会計システムの動作確認	B
		金庫の状況確認	B
		支出命令の執行	C
		収入の受入業務	C
		県証紙の売捌き	C
	議会事務局	議員の身分、議員報酬等	A
		本会議及び委員会	B
議会施設		B	

## 第4章 職員の確保

### 1 勤務時間内の職員の確保

---

勤務時間内に震度6弱の大規模な地震が発生した場合、大きな揺れが想定されるが、建物自体に甚大な被害は発生しないものと想定される。

庁舎内の職員は、室内の落下物や転倒物により一部が負傷する可能性もあるが、多くの職員が地震後も継続して勤務可能であると想定される。

### 2 勤務時間外の職員の確保

---

#### 1) 参集調査方法

勤務時間外（夜間・休日等）に大規模な地震が発生した場合、公共交通機関の断絶や道路の通行支障により職員が参集できないことが想定される。

そこで、地震発生時に自宅にいることとし、道路の損壊や公共交通機関の停止を考慮して、徒歩又は自転車をを用いて集合場所までの参集時間について調査を実施した。

#### 2) 参集調査結果

調査結果は、次のとおりである。

発災後1時間以内に参集可能な職員は657人（67.6%）、2時間以内では792人（81.5%）との結果になった。

表 4-1 調査結果（全庁）

	総員	60分以内	61分～ 120分以内	121分以上
参集人数	972人	657人	135人	180人
参集率	—	67.6%	13.9%	18.5%

※一部消防署員は含まず。

表 4-2 部別の職員参集人数

	総員	60分以内	61分～ 120分以内	121分以上	120分以内に 参集可能な人数の割合(%)
総務部	64	46	6	12	81.3
企画財政部	72	57	5	10	86.1
市民生活部	89	72	1	16	82.0
健康福祉部	201	124	30	47	76.6
子ども部	141	97	15	29	79.4
環境経済部	68	49	13	6	91.2
建設部	70	49	12	9	87.1
都市部	62	42	12	8	87.1
水道局	23	19	2	2	91.3
消防本部	20	15	4	1	95.0
教育総務部	60	36	14	10	83.3
生涯学習部	83	41	22	20	75.9
会計課、議会、監査	17	10	2	5	70.6
合計	970	657	138	175	82.0

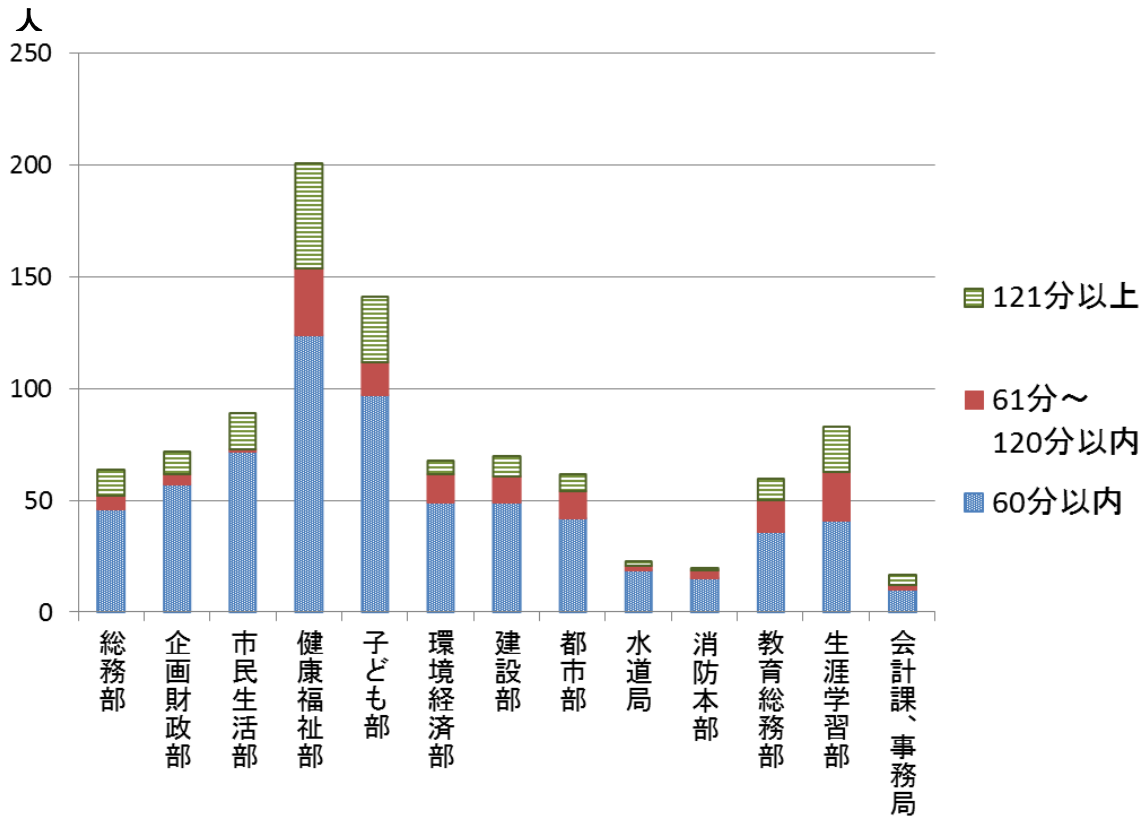


図 4-1 部別の職員参集人数

### 3 課題と対策

#### 1) 課題

調査の結果、発災後1時間以内に参集可能な職員は657人(67.3%)、2時間以内では792人(81.1%)であり、発災後の早い段階から災害時優先業務の遂行が可能であるとの結果になった。

早朝に発生した阪神・淡路大震災(平成7年)では、発災当日の参集職員は約4割から5割程度であったことと比較すると、参集できる職員の割合は高い。

図 4-2 【参考資料】阪神・淡路大震災での参集率(千葉県業務継続計画による)

	1月17日 (18時間後)	1月18日 (42時間後)	1月19日 (66時間後)	1月20日 (90時間後)	1月25日 (210時間後)
神戸市	41%	約6割	約7割	約8割	約9割
芦屋市	42%	52%	60%	69%	—
西宮市	51%	66%	69%	78%	—

ただし、この調査は、あくまでも各職員が独自に推定したものであり、実際に大規模な地震が発生した場合は、様々な要因により十分な職員数を確保できないことも予想される。

また、組織内部の要因によっても、混乱の中で初動から迅速かつ的確な行動をおこなうことが困難な場合も想定される。

#### (1) 参集困難な要因

大規模な地震時には次の要因で参集できないことが想定される。

##### ① 職員の被災

職員自身、家族、自宅の被災により参集することが困難、あるいは大幅に遅れる場合がある。

##### ② 地域の自主防災活動への参加

居住地域において倒壊家屋の閉じ込め等があり、救助活動等に参加することにより、参集が遅れる場合がある。

##### ③ 橋梁等の被害

利根川橋梁の被災等により通行不能となり、迂回するため参集に時間を要する場合がある。

#### (2) 責任者の不在

各所属の責任者等のキーマンが参集できないことにより、迅速な指示や判断ができなくなる場合がある。

#### (3) 代替要員の不在

発災当初の数日間は、24時間体制での対応が必要な場合があり、交代要員が必要と



なる。

(4) 各部各課間の業務量の不均衡

災害時優先業務の抽出では、各部単位に優先すべき業務数にばらつきが生じている。1つ1つの業務については、業務量が同じとは限らないものの、業務が一時期に集中し、特定の部課が人手不足となるおそれが生じる。

## 2) 対策

(1) 耐震化・安全化の促進による職員被災の軽減

職員の被災による要員不足を防止するためには、職員自身の自宅の耐震診断、耐震改修を促進する必要がある。

また、建物だけでなく、室内の家電製品、家具の固定といった身近なところでの安全対策も含めて、職員自身、家族の被災を防ぎ、迅速な参集ができるよう、居住環境の耐震化・安全化への意識啓発に努める。

(2) 参集可能な環境づくり

発災時に、職員が自らの職責を全うするためには、家族からの理解や協力が重要となる。そのため、発災時の家族の安否確認ができるよう、災害用伝言ダイヤルサービス等の周知等により、家族との連絡方法を事前に定める。

(3) 災害時優先業務の理解

① 災害対マニュアルの作成、更新

勤務時間外に発災した場合に、少ない参集職員で活動を行うためには、災害時優先業務を事前に理解することが重要である。そのため、担当者以外の職員でも対応がとれるように、災害対策マニュアルを検討し、毎年の更新を図り、市役所全体の災害時優先業務について理解する。

② 指揮代理順位の明確化

参集職員が少ない中で、組織的な対応ができるように、各部課における指揮者の代理順位を明確にする。

(4) 災害対策かかる人材の育成

① 訓練の実施

災害対策業務は、通常の勤務を積み重ねることにより習熟するものではない。そのため、平時から防災研修や図上訓練等を通じて人材育成を実施する。

② 有資格者の確保

応急危険度判定といった有資格者や、防災士といった有資格者をふやすため、外部機関や団体等が開催する研修等へ職員が参加できる機会を増やし、資格の取得に努める。

(5) 部課間の人員配置

災害対策の実施にあたっては、部課の体制の枠を越えて、ニーズに合わせて必要な職員数を投入する柔軟な組織運営が必要となる。そのため、本部会議での決定により職員の配置を行うこととする。

(6) 専門ボランティア等の活用

① 専門ボランティアの確保

全ての災害対策業務を、市役所職員だけで実施するのは困難である。そのため、協定を締結している関係団体や事業者等から、医師、看護師、応急危険度判定士といった専門的な知識、技能や特定の資格を要する専門的ボランティアを確保し、対応できる体制を構築する。

② 市役所退職者等の活用

行政の知識と経験を活用した支援を受けるため、市役所退職者等を活用する体制も検討する。

## 第5章 執務環境

大規模な地震の発生時に業務を継続するためには、建物、ライフライン等の執務環境が、どれだけ機能するかについて理解し、対策を講じる必要がある。

そのため、庁舎、ライフライン、庁舎設備について現状と今後の対策方針について検討する。

### 1 庁舎

#### 1) 現状

職員が執務している庁舎は、耐震補強等により 100%耐震性が確保されている。

表 5-1 部別の職員参集人数

庁舎名	建設年月	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性
本庁舎	S43年9月	RC	4,860	○
東別館	S59年3月	S	795	○
西別館	H3年3月	RC	1,485	○
分館	H11年3月	S	437	○
議会棟	S43年9月	RC	1,223	○

一方、我孫子市耐震改修促進計画では、平成19年3月末で、庁舎等77棟、教育施設88棟のうち、耐震性が確保されていない建物があり、平成27年度を目指して耐震化が図られている。

#### 2) 課題と対策

##### (1) 非構造部材等の耐震化の推進

職員が執務している庁舎の耐震性は確保されている。しかし、大規模な地震の強い揺れによって、壁、天井、窓ガラス等の非構造部材が落下することもあり、人的被害や建物の使用不能となることが予想される。

そのため、天井等の点検及び耐震化の確保、窓ガラスの飛散防止等の措置が必要であり、各施設を管理するそれぞれの課により対応する。

##### (2) 室内の安全対策

書棚等の事務機器は、大きな揺れによって倒壊し、職員の負傷、机上のパソコン等の破損などの原因となるほか、書類等の散乱により片付けに多大な労力が必要となるおそれがある。

さらに、パソコン、コピー機等の機器が、落下したり、転倒したりして破損し、機能を失うおそれがある

そのため、書棚等の固定や上部の落下物の除去などの安全対策を推進する。

① 書棚

壁面等に固定、複数の棚を連結して転倒を防止する。また、棚上部に段ボール、書籍等の荷物を置かないルールとする。

② パソコン、プリンター

耐震マット等で転倒、落下を防止する。

③ コピー機

キャスターにストッパーを設置し、揺れに伴う移動を防止する。

## 2 ライフライン・システム

---

### 1) 現状

(1) 電力

庁舎で非常用発電機が設置されているのは本庁舎のみで、その電力の供給先は、電話用電源及び消防用設備となっている。

また、地震により停電となった場合、燃料である軽油の補給がない場合は、稼働時間が7時間となっている。

そのため、夜間の場合は、全ての庁舎で室内照明、電気の供給がない状況での対応となる。

(2) 電話

災害時にも発信が優先される災害時優先電話は、消防本部、市民安全課、道路課、治水課等に39回線が確保されている。

これらの電話は、停電による電力供給が絶たれると機能しないおそれがある。

(3) 防災行政無線

また、本庁舎と市出先機関、避難所施設等にはMCA無線や市防災行政無線（移動系）が配備されている。市民への情報伝達手段として防災行政無線（固定系）が設置されている。

防災行政無線（統制台）には、無停電電源装置（継続使用で1～2時間の使用可能）が配置されているが、停電の場合は、それ以降は使用ができない状況となっている。

また、防災行政無線（固定系）も停電の場合、機能しない。

(4) 庁内ネットワーク

庁内ネットワークのサーバーは、職員の手動起動による非常電源装置の設置、燃料確保体制があり、停電時においても機能は確保されている。

ただし、専用線（BEW）に障害が発生すると、ネットワークが利用不能となる。さらに、インターネット用回線（UCOM）の障害等では、メールやインターネットが利用できなくなる。

## 2) 課題と対策

### (1) 電力

#### ① 非常電源の設置

非常電源の現状においては、商業電源が停止した場合、全ての庁舎で照明がない状況になるため、全ての庁舎に非常電源を設置するように検討する。

#### ② 発電機・照明の備蓄

緊急的な対応として、小型の発電機を配備することにより、最低限の照明は確保できるよう努める。

#### ③ 燃料補給体制の構築

継続的に非常電源を稼働できるよう、燃料の補給のために石油販売業者等との協定により優先的に燃料の供給を受ける体制を構築する。

### (2) 電話

電話の機能を確保するために非常電源の確保が必要である。

### (3) 防災行政無線

(2)と同様に、停電時の通信機能を確保するためには、非常電源の確保が必要である。

さらには、災害時における携帯電話等を確保するため、市と契約している通信事業者との協議により、必要に応じて協定を締結するなどの確保体制を構築する。

### (4) 庁内ネットワーク

#### ① ネットワーク技術の習得

庁内ネットワークは非常電源装置があり、停電に対するリスクは低い。しかし、何らかの要因により破損・停止することも想定することも必要である。その場合、復旧は外部の委託業者等へ依存しており、また高度な技術を要するため、長期にわたる機能停止も懸念される。

そのため、職員のみでもある程度の対応が可能ないように、ネットワーク技術の共有や、人事異動があっても技術を継承する仕組みを構築する。

#### ② 無停電電源装置の設置

各部署においては、重要システムについては、停電による異常停止、データの損失、ハードディスクの破損を防止するため、無停電電源装置の導入を図る。

## 3 職員の活動環境

---

### 1) 現状

#### (1) 空調

庁舎の空調は電力によるものであり、停電の場合は機能しない。

揺れ等により故障した場合は、常駐職員（庁舎総合管理委託業者）による対応となり、即応性が確保されている。

#### (2) 食料・飲料水等

断水した場合には、各施設において飲料水及び生活用水の確保が困難な状況となる。

### (3) トイレ

断水した場合あるいは、下水道が被災した場合に、各施設においてトイレが使用できなくなる。仮設トイレが必要となるが、職員用のトイレの備蓄はない状況である。

## 2) 課題と対策

### (1) 空調

停電により空調が停止した場合に備えて、夏期においては、うちわや扇子の利用、服装の軽装化、冬季は、毛布、ダウンジャケット等の備蓄を各職員で行い対応する。

さらに、環境の悪化による職員の体調に考慮して、休憩場所の確保やローテーションにも配慮する。

### (2) 食料・飲料水等

断水した場合には、庁舎の受水槽の水が飲料水として消毒なしに3日間程度は引用可能である。そのため、給水資機材の備蓄、給水方法等を検討する。職員用のペットボトルの行政備蓄、さらには、各職員の自助の備えとして、ペットボトルを自分自身で備蓄を行うことを推奨する。

食料や泊まり込みに必要な物資についても、市役所と職員自身での備蓄を実施する。市役所内の売店や自動販売機の設置業者等と在庫商品等の提供について協議する。

### (3) トイレ

庁舎管理担当による点検があるまで、トイレは使用禁止とする。

市備蓄の仮設トイレは、被災者用であるため、職員が使用するための庁舎用仮設トイレの備蓄を行う。

また、緊急的には、トイレパックといった簡易トイレの備蓄を行う。

## 第6章 業務継続計画の推進

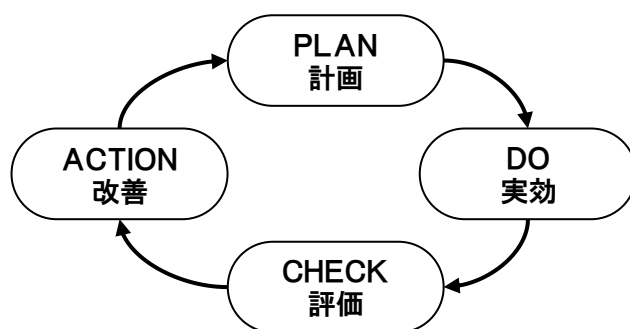
### 1 業務継続のマネジメント

---

業務継続計画は策定することが目的ではなく、計画に定められた対策の実践を継続して行うことを目的とするものである。

毎年、各部署での資機材や体制の整備、防災に関する研修や訓練を行い、実効性の評価・検証をして、新たな課題や問題点を抽出し改善に向けた取組をすることで、実効性を確保することが可能となる。

そのため、業務継続計画の策定を出発点として、業務継続マネジメント(BCM)におけるPDCAサイクルを継続的に実践する。



P: 1年間の目標を設定し、行動計画を提示する。(4月)

D: 対策の推進を図る。(1年間)

C: 達成状況をチェックする。(3月)

A: 未達成事項について、新たな対処方法を検討する。(3月)

図 6-1 PDCAサイクルによる運用イメージ

### 2 教育の実践

---

業務継続計画の実効性を確保するためには、職員にBCPの内容を周知し、職員自身が業務継続の重要性や大規模な地震の発生時における各自の役割を理解しておくことが重要である。

そのため、作業手順書や災害対策マニュアルの周知や更新、職員研修の実施等、継続的な防災教育を実施する。

### 3 訓練の実施

---

大規模な地震が発生した場合に、少ない職員でも災害状況に応じて優先業務を的確に遂行するため、平常時から図上訓練を実施し、災害時優先業務に対する習熟度を高めておくこと

が必要である。

## 4 評価と更新

---

業務継続計画を検討するにあたっては、各部各課実施する災害対策業務及び通常業務について、業務のボトルネック（業務を阻害する原因）を検討し、現状の問題点及び改善を図るために平常時に実施すべき対策を検討し一覧表としてまとめている。

この表をチェックリストとして、1年間に「何を」「どれだけ」改善を図ったのか、チェックし検証することによって達成度を評価し、新たな目標を設定して、業務継続計画の更新を図る。



# 卷 末 資 料



総務部（災害対策業務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
総務課	1	職員参集状況の把握	職員の参集状況(安否確認)の把握	災害現場での復旧作業の遅延に繋がる。	A	職員の参集状況を把握する。(発災時から一週間)	参集状況の把握の方法をマニュアル化しておく必要がある。	課全体で情報の共有を習慣づける。
総務課	2	災害対策状況の把握	各班間の災害対策における状況を把握する。	災害現場での復旧作業の遅延に繋がる。	A	各班間の災害対策状況を把握する。	各班の業務内容を把握する必要がある。連絡手法、連絡系統を把握する必要がある。	課全体で情報の共有を習慣づける。
総務課	3	要員応援体制の調整	各班からの人員の過不足の要求を聞き、応援体制の調整を図る。	災害現場での復旧作業の遅延に繋がる。	A	各班の人員配置を把握し、人員が手薄な班に対して他の班より人員を配置していく。	人員の要求などに対して、迅速に対応できるかが課題である。	課全体で情報の共有を習慣づける。
総務課	4	物資搬入要員の調整	避難所開設時に物資搬入の人員配置をする	避難者の安全確保が遅れる	A	迅速に物資搬入を行うため、人員配置する	職員の参集状況を把握し、人員配置ができるかが課題である。	課全体で情報の共有を習慣づける。
総務課	5	要員交代の調整	避難所の人員交代の調整を行う	避難所の運営に支障がでる	A	避難所の人員交代の調整を行う	職員の参集状況を把握し、人員確保ができるかが課題である。	課全体で情報の共有を習慣づける。
文書情報管理課	1	情報収集体制の準備 (災害情報全体)	場所・人員・受付様式・通信機材などの準備	災害対応の全てにおいて正常な判断ができず、被害が拡大する。	A	MCA無線の活用。機材の準備・情報の記録・取りまとめ等の職員が10名程度必要。	人員の確保が困難な場合がある。様式の準備不足・電源や通信機材の不足。	初めて見た人でも容易に使える簡単でかつ汎用性の高い様式の準備(印刷・配置を含む)。人員不足に陥らないための配備体制。あらゆる通信に対応するための機材の準備。
文書情報管理課	2	被害状況の収集と整理	支部・職員・消防・関係機関などからの情報収集と整理	災害対応の全てにおいて正常な判断ができず、被害が拡大する。	A	現地調査の報告・消防・警察・自衛隊・インフラ業者などからの報告と聞き取りを行い、情報を整理する。職員5名以上	人員の確保が困難な場合がある。大量に寄せられる情報の分類・整理の方法が決まっていなく、十分な訓練もしていない。	人員不足に陥らないための配備体制。情報の分類・整理のマニュアルづくりと十分な訓練
文書情報管理課	3	地震と二次災害の情報収集	放送局・関係機関・防災情報システム等からの情報収集	余震・火災・土砂災害などへの対応・警戒が行えなくなる。	A	余震・火災・土砂災害・有害物質の拡散などの情報を収集する。被害状況と伴に収集することが多いため連携して行い、収集しながら分類する。職員3名以上。	人員の確保が困難な場合がある。大量に寄せられる情報の分類・整理の方法が決まっていなく、十分な訓練もしていない。	人員不足に陥らないための配備体制。情報の分類・整理のマニュアルづくりと十分な訓練。
文書情報管理課	4	緊急性の高い情報の周知・伝達	余震・火災・土砂災害・避難勧告等の情報の発信	被害の拡大を招く。	A	緊急性の高い情報については、防災無線操作者・消防・警察・自衛隊・報道機関などへ伝達。広報記録班・支部などへ伝達し市民への周知を図る。	どのような情報をどこへ伝達するか想定やルールがない。市民への周知の方法が十分に準備できているか検討が必要。十分な訓練が行われていない。	情報収集と伝達方法に関するマニュアルづくりと、十分な訓練。
文書情報管理課	5	支部・各班からの情報の収集と伝達	全ての情報の集約と支部・各班が必要とする情報の提供	応急復旧対応の現場が情報から孤立し、本部も現地の状況が把握できなくなる。	A	支部・各班からの報告等を受け、必要とされる情報の提供や資機材の手配。	入ってくる情報を効率よくまとめる手法と必要な情報をすばやく提供できる手法の研究が必要。あわせて、情報の共有化についても検討が必要。	情報収集と伝達方法に関するマニュアルづくりと情報共有化の手法を決めておく。
文書情報管理課	6	情報収集体制の準備 (市民・自治会・団体から)	場所・人員・受付様式・機材などの準備	生存者・行方不明者に関する対応が取れず、家族との再会も大幅に遅れる。避難行動への遅れや必要な支援が受けられないなどの問題が生じる。	A	機材の準備・情報の記録・取りまとめ等の職員4名以上	市民・自治会・団体からの情報は被害報告と併せ問い合わせや指示を仰ぐものが多いと想定される。受ける情報と提供する情報の整理の手法について検討が必要。	情報収集と伝達・提供方法に関するマニュアルづくりと、十分な訓練
文書情報管理課	7	安否確認・要救助などの情報の整理 (帰宅困難者の情報も含む)	市民・支部・避難所・消防・関係機関などからの情報収集と整理	生存者・行方不明者に関する対応が取れず、家族との再会も大幅に遅れる。避難行動への遅れや必要な支援が受けられないなどの問題が生じる。	A	避難者の情報の把握・自主防災組織からの安否確認情報の整理・要救助などの情報伝達。	市民・自治会・団体からの情報は被害報告と併せ問い合わせや指示を仰ぐものが多いと想定される。受ける情報と提供する情報の整理の手法について検討が必要。	情報収集と伝達・提供方法に関するマニュアルづくりと、十分な訓練

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル（内容）	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
文書情報管理課	8	利用可能な住記情報の準備	住記情報を利用できるシステム・サーバ・端末などの準備	救助活動での発見の遅れや救助漏れの恐れなどが生じる。遠方の親族からの安否確認が非効率になる。その他、様々な場面で住民情報の確認が非効率になる。	B	基幹システム以外の業務系システムで全ての住民の情報を持っているシステムが存在するため、最低1つはシステムを使用できるようにする。市民課で保管の住民基本台帳を活用する。(6ヶ月更新)	どのシステムがどんな情報をもっているのか把握しきれていない。システムにログインするためのID・パスワードは担当課しか分からない。	システムが持っている情報の把握とログインID・パスワードの保管。
文書情報管理課	9	救助活動等に必要情報の提供	救助活動現場への世帯情報の提供など、救助・安否確認・被災者支援に活用する	救助活動での発見の遅れや救助漏れの恐れなどが生じる。遠方の親族からの安否確認が非効率になる。その他、様々な場面で住民情報の確認が非効率になる。	B	世帯情報の確認・提供やリストの作成などに活用する。システムによっては、現病歴・既往歴などが確認できる場合もある。	どのシステムがどんな情報をもっているのか把握しきれていない。システムにログインするためのID・パスワードは担当課しか分からない。	システムが持っている情報の把握とログインID・パスワードの保管。
文書情報管理課	10	安否情報の伝達	生存の有無・避難場所などの安否情報伝達	救助活動での発見の遅れや救助漏れの恐れなどが生じる。遠方の親族からの安否確認が非効率になる。その他、様々な場面で住民情報の確認が非効率になる。	B	避難者の安否情報の把握・帰宅困難者の把握を行い、問い合わせ対応や情報提供・支部との共有を行う。	避難者や安否情報の公表の方法などの手順が決まってない。	避難者の情報や安否情報などをどのように集め公表していくか決めておく。
文書情報管理課	11	通信インフラの調査	IP電話・携帯・無線・インターネット・庁内LANなどの疎通確認	情報収集の手段が大幅に制限され、体制の準備・収集・整理に重大な影響がでる。	A	利用可能な通信を調査確認し、通信できない場合でも、外的要因か内的要因かの判断を行う。	調査確認できるスキルのある職員が少ない。災害に強いインフラが十分に整備されてなく、最悪の場合何も使える機材が無いという状況になる。	「災害の前提」では、使えるインフラが一部の電話と無線のみである。さらなる災害に強いインフラの整備の必要性がある。災害時に専門の業者による支援は望めないため、庁内に残された資源でなにができるか検討できる職員のスキルアップも図る。
文書情報管理課	12	通信用資機材の準備	電話機・無線機・端末・ネットワーク機器などの設置	情報収集の手段が大幅に制限され、体制の準備・収集・整理に重大な影響がでる。	A	利用可能な通信に対応する機器の設置や設定を行う。例えば、庁内LANが限定的にでも利用できる場合、本部に必要な台数の端末とIP電話を設定変更して配置する。	各種設定が行えるスキルのある職員が少ない。既存のパソコンを活用するにしても、設定変更のための管理者のパスワードを知る職員は5人しかいない。	ネットワークやパソコンの設定などが行えるITリーダーのような職員を育成し、パソコンの管理者パスワードの管理などを担うことで、通常業務と災害時の両面の対応が取れる。
文書情報管理課	13	利用可能な通信の周知と運用	支部・関係機関・報道などへの通信方法に関する連絡運用方法の決定	どの回線をどのような連絡に使うかを決定し周知しなければ、情報が氾濫あるいは情報が来ないことにより、収集と整理が非効率になる。	B	利用可能な回線などが複数ある場合、外部の機関との連絡や取り扱う情報の種類によって、どの回線を使うかなど運用方法を決定する。(被害状況の報告を受ける電話では報道の問い合わせは受けないなど)	災害時に利用可能な回線を把握し、それらをどのように使用するかを早急に決定する仕組みが必要。	どの回線を何に使うかは事前に決めておくことはできないため、利用可能な回線の把握と運用方法を早急に決定できる仕組みづくりを行っておく。
文書情報管理課	14	通信インフラの継続的調査	電話・携帯の他、インターネット・庁内LANの復旧・無線機の確保など	発災直後は十分な通信手段は用意されていないため、いつ利用可能になるか把握しなければ、情報収集・伝達の効率が上がらない。	B	発災直後に利用できない通信インフラについて、復旧の目途や疎通の確認を継続的に行う。	調査確認できるスキルのある職員が少なく、人員も不足することが想定される。	人材育成を行い、災害時の役割を明確にしておく。各インフラ業者の災害時の窓口となる連絡先を把握しておく。
秘書広報課	1	災害関係情報の提供および広報	臨時広報の発行、ホームページ・SNSなどでの情報発信	情報提供がないことで市民の不安が高まる。	B	ホームページ、臨時広報の発行を行う。	ホームページサーバがダウンする可能性がある。	複数の方法で広報できるよう検討する
秘書広報課	2	報道機関との連絡調整・対応	報道機関への情報提供	報道機関の取材により、被災者の救援作業に支障がでる可能性がある。	B	報道機関が自由に取材を行わないよう統制をとる。	被災時の取材方法などを定めた協定を取り交わしていない。	被災時の取材方法などを定めた協定を取り交わす。

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
秘書広報課	3	災害の記録	写真、動画、インタビュー等で被災状況を記録	後に災害の検証ができなくなる。	C	被災状況の写真撮影を行う。	なし	なし
秘書広報課	4	災害見舞者・視察者の接遇	見舞者・視察者の案内など	避難所等を自由に訪問されることにより被災者がストレスに感じたり、プライバシーが侵害される可能性がある。	E	見舞者・視察者が自由に訪問を行わないよう統制をとる。	なし	なし
施設管理課	1	庁舎の機能確保	庁舎の被害状況を確認し、緊急性の高い所から応急措置をする。	災害対応の際に、庁舎の安全性・機能が確保されていないと、万全な作業及び対応ができず、市民に大きな影響を与える可能性が出てくる。	B	地震発生後すぐに、完全復旧は不可能なので、応急措置を行い、少しでも多くの安全な活動領域を確保する。	地震発生後、直ちに建設業界に出動要請をして、連携を取れるか。	各業者の災害時緊急連絡先の整備確立及び確認。
施設管理課	2	災害時の配車計画	迅速に市内の災害対応ができるよう、必要性の高い課へ、優先的に調整を行い公用車の割り振りをする。	早急に災害対応を行うことが出来ず、二次三次災害を引き起こす可能性がでてくる。	B	全班に十分なほどの公用車を配置することは困難なので、必要性の高い課に重点的に配車するよう調整を図る。	現時点で、公用車は各課必要最低限で配置しているので、災害時に、車両を十分に配置することができるか。	各班に最低でもどれだけの公用車が必要か把握。
施設管理課	3	車両の借上げ及び燃料確保	公用車及び燃料が不足しないよう、常に経過を確認し、必要に応じて車両の借上げ、燃料の確保を行う。	必要時に公用車を配置することが出来ず、また、災害対応時燃料切れになれば、市民の生命に大きな影響を及ぼす恐れがある。	C	災害時、全公用車に潤沢なほど燃料を確保するのは、恐らく困難なので、必要性の高い課に回すよう調整する。	未だ災害援助協定締結には至っていない。	災害援助協定の締結を図り、発災時は優先的に給油できるようにする。
施設管理課	4	緊急通行車両の申請	災害時、迅速に災害対応が行えるよう、警察に緊急通行車両の申請をする。	緊急通行車両等確認証明書が無ければ、緊急交通路の通行が禁止もしくは制限されるため、迅速な災害対応が困難になる恐れがでてくる。	C	全公用車にではなく、災害対応に使用する車両にのみ緊急通行車両等証明書の申請をする。	60分以内に参集できる職員が5名しかいないので、書類の作成・申請が速やかに行えるか。	どのような書類が何部必要なのか、提出先・担当はどこか確認。
施設管理課	5	対策本部設置の設備・機材の確保	地震発生後直ちに対策本部が設置できるよう、設備及び機材の調達・確保を行う。	災害後直ちに対策本部が設置されなければ、各班に方針や指揮を伝達できず、大きな混乱を招く恐れがある。	A	最優先で対策本部が設置できるよう、設備及び機材の調達・確保をする。	60分以内に参集できる職員が5名しかいないので、その状況の中、設備及び機材の調達・確保が十分にできるか。	対策本部はどこに設置するか、最低でも必要な設備、機材は何か確認。

総務部（通常業務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
総務課	1	職員の給与共済事務	職員の給与共済事務	職員に給与の支払いができなくなる。	E	遅延なく職員に給与を支払うこと。	・災害時に、口座払いが可能であるか、現金での支払いが可能かなどが問題である。 ・会計課に確認したところ、財務会計システムが稼働していれば業務継続は可能。 ・千葉銀行に確認したところ、災害時対応は万全に整っているため、市のシステムが稼働できれば業務継続は可能。 ・PC、給与システムが稼働できれば業務継続が可能。	会計課や銀行との連携が必要
総務課	2	職員の人事管理	職員の人事管理	職員の人事管理ができなくなる。	E	職員の人事管理をすること。	・非常時においては、一時的に職員への負担が大きくなることが予想され、職員の人事管理をより適切に行う必要があるが、非常時の混乱の中で人事管理を行うことが可能かなどが問題である。	非常時の人事管理についての検討が必要。
総務課	3	職員の公務災害、厚生及び衛生管理	職員の公務災害、厚生及び衛生管理	公務災害、厚生及び衛生管理ができなくなる。	E	公務災害、厚生及び衛生管理を行う。	・職員の公務災害の認定は、地方公務員災害補償基金千葉県支部で行っているが、非常時においては、公務災害の認定請求等が集中し、事務が滞ることが予想される。 ・公務災害事務には、医療機関が作成する書類も多数あるが、非常時においては医療機関の混乱も予想されるため、事務が滞ることが予想される	非常時の公務災害の取り扱いについて関係機関との調整が必要。
文書情報管理課	1	電算システム(基幹系)の運用・管理	基幹システムを中心とした電算システムの運用・管理を行い、各種市民サービスを提供する。	各種証明書の発行などシステムを利用するあらゆる業務が行えず、市民サービスに深刻な影響がでる。	A	発災直後から1週間程度は、救護・被災者支援・安否確認などの業務に利用できるよう、住基情報を中心としたシステムの稼働を最優先に行う。 1ヶ月以内には、各種証明書の発行や福祉関係の業務を行えるようにする。	基幹システムのサーバはデータセンターにあるため、本庁舎とデータセンターが接続できない場合、システムを利用することができない。 他の業務システムも含め、災害時に復旧させるための備えや計画がない。	「災害の前提」では、使えるインフラが一部の電話と無線のみである。さらなる災害に強いインフラの整備の必要性がある。 情報の保護だけでなく、災害時に早急に復旧させるためのICT-BCPの策定が必要。
文書情報管理課	2	OA機器の管理	各担当課で使用するパソコン・プリンタの設置・設定・管理を行う。	各種証明書の発行などシステムを利用するあらゆる業務が行えず、市民サービスに深刻な影響がでる。	A	住基情報システムにアクセスできるパソコンは決められており、使用できるよう早急に復旧する。 災害対応のための事務用パソコンやプリンタの準備を早急に行う。 早期に各業務を再開できるよう、OA機器の修理・調達・設定などを行う。	各種設定が行えるスキルのある職員が少ない。 パソコンの設定変更のための管理者のパスワードを知る職員は5人しかいない。	ネットワークやパソコンの設定などが行えるITリーダーのような職員を育成し、パソコンの管理者パスワードの管理などを担うことで、通常業務と災害時の両面の対応が取れる。
文書情報管理課	3	ネットワークの管理	庁内LAN・インターネット接続・セキュリティ対策などの管理を行う。	各種証明書の発行などシステムを利用するあらゆる業務が行えず、市民サービスに深刻な影響がでる。	A	本庁舎のLANは迅速に復旧させる。 本庁と出先機関の専用線の復旧にあわせ、IP電話やパソコン・プリンタ等のOA機器を使用できるようネットワーク機器の修理・調達・設定や配線などを行う。	ネットワークの死活確認などを行える職員が少ない。	ネットワークやパソコンの設定などが行えるITリーダーのような職員を育成し、パソコンの管理者パスワードの管理などを担うことで、通常業務と災害時の両面の対応が取れる。
秘書広報課	1	広報の編集・発行	広報紙の編集および発行	情報提供がないことで市民の不安が高まる	B	「通常のお知らせ」より「災害情報」を主とした情報発信を行う。	どこまで「通常のお知らせ」を行うか明確な基準がない。	災害時の情報発信項目の検討を行う。
秘書広報課	2	ホームページの管理・充実	HP、SNSなどを利用した情報発信	情報提供がないことで市民の不安が高まる	B	「通常のお知らせ」より「災害情報」を主とした情報発信を行う。	どこまで「通常のお知らせ」を行うか明確な基準がない。	災害時の情報発信項目の検討を行う。
秘書広報課	3	報道機関への情報提供	報道機関への情報提供	情報提供がないことで市民の不安が高まる	B	「通常のお知らせ」より「災害情報」を主とした情報発信を行う。	どこまで「通常のお知らせ」を行うか明確な基準がない。	災害時の情報発信項目の検討を行う。
秘書広報課	4	市長及び副市長の秘書	市長及び副市長の日程調整ほか	大きな影響なし	E	発災前の業務レベル		
秘書広報課	5	儀式及び表彰	栄典事務等	大きな影響なし	E	発災前の業務レベル		
秘書広報課	6	市長会等	全国、関東、千葉県の各市長会業務	大きな影響なし	E	発災前の業務レベル		
秘書広報課	7	市議会との連絡	市議会との連絡調整	大きな影響なし	E	発災前の業務レベル		

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
秘書広報課	8	非常勤職員のうち委員会の委員等の任免	常勤特別職、非常勤特別職等の任免事務	大きな影響なし	E	発災前の業務レベル		
秘書広報課	9	広聴活動の企画及び連絡調整	広聴活動の企画及び連絡調整	大きな影響なし	E	発災前の業務レベル		
秘書広報課	10	市政相談	予約受付、相談人の手配	コールセンター設置等により影響なし	E	発災前の業務レベル		
秘書広報課	11	市政懇談会	市政懇談会の運営	大きな影響なし	E	発災前の業務レベル		
秘書広報課	12	パブリックコメント手続及びメール	パブリックコメント手続	大きな影響なし	E	発災前の業務レベル		
秘書広報課	13	庁内調整を要する陳情・要望	陳情・要望の受付、調整	コールセンター設置等により影響なし	E	発災前の業務レベル		
秘書広報課	14	法律相談及び行政相談委員	予約受付、相談人の手配	大きな影響なし	E	発災前の業務レベル		

企画財政部（災害対策事務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
企画課	1	異常現象などの通報を受けた際の関係機関への通報	関係機関への通報	災害が発生したことに気が付かない。被害が拡大する。	A	通報内容の伝達	通信手段の遮断により、通報内容の伝達が行えない。	通信手段が遮断された場合の伝達方法の検討(緊急速報メール等の活用の検討)。
企画課	2	市の通信施設が被災した場合の代替手段の確保	通信施設の被災を確認後機関所属の無線局を利用できるよう手配	被害の連絡ができない。	A	代替手段による復旧目途をつける。	通信手段の遮断により、無線等の依頼先に連絡がとれない。	最も近い距離の代替手段確保先の直接連絡場所の把握。
企画課	3	災害対策本部と地域対策支部との連絡調整	本部に集まった情報を地域対策支部へ連絡・調整	被災者への支援がこない。	A	地域対策支部への連絡	通信手段の遮断により、地域対策支部へ情報を連絡できない。	通信手段が遮断された場合の伝達方法の検討(緊急速報メール等の活用の検討)。
企画課	4	県内市町村・協定締結自治体への応援要請	県内の他市町村長に応援要請及び鳥の博物館にて受け入れ(消防分野以外)	被災者への救援救助が遅れる。	A	応援要請をすべき自治体への連絡	通信手段の遮断により、各自治体へ応援要請ができない。	通信手段が遮断された場合に直接連絡が可能な自治体の優先順位付け。
企画課	5	自衛隊の受け入れ	自衛隊の災害派遣要請時の作業計画作成及び手賀沼公園多目的広場にて受け入れ	被災者への救援救助が遅れる。	A	自衛隊を手賀沼公園多目的広場にて受け入れる。	作業計画のひな型がない。	他の事例を基に、ひな型を作成しておく。
企画課	6	被災地支援の情報収集	被災地支援に関する情報収集及び調整	被災地への救援救助が遅れる。	B	被災地の被害情報を集める。	複数の被災地がある場合、どこの自治体に対して優先的な支援を行うのか検討が必要。	優先すべき支援について、検討を行う。
企画課	7	被災時の市外被災地への支援	被災地支援及び避難者の受け入れ調整	被災地の避難者が避難できない。	B	災害の発生情報と被災地の交通状況について情報収集する。	被災地の情報が入らない。	被災自治体のある県へ確認する。
企画課	8	入浴サービスの自衛隊への要請と施設や送迎の手配	避難所が設置された際の入浴サービスの実施	被災者がしばらく入浴できない。	B	自衛隊の入浴サービスを実施する。	被災地が複数発生すると、自衛隊の入浴サービスを受けられない可能性がある。	市内にある施設等の中にある、入浴施設の利用について、あらかじめ協力をお願いしておく。
企画課	9	災害復興本部の設置	災害復興本部及び災害復興検討委員会設置、復興基本計画及び災害基本計画及び災害復興計画の策定	復興が遅れ、通常の生活に戻れない。	E	災害復興本部を立ち上げる。	災害復興検討委員会の設置について、委員となる人材の検討を行っていない。	災害復興検討委員会及び復興基本計画の事例について、検討しておく。
財政課	1	被害発生状況の調査・被害発生箇所の確認	情報収集班と連携し被害発生箇所の確認を行う。	被害調査を優先するべきである、甚大な被害が発生している地区を特定できない。	A	被害状況の程度を、情報収集班と連携しながら、いち早く把握し、被害調査の必要な地区(家屋の倒壊や浸水、火災の発生など)から順次調査を行う。	市外在住の職員は参集できない可能性がある。その場合、調査班を編成するのに人員が足りない可能性がある。被害が甚大になるほど、被害調査に時間を要する。	市外在住職員でも、自転車によっては、120分以内の参集も可能であることから、平常時から自転車での参集時間及び参集経路を確認しておく必要がある。平常時から、あらかじめ班を編成しておく。
財政課	2	被害発生状況の調査・調査班の編成	調査班を編成し、市内全域の被害発生状況を確認する。	その後の救出・救護活動、避難活動に影響がでる。二次災害発生の危険がある。	A	被害状況の程度を、情報収集班と連携しながら、いち早く把握し、被害調査の必要な地区(家屋の倒壊や浸水、火災の発生など)から順次調査を行う。	市外在住の職員は参集できない可能性がある。その場合、調査班を編成するのに人員が足りない可能性がある。被害が甚大になるほど、被害調査に時間を要する。	市外在住職員でも、自転車によっては、121分以内の参集も可能であることから、平常時から自転車での参集時間及び参集経路を確認しておく必要がある。平常時から、あらかじめ班を編成しておく。
財政課	3	被害調査の総括に関すること	被害調査及び住家被害認定調査の情報を総括し、情報収集班に報告する。	災害対策本部への情報が遅れることで、救出・救護活動、避難活動に影響がでる。二次災害発生の危険がある。	A	被害状況の程度を、情報収集班と連携しながら、いち早く把握し、被害調査の必要な地区(家屋の倒壊や浸水、火災の発生など)から順次調査を行う。	市外在住の職員は参集できない可能性がある。その場合、調査班を編成するのに人員が足りない可能性がある。被害が甚大になるほど、被害調査に時間を要する。	市外在住職員でも、自転車によっては、122分以内の参集も可能であることから、平常時から自転車での参集時間及び参集経路を確認しておく必要がある。平常時から、あらかじめ班を編成しておく。
財政課	4	初動調整業務	職員の安否確認。執務室の被害状況の確認とスペースの確保、職員の食糧等の確保、職員の交代・健康管理など	災害対応業務を開始するに当たり、必ず確認する必要がある。	A	災害対応業務を開始するに当たり、必ず確認する必要がある。	休日や夜間において、どれだけの職員が参集できるかが不明である。	平常時から初動調整業務の対応方法について検討が必要。



部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
財政課	5	義捐金の受け入れ及び配分 ・義捐金の受け入れ	指定金融機関へ口座を開設し、市に送付された義捐金及び日本赤十字社を通じて配分された義捐金を保管する。	指定口座がないことで、義捐金額の集計に時間を要する。	E	被害の状況により、開設の可否を決定することとなるが、おおむね7日以降を目安として、指定口座を開設する。	時期によっては、平常業務と災害時業務を並行して行うことが必要となるため、手が回らない可能性がある。 東日本大震災時には開設していないため、開設するかどうかの基準が明確でない。	平常時から開設の基準及び開設の手順について、検討しておく必要ある。
財政課	6	義捐金の受け入れ及び配分 ・義捐金の配分	災害対策本部の決定事項とする。県に災害義捐金配分委員会が設置された場合はその基準に従う。	被災者への支援が遅くなる。特に全壊などの被災者には、速やかに義捐金の配分を行うことが必要である。	E	被害状況の確定している世帯から順次、おおむね14日以降を目安として、配分を行う。被害状況及び義捐金の受け入れ状況によっては、配分を数回に分けて行う。	被害状況調査に時間を要し、発信が遅くなると義捐金の収集に時間を要する。被害状況の把握及び義捐金額によって、配分時期が大きく異なってくる。	被害状況調査を速やかに行い、県への報告及びマスコミへ状況を発信する。また、ホームページ、広報誌などで積極的に募集するため、平常時からホームページ及び広報の雛形を作成する。
課税課	1	住家被害認定	「我孫子市地域防災計画」および「災害に係る住家の被害認定基準運用方針(内閣府)」に基づき、住家の被害認定を行う	市内の住家の被害状況が把握出来ない。また、り災証明の発行が行えず、被災者が受けられるべき補助や援助、税の減免が遅延または受けられない可能性がある。	C	災害の規模にもよるが、全壊調査を極力早く終了させ、その後の一次調査は発災後60日から着手する。	住家被害認定に関するスキルを持った職員の確保が難しい。平常時から課税課全職員にそのスキルを身につけさせることは困難であるが、特定の職員のみ身につけさせると、その職員が参集不可能になった場合、混乱する可能性がある。また、人事異動の度にスキルを持った職員の確保を行う必要がある。 なお、全壊調査と第一次調査は平行して行う期間があるため、より多くの調査員を必要とするが、課の繁忙期に発災した場合、一般通常業務でも多くの人員を確保しなければならないので人員確保が難しい。	特定の職員(担当)に偏ることなく、より多くの職員に住家被害認定のスキルを身につけさせる。 「災害に係る住家の被害認定基準運用方針(内閣府)」を複数印刷し、常備しておく。
課税課	2	市税の減免申請の受付等	法に基づき、被災した納税者の税の減免を行う	被災した納税者の不利益となる。	E	即時対応出来ない場合は、受け付けのみしておき、後の対応とする。	停電等によりシステムが機能しないと即時対応出来ない。	対応PCを限定し、非常用コンセントから電源を供給する準備をしておく。
課税課	3	納期延長等の税制上措置の周知	被災した納税者に対する納期限の延長等、税制上の措置について周知する。納付に関連するの収税課との連携を図る。	被災した納税者の不利益となる。	E	利用可能な媒体(広報)や、復興に関する地域説明会等で周知する。	大規模災害に伴う税制上の措置がどこまで可能であるかを認識している職員が限られている。	税制上の措置としてどのようなことが可能であるかを熟知しておく。
収税課	1	申請受付窓口開設準備	申請場所を設営いつでも受付業務が出来るように備える	申請者で混乱を来たす。	C	被災後、いつ申請に来ても受付できる体制にしておくこと。	特に支障なし。	・特設会場が設営できるよう机・椅子の確保(例えば期日前投票所の場所)。 ・り災証明書の在庫を確保しておく。
収税課	2	申請受付業務の説明会実施	記載内容・発行手順について課内の意思統一を図るため説明会を行う	記載内容に間違いが生じたり、効率的で円滑な事務が行えない。	C	人に頼らず受付・発行できること。	全員参集が出来ないため複数回の説明が必要となる。	マニュアル・事務フローの作成準備。
収税課	3	申請受付業務の開始	申請に基づき証明書を発行する	申請者が提出先に提出することが出来ず必要とする支援が受けられない。	C	調査済のものは即時入力し随時発行できる状態にする。未調査のものは調査班に引継し早急に証明できる状態にする。	・受付には支障なし。 ・調査済であれば調査票を基に証明できるため特に支障なし。	職員が少数でも効率的に業務運営できるようマニュアル・事務フローを周知しておくこと。
収税課	4	り災台帳の作成・入力	調査内容を随時入力し証明書を発行する基礎となる台帳を作成する	証明書発行の遅れや正確な内容での証明が出来ない。また集計・統計も出せない。	C	調査済のものは即時入力することと、入力により集計できる状態にする。	システム稼働の遅れが想定されるため台帳作成・入力は1週間後と見込む。	・情報収集班との調整をしておくこと。 ・収税課でも様式を作成しておくこと。
収税課	5	申請・発行の集計	発行人数・枚数・地域等把握する	現状報告を求められた場合に支障を来たす	D	毎日入力・集計し報告できる状態にする。	手作業可能なため特に支障なし	集計表の様式を作成しておくこと

企画財政部（通常業務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
企画課	1	国際交流活動支援事業	外国人市民や、帰国児童生徒のための相談窓口や外国語での情報提供の充実のための補助金交付及び連携	外国語での情報発信が滞ることにより、外国人市民へ災害情報等を伝えることが出来なくなる。	E	災害時における、市として重要な災害情報等を外国語でも発信できる程度	ホームページのサーバーエラーなど、外国人市民に情報を発信できない状況。	外国語情報を紙媒体で発信できる仕組みづくりを確立する。
企画課	2	在住外国人支援事業	在住外国人のための相談窓口業務、外国語通訳派遣業務、簡易文書の翻訳業務の委託	在住外国人のための災害相談体制が滞る。市からの災害に関する様々な文書を翻訳できないことにより、在住外国人市民に不利益が生ずる。	E	災害時における、市として重要な災害情報等を外国語でも発信できる程度	災害救援ボランティアとの住み分けをしていない。	ボランティアで対応してもらう業務について整理しておく。
企画課	3	常磐線の利便化	J R 東日本への要望及び輸送力に関する情報の共有・発信	常磐線の運行状況や災害時における当面の J R 東日本の災害体制などを市民に情報発信できなくなる。	E	常磐線の運行状況における J R 東日本及び沿線自治体への情報収集活動	災害発生時に、J R からの情報を確実に受けられ、発信できる仕組みになっていない。	J R 東日本に対し、災害時の正確な情報発信に努めてもらえるよう、働きかけていく。
企画課	4	成田線活性化推進協議会の活動	千葉県や沿線自治体と連携し、成田線の輸送力増強と利便性向上を J R 東日本に働きかけ、沿線の活性化を推進する。	沿線自治体と連携することによる成田線の運行状況の把握や J R 東日本の当面の体制などを市民に情報発信できなくなる。	E	成田線の運行状況における J R 東日本及び沿線自治体への情報収集活動	災害発生時に、J R からの情報を確実に受けられ、発信できる仕組みになっていない。	J R 東日本に対し、災害時の正確な情報発信に努めてもらえるよう、働きかけていく。
企画課	5	施政方針・一般報告の作成	庁内各課から提出された報告内容をもとに、市長・副市長と協議しながらとりまとめる。	各課が把握している、災害に関する市政情報等を取りまとめられないことにより、市として正確な情報を発信できなくなる。	E	各課からの情報の整理	災害発生時に、災害対策本部に集まる情報と、それ以外の集約すべき市政情報についての整理が必要となる。	災害時に発信すべき市政情報とそうでない情報との整理・カテゴリ分け
企画課	6	庁議の運営	庁議の円滑な運営。庁議付議事項の調整。	災害時における重要施策の決定や、各部局間相互の総合調整が図れなくなる。	E	各部局間の相互調整	通信手段の遮断等によって各部局間の連絡がとれなくなる。各部局の調整・連絡相手の不在。	各部局の調整・連絡相手が不在の場合の伝言体制の確立
企画課	7	実施計画の策定と進行管理	実施計画の見直し。新たな事業の必要性や緊急性の精査。	災害時に発生する新たな事業の精査が行えないことにより、事業を有効に実施することができない。	E	情報収集による必要事業の把握	災害時の現場対応等で協議する時間・場所を設けられない。	電話等でも対応できるよう、緊急時における精査の手段の検討
企画課	8	地域活性化制度等の活用と調整	国の支援策や、県または財団法人などの支援策について、広く情報提供・収集を行い、関係課と調整し、積極的な活用を図る。	災害時の市にとって有益な情報や支援策について、情報収集・提供を行えなくなる。	E	国、県または財団法人からの災害支援情報の把握	パソコン等の通信機器の不具合により情報が取得できない。	携帯電話や防災無線で連絡をとって情報収集できるよう、代替手段の準備をする。
企画課	9	東葛中部地区総合開発事務組合の運営	ウイングホール柏やみどり園の効率的な運営の促進のための提言	災害時であっても必要であるウイングホール柏を運営するための提言ができなくなる。また、災害時のみどり園の有効活用について市の意見を言えなくなる。	E	市民がウイングホール柏を利用できる程度の提言。みどり園が避難施設として活用される場合、必要としている市民が利用できる程度の提言。	通信手段の遮断により、ウイングホール柏やみどり園に連絡をとることができない。	災害時に最低限実施してほしい項目をあらかじめ示しておく。
企画課	10	東葛広域行政連絡協議会	東葛 6 市の広域的な共通課題の解決に向けた取り組みの検討	災害時の広域的な課題を把握できなくなり、広域で取り組むべき行政課題の解決に取り組むことができない。	D	災害で発生した行政課題で、広域的に取り組むべき事項の有無の確認	パソコン等の通信機器の不具合により、書面による東葛 6 市の意識共有が図れない。	電話等による連絡体制の確立の検討
企画課	11	活力ある地域づくり推進会議	6 部長で構成する当会議を、関係部局と連携・調整しながら開催する。	災害時に必要な財源の確保や、市長が必要と認める事項について協議することができなくなる。	E	会議要否の調査	通信手段の遮断等によって各部局間の連絡がとれなくなる。各部局の調整・連絡相手の不在。	各部局の調整・連絡相手が不在の場合の伝言体制の確立
企画課	12	公共施設の相互利用	近隣自治体間で公共施設の相互利用について検討するとともに実施に向けた調整を行う。	災害時に、市民が利用できる近隣自治体の公共施設の情報発信できなくなる。その場合、市民が使える避難施設等が減少する。	E	近隣自治体との連絡・状況把握	通信手段の遮断により、近隣自治体との連絡をとることができない。	災害時に最低限実施してほしい項目をあらかじめ示しておく。

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
企画課	13	大学との連携	市と大学の関係者で構成する検討組織を設置し、連携システムの構築等について検討する。	災害時に大学と連絡等が行えなくなるにより大学に対して災害ボランティアなどの協力を求めることが円滑にできなくなる。	E	大学との連絡	通信手段の遮断により、大学との連絡をとることができない。	大学の担当者の緊急時の連絡先の把握
財政課	1	予算の執行調整(財政事務)	適正な予算の執行調整を行う。応急復旧に係る財政需要見込額を把握する。優先する応急復旧事業費の確保策を検討する。	効率的・効果的な財政運営に支障が生じる。	C	各所属との予算要求・執行等に関する協議に対応する。速やかに予算執行しなければならない業務の必要性や優先度を精査する。	停電により財務会計システムが機能しない。	非常用電源の確保。
財政課	2	予算・決算事務	予算の編成事務、決算調製事務	効率的・効果的な財政運営に支障が生じる。	C	予算編成に伴うヒアリングを中止するなど、事務手続きを簡略化する。	停電により財務会計システムが機能しない。	非常用電源の確保。
財政課	3	交付税事務	地方交付税を確保するため、交付額を適切に算定し、県に地方交付税の基礎となる数値を報告する。	適切な算定が出来ないと歳入の確保に支障が生ずる。 ※時期による	C	提出期限までの提出。	停電によりパソコンが機能しない。算定にあたり、各課に照会を行うが、所属によっては災害対応業務に追われて対応できない可能性がある。庁舎の被災状況によっては、資料の提出が困難。	非常用電源の確保。 災害発生時に備えた県との調整。
財政課	4	起債事務	単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債を発行することで資金を外部から調達する。	資金の調達が困難になり、歳入の確保に支障が生ずる。 ※時期による	C	提出期限までの提出。	停電によりパソコンが機能しない。算定にあたり、各課に照会を行うが、所属によっては災害対応業務に追われて対応できない可能性がある。庁舎の被災状況によっては、資料の提出が困難。	非常用電源の確保。 災害発生時に備えた県との調整。
課税課	1	税務証明の発行事務	各種税務証明書の発行	会社や官公署への提出が出来ないなど、市民の社会経済活動に影響を及ぼす。	E	電算機器やネットワークが使用出来ない場合、連絡先を聞いておき、電力が供給されしだい連絡し発行する。	停電等によりシステムが機能しないと本人確認や証明書の発行が出来ない。	発行PCを限定し、非常用コンセントから電源を供給する準備をしておく。
課税課	2	軽自動車の登録・廃車受け	申請により原動機付自転車等の登録及び廃車を行う	登録により軽自動車税の課税が開始され、廃車により課税終了となるため、電算への入力ができない場合、適正な課税ができなくなる。	E	登録の場合は、電算機器やネットワークが使用できない場合は、手書きで標識交付証明書を作成して押印し、ナンバーを交付する。廃車の場合は、電算機器やネットワークが使用出来ないときは、申請のみ受け付け、電力が供給され次第処理を行い、廃車証明書を発行する。	登録申請の場合、その場で標識交付証明書とナンバーを交付しなければならないため、システムが機能しないと、手書きでの証明発行となってしまう。また、廃車については、登録状況をシステムで確認できないと廃車処理ができないため、その場での処理ができない。	発行PCを限定し、非常用コンセントから電源を供給する準備をしておく。 手書きの標識証明書を用意しておく。
課税課	3	市税の賦課調定事務	各市税の賦課調停を行う	市税の賦課調定が出来なければ市の財源確保が出来ず、結果的に被災者への援助やインフラ等の復旧財源確保にも影響する。	E	賦課調定業務において業務レベルを落とすことは出来ないため、賦課期日の延期や納税通知書の遅延発送も視野に入れ、レベルを確保する。	繁忙期には平常時でも人員不足となっているので、参集不可能な職員が多数出た場合には相当な業務の遅延が予想される。	応援体制の確立
収税課	1	収納・相談業務	窓口収納業務及び納付相談業務	納税や納税相談を中断することは税収の確保が図れないことと納税者に対し信頼を失うことになる。	A	来課納付・来課相談・電話相談は通常通り	電算関係が止まってしまうと滞納状況等が分からず納付や相談に応じることができない。	電算が通常に使用できるようにする。
収税課	2	収納消込業務	入金された税金と通知書が合致しているかを確認し電算上に消し込む業務	正確な収納状況が把握できず、納税者とのトラブルが生じる。	A	電算が復旧するまでは、お金と通知書の合致確認のみで、復旧後に消しこみを行う	・電算復旧と担当職員の確保 ・消し込み終了までは収納状況が明確にならないため滞納整理ができない。	電算が通常に使用できるようにする。
収税課	3	口座振替業務	税金を納期日に口座から引き落とす	データ転送日や振替日は年間スケジュールが組まれているため銀行とのスケジュール管理が崩れる。また納税者との信頼関係も失う。	A	スケジュールに沿った収納を行う	金融機関側の電算復旧の問題があるため振替が出来ないことが想定される。	・電算が通常に使用できるようにする。 ・振替不能の場合は、後日再振替または納付書発送の対策を行う。
収税課	4	コンビニ収納業務	コンビニでの納付による速報・確報処理・収納業務	コンビニ納付利用者に対し不便を掛ける。	E	各コンビニ・収納代行会社・市の電算復旧次第通常業務	電算の復旧	電算が通常に使用できるようにする。

市民生活部（災害対策事務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
市民課	1	相談窓口開設準備	相談窓口を開設する	相談員の確保。	A	相談窓口の開設。		
市民課	2	相談開始	相談員を確保する。相談内容を分析する。	必要に応じた相談ができない。	A	相談員を確保し速やかな相談業務を実施。		
市民課	3	各支部等の相談窓口開設	各支部等の相談窓口を開設する	地域対策支部での相談場所、資器材が確保できない。	A	地域対策支部等での相談場所・資器材を設置する。		
市民課	4	各支部相談開設	相談内容を分析し、必要に応じた相談員を招集する	相談員の招集。	A	各支部相談所を開始。		
市民課	5	相談について報告	相談内容・件数を本部等に報告する	正確な相談内容が報告できない。	A	相談業務を実施。		
市民課	6	相談所の閉鎖	市の業務及び通信・交通等手段の回復	通信網・交通手段が回復しない。	A	正常に戻った段階で相談窓口を開設。		
市民活動支援課	1	災害救援ボランティアセンター設置に向けた調整	社会福祉協議会への設置要請	避難所等の運営、物資の受け入れや供給に支障をきたす。	C	災害救援ボランティアセンターが設置されている。	社会福祉協議会の事務所の倒壊や、多くのボランティアが来ることが想定されるため、ボランティアセンターの設置場所の調整に時間を要し、3日以降の設置となる。	社会福祉協議会と事務所倒壊の場合や多くのボランティアが来た場合の同センターの設置場所について検討しておく。
市民活動支援課	2	各班からのボランティアにかかる情報収集・整理	各班からのボランティア派遣ニーズに関する情報収集及び整理	災害救援ボランティアの派遣を要する災害応急対策班の運営に支障をきたす。	C	各班からのボランティア派遣のすべての要請を把握し整理できている。	各班は応急対策を優先していることから情報収集は発災後3日以降となる。また、各班からのボランティア派遣要請が多岐にわたるため情報の整理に時間を要する。	災害救援ボランティアセンターへの派遣要請の情報を整理するしくみを設けておく。
市民活動支援課	3	災害救援ボランティアセンターへの伝達	災害救援ボランティアセンターへのボランティア派遣等の情報伝達	災害救援ボランティアセンターの運営に支障をきたす。	C	災害救援ボランティアセンターにボランティア派遣要請をすべての確に伝えることができている。	各班からのボランティアセンターの派遣要請が多岐にわたるためすべての派遣要請を的確に伝達できないことが予想される。	災害救援ボランティアセンターへの派遣要請を的確に伝達できるしくみを設けておく。
市民活動支援課	4	災害救援ボランティアセンターからの要望にかかる調整	災害応急対策班との調整	災害救援ボランティアセンターの運営に支障をきたす。	C	災害救援ボランティアセンターの要望のすべてに対応ができている。	自治会等からの被害情報受付や、所管施設の情報把握、復旧活動など、他の応急対策を行っていることから、ボランティアセンターの運営に必要なすべての要望に対応できない状況が予想される。	災害規模に応じて災害救援ボランティアセンターで必要となる備品や資器材等について、我孫子市社会福祉協議会と事前に検討しマニュアル化しておく。
市民活動支援課	5	自治会等からの情報受付体制の準備	情報収集方法の確保、情報受付人員体制の検討	被害状況を把握することができない。	B	自治会等からの情報を受ける体制が速やかにできる。	所管施設(14)の被害状況の把握、復旧活動を優先することから人員体制を確立するには、3日以降となることが予想される。	発災直後において、まちづくり協議会を活用し近隣センターの被害状況の報告を受けるしくみを設けておく。
市民活動支援課	6	自治会等からの情報受付	情報受付、内容ごとの整理	災害応急対策が遅れる。	B	自治会等からの情報を受け、整理しまとめる。	通信手段が途絶することにより情報収集ができない。	自治会等との連絡手段の手法を検討しておく。情報を整理し分類するしくみをマニュアル化しておく。
市民活動支援課	7	情報収集班への伝達	整理した情報の伝達	災害応急対策が遅れる。	C	情報収集班への確に伝える。	情報収集、整理に時間がかかることが予想され、情報収集班への伝達が遅れる。	分類したすべての情報を的確に伝えるしくみを設けておく。
市民安全課	1	災害対策本部の設置・運営	災害対策本部の円滑な運営	災害対応の全てが中断、停滞する。	A	最優先事項。		

市民生活部（通常業務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
市民課	1	本庁及び市内行政サービスセンターでの各種証明書の発行	住基・戸籍・印鑑証明等、また他課に跨る税・国保・福祉等各証明書等発行事務	市民(利用者)に影響を及ぼす	A		災害時に電子機器が正常に機能するか	災害時の電子機器に対する対応措置

健康福祉部（災害対策業務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
社会福祉課	1	在宅要援護者避難支援	自主防災組織などから避難支援が困難な要援護者の情報を受けて、避難所への移送を社会福祉協議会、福祉サービス事業者等に要請する。	移送対象者は、自分自身での行動が難しく、かつ、自主防災組織が対応できない重度障害者などであるため、命にかかわる危険性がある。	A	避難支援が必要な要援護者の中でも、特に早急に移送が必要な方から最優先で避難所への搬送を要請する。	発災後直ぐに対応しなければならないが、福祉サービス事業者等への電話連絡がつながりになる。 ・当初から福祉避難所での対応が必要な方の把握が難しい。	・避難所、地域対策支部、要援護者班間のスムーズな情報の伝達体制が必要である。 ・避難支援の要請を受けたりするために使用する非常電話や無線機器などの設備確認。
社会福祉課	2	避難所での要援護者のアセスメント	避難所に避難している要援護者のアセスメント	要援護者それぞれ必要な情報がわからないとその人に必要な支援ができない。	C	要援護者の中で、「自分の家に戻る人」、「そのまま残る人」、「福祉施設に行く人」等の振り分けをする。	パソコンが立ち上がり把握している情報が伝わらない。 ・避難所で、どこまで要援護者の受入ができるか予測が困難。	・災害時でも立ち上がるシステムが必要である。 ・アセスメントシート(避難所用)の作成。
社会福祉課	3	福祉避難所の開設	福祉避難所の受入情報を把握する。	福祉避難所への搬送が遅れると要援護者や避難所職員も肉体的、精神的な疲れから出始めストレスが増大する。	C	障害福祉支援課と連携し、福祉避難所での受入可能な対象者、受入人数の確認を行う。	・施設別、受入対象者別及び受入可能人数が事前に予測できていない。移送者が多数いる場合、福祉避難所への受入ができなくなる。	福祉避難所以外で受入れ場所を確保するための連携が必要。 ・福祉避難所でコーディネートする機関との連携が必要。
社会福祉課	4	要援護者移送	社会福祉協議会、福祉サービス事業者等に福祉避難所等への要援護者移送を要請する。	福祉避難所等への搬送が遅れると要援護者や避難所職員も肉体的、精神的な疲れから出始めストレスが増大する。	D	重度障害者等を最優先で移送する。	・福祉避難所等への移送が必要な全体数、身体的状況等の把握に時間がかかることが予測される。移送対象者(含む家族)の優先順位が不明確。	・個別シートを基にした優先順位の目安を事前に作成する。
障害福祉支援課	1	負傷者の安全確保	○負傷者、医療が必要なものを救護所(または医師がいる地点)まで搬送する。	人命に係わる影響がでる恐れがある。	A	100%を目標に実施する。	・人員を確保できるか。 ・輸送車両を確保できるか。	・施設、市役所が共同で災害時のシュミレーションを行う。 ・施設で災害時における車両確保を行う。
障害福祉支援課	2	施設利用者の安全確保	○施設内に対策本部を設置する。 ○施設利用者を安全な場所に避難させる。 ○利用者を無事に帰宅させる。	人命に係わる影響がでる場合がある。	B	100%を目標に実施する。	・人員を確保できるか。 ・輸送車両を確保できるか。	・施設、市役所が共同で災害時のシュミレーションを行う。 ・施設で災害時における車両確保を行う。
障害福祉支援課	3	保護者・関係機関との連絡調整	○利用者の保護者と連絡 ○市役所との連絡 ○地域の防災組織との連絡	障害者に不安を与える。 円滑な避難に影響を与える恐れがある。	B	90%を目標に実施する。	・停電等により連絡方法が確保できない場合、どうするか。	・障害者の保護者と連絡手段について、打合せをしておく。
障害福祉支援課	4	被災施設の現状把握	○施設に破損箇所はないか、点検する。 ○修繕可能なところは修理する。	被災以降の作業所運営に遅延をきたすことが考えられる。	C	80%を目標に実施する。	・人員を確保できるか。 ・修繕を行う事業者を確保できるか。	・各事業所で修繕時に必要な材料を確保しておく。
障害福祉支援課	5	在宅の要援護者の状況把握	○在宅の、特に注意を要する要援護者(独居、障害者夫婦、医療機器使用者等)の安否確認を行う。	人命に係わる影響がでる恐れがある。	A	100%を目標に実施する。	・訪問する職員の人員を確保できるか。 ・訪問者の交通手段を確保できるか。	・連絡が必要な障害者を把握しておく。 ・災害時のシュミレーションを行う。
障害福祉支援課	6	要援護者の訪問	○直接安否確認を行うべき障害者宅に訪問を行う。	人命に係わる影響がでる恐れがある。	B	100%を目標に実施する。	・訪問する職員の人員を確保できるか。 ・訪問者の交通手段を確保できるか。	・連絡が必要な障害者を把握しておく。 ・災害時のシュミレーションを行う。
障害福祉支援課	7	要援護者名簿に基づく避難・安全確保	○要保護者名簿に基づき、援護が必要な障害者の避難を支援する。	円滑な避難に影響を与える恐れがある。	B	90%を目標に実施する。	・確認する職員の人員を確保できるか。 ・通信手段を確保できるか。	・それぞれの障害者の支援者と連絡をとる。 ・災害時のシュミレーションを行う。
あらかぎ園、障害者福祉センター	1	福祉避難所の状況確認	施設の被害状況、利用者の被害状況、対応可能な要援護者の特性、受け入れ可能人数	福祉避難所開設の遅延	B	災害発生から24時間以内に、施設の点検及び施設利用者の安全確認を行う。	特になし	被害状況確認用のチェックシートの作成(施設・利用者)
あらかぎ園、障害者福祉センター	2	福祉避難所開設の周知	関係機関及び各避難所に名称と場所を周知	一般避難所や家庭内での混乱	C	福祉避難所開設の準備が整い次第、ただちに周知	停電や通信システムの混乱により、連絡が取れない。	電話以外の連絡方法を検討。
あらかぎ園、障害者福祉センター	3	要援護者支援体制の確保	関係機関等と連携を図り、要援護者支援体制を確保	福祉避難所運営に支障(受け入れ制限等)	B	必要な支援者及び医薬品や資機材の確保を行い、福祉避難所のレイアウトを作成する。	人的不足やライフラインの停止により、支援体制の確保が困難。	関係機関等と連携を図り、要援護者支援体制を確保

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
あらかき園、障害者福祉センター	4	避難者名簿の作成、管理	氏名、性別、年齢、住所、緊急連絡先や心身の障害等の特記事項、必要な物資等を記載した避難者名簿の作成。	要援護者の把握困難	B	要援護者名簿の作成	作成時の正確な情報収集が困難。	必要事項を記載した名簿(様式)の作成
あらかき園、障害者福祉センター	5	他機関等と連携した福祉サービス等の提供	要援護者の在宅時の支援サービスを把握し、可能な限り同様のサービスを提供	福祉避難所での生活に支障	C	職員やボランティアによる支援体制の確保	サービス提供事業所の人的不足により、サービス提供困難。	在宅支援サービス事業所等に対し、事前に災害時の連携体制を確認する。
あらかき園、障害者福祉センター	6	緊急入所等の対応	避難生活が困難な要援護者については、施設や医療機関等への緊急入所の対応	健康状態の悪化	D	福祉避難所での対応が困難な緊急性の高い要援護者を、優先的に入所・入院させる。	施設や医療機関等の受け入れ拒否。搬送における、車両及び職員の確保が困難。	受け入れ先の障害種別や診療科目について、事前に確認し一覧表などを作成。
高齢者支援課	1	各施設の被害状況確認、入所者の状況確認及び施設運営支援	高齢者、障害者の入所系施設を中心に、施設のハード面の被害状況、利用者の置かれている状況、直ちに必要な支援について確認する。電話やメールによる確認が不可の場合、直接施設を訪問し確認する必要がある。必要と確認された支援内容がある場合、人的・物的な支援を継続的に実施する。	支援が必要な施設の把握ができない。施設入所者の生命維持が困難になる。	A	施設のハード面の被害状況、利用者の置かれている状況、直ちに必要な支援について確認する。	電話、メールが不可であると、施設訪問が必要となるが、建物倒壊等による道路遮断により、訪問も不可となることが想定される。その場合、施設状況確認が不可となる。	非常時に使用できる電話や無線機器などの設置。
高齢者支援課	2	福祉避難所協定締結施設の受け入れ可能状況確認	福祉避難所としての協定締結施設については、施設の被害状況及び受け入れの可否、受け入れ可能人数を確認する。	福祉避難所として活用できる施設の情報が得られず、福祉避難所の開設ができない。	A	受け入れの可否、受け入れ可能人数を確認する	電話、メールが不可であると、施設訪問が必要となるが、建物倒壊等による道路遮断により、訪問も不可となることが想定される。その場合、福祉避難所として機能できるか情報収集が不可となる。	非常時に使用できる電話や無線機器などの設置。
高齢者支援課	3	要援護者の安全確認	要援護者の安全確認を行う。要援護者はあらかじめリストアップしておき、安全確認の役割分担も定めておく。	支援を求めている要援護者の把握ができない。支援がないと避難できない要援護者が自宅に取り残される。	A	あらかじめ避難支援の役割分担をした自主防災組織、自治会等に対し各避難所にて要援護者の安全確認を実施する。	大災害時の要援護者避難支援について自助、互助、公助の役割が不明確。現状では緊急に支援が必要な高齢者の把握が不可である。	発災時の避難について自助、互助、公助の役割の明確化。(市が個別に要援護者の安全確認をすることは不可能)要援護者リストのペーパー化。
高齢者支援課	4	避難所生活困難者の確認	通常の避難所では対応不可な要援護者を把握し、福祉避難所への移動支援者及び移動手段の確保を行う。	福祉避難所等での対応が必要な要援護者の把握ができない。本来福祉避難所対応が必要な要援護者の体調が悪化する。	B	通常の避難所では対応不可であり、自宅や親類宅等への帰還もできない要援護者を把握する。	通常の避難所が多数の避難市民により混乱し、福祉避難所等への移送が必要な全人数、身体的状況等の把握に時間がかかる。また、適切な判断が下せない。	福祉避難所対応者像の明確化。
高齢者支援課	5	福祉避難所への移動支援者・手段の確保及び移動	通常の避難所では対応不可な要援護者を把握し、福祉避難所への移動支援者及び移動手段の確保を行う。	福祉避難所等へ移動が出来ず、要援護者の体調が悪化する。また、避難所職員も肉体的、精神的な疲れからストレスが増大する。	C	移動支援者、手段(車両)を確保し、福祉避難所への移動を完了する。	各業務に車両が必要となり、確保が困難となる。また、人員も多発する業務への対応から確保が困難となる。ガソリン不足となる。	市としてのガソリン、灯油等の備蓄。(優先給油所の確保)通常時から公用車の燃料を満タンにしておく習慣化。
高齢者支援課	6	福祉避難所必要物品等の確保及び運営支援	要援護者支援に必要な物資の確保、補充を行うとともに、必要に応じ福祉避難所へ応援職員を派遣する。	福祉避難所としての機能が果たせない。福祉避難所に避難したにもかかわらず要援護者の体調が悪化し、対応職員の疲労も増大する。	C	福祉避難所のニーズに応じ、物品補充や人員派遣を行う。	協定はしていても物資不足から、福祉避難所として機能できない施設が発生する。介護提供や医療的ケアができず混乱する。	通常時から福祉避難所への物資の備蓄。
国保年金課	1	遺体安置所の設置	遺体安置所を設置する	行方不明者の確認ができない	A	遺体安置所の設置		警察署との協力体制づくり
国保年金課	2	遺体の安置	遺体を安置する	行方不明者の確認ができない	A	遺体安置	遺体の数が多い場合の備品不足	葬儀社と連携を図り備品等の準備
国保年金課	3	遺体の検視・検案	検視・検案が速やかに行われるように協力する	速やかな遺体の引渡しができない	B	検視・検案の速やかな履行	安置期間が長くなった場合の対応	医師会等との連携
国保年金課	4	身元確認作業・遺体の引渡し	身元の判明した遺体は遺族に引き渡す	速やかな遺体の引渡しができない	B	遺体引き渡し		
国保年金課	5	遺体確認作業の継続	引き続き身元引受人の発見に努める	行方不明者の確認ができない	B			
国保年金課	6	一定期間を超えた身元不明人の火葬手続き	一定期間経過後、引取人のないときは、行旅死亡人として取り扱う	遺体の損傷が進み衛生面で問題が発生	C	身元不明遺体の火葬	火葬場の処理能力を超えた場合の対応	近隣の火葬場との協力体制づくり

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
国保年金課	7	火葬場までの遺体搬送手続き	遺族で搬送が困難なときには、葬儀業者等に協力を要請する。	遺体の損傷が進み衛生面で問題が発生	C	遺体搬送	火葬場の処理能力を超えた場合の対応	葬儀業者・自衛隊等との連携
国保年金課	8	遺骨・遺品の一時保管作業	遺骨等を遺留品とともに保管する。		C	遺骨等の保管		
健康づくり支援課	1	我孫子医師会災害対策本部の設置・運営	・医師会に我孫子市医師会災害対策本部設置を要請 ・負傷者発生情報の収集	負傷者の手当てが遅れる	A	災害発生後3時間以内に我孫子市医師会災害対策本部の設置	・関係者が役割を認識していない。 ・関係者との連携について十分に協議を行っていない。	地域災害対策医療会議で関係者と連携について協議する。
健康づくり支援課	2	医師会医療救護班の編成	・医師会に医師会医療救護班の編成を要請 ・医師会医療救護班に避難所と地域対策支部への出動・待機を要請（地域対策支部では必要に応じて避難所に出動） ・県にDMATの出動等を要請	負傷者の手当てが遅れる	A	・医師会医療救護班の編成 ・少なくとも医師一人の地域対策支部への出動・待機	・関係者が役割を認識していない。 ・関係者との連携について十分に協議を行っていない。	地域災害対策医療会議で関係者と連携について協議する。
健康づくり支援課	3	救護所の設置・運営	・医師会に7つの医療機関の玄関付近に救護所を設置することを要請 ・救護所への携行資器材の準備 ・医師会医療救護班と共に、救護所の運営、本部への報告を行う。	負傷者の手当てが遅れる	A	・災害発生後5時間以内に救護所を設置 ・各救護所に少なくとも職員一人を派遣	・関係者が役割を認識していない。 ・関係者との連携について十分に協議を行っていない。	地域災害対策医療会議で関係者と連携について協議する。
健康づくり支援課	4	医療品・医療用資機材等の確保	・医師会等と協力しながら医療器具、医療用資機材、薬品を確保 ・救護所への給水を要請 ・血液、血液製剤が必要な時は県を通じて千葉県赤十字血液センターに依頼	負傷者の手当てが遅れる	A	・救護所を設置する5時間以内に医薬品・医療用資機材等を確保	・関係者が役割を認識していない。 ・関係者との連携について十分に協議を行っていない。	地域災害対策医療会議で関係者と連携について協議する。
健康づくり支援課	5	後方医療機関の確保、傷病者の搬送	・松戸健康福祉センターと連携し、後方医療機関、人工透析医療機関を確保 ・重傷者は救急車等で救護所へ搬送 ・救護所での対応が不可能な場合、後方医療機関まで搬送 ・災害拠点病院へのヘリコプターによる搬送を手配	負傷者の手当てが遅れる	A	受入可能な後方医療機関を1つ以上確保	・関係者が役割を認識していない。 ・関係者との連携について十分に協議を行っていない。	地域災害対策医療会議で関係者と連携について協議する。
健康づくり支援課	6	避難所の巡回	・被災者の健康管理等を実施	・避難者の健康が損なわれる可能性が高まる	C	避難生活中、健康を保つ為に気を付けるべき点を助言	・関係者が役割を認識していない。 ・関係者との連携について十分に協議を行っていない。	地域災害対策医療会議で関係者と連携について協議する。
健康づくり支援課	7	避難所での医療活動（避難が長期化した場合）	・松戸健康福祉センターと連携して避難所救護所を設置 ・被災者の健康管理等を実施 ・通院患者等の為に治療可能な医療機関の情報を収集・提供	避難者の健康が損なわれる可能性が高まる	E	避難生活中、健康を保つ為に気を付けるべき点を助言	関係者との連携について十分に協議を行っていない。	地域災害対策医療会議で関係者と連携について協議する。

健康福祉部（通常業務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
社会福祉課	1	生活保護ケースワーク業務	生活保護受給者のうち、ケースワークが必要な者への訪問等	受給者の生活状態や生活状況についての把握が確実にできなくなる。	C	定期訪問ではなく、ケースの状況、状態に応じた訪問、指導等を行っていく	確認方法として、自転車・徒歩での訪問しか行うことができないため、確認までの時間に多くを要する。	問題ケースや生活状況についての把握が必要なケースの選定
社会福祉課	2	新規の生活保護申請	新規の生活保護申請の受付	医療機関への受診がスムーズに行えなくなる。	D	申請を受け付け、その後の医療機関への受診をスムーズに行えるようにする。	資力調査を行うのに時間がかかってしまい、保護の決定が遅くなってしまふ。	手作業で対応できるようにする。緊急時でも制度の説明をしっかりと行う
社会福祉課	3	電話対応	受給者や病院、ケアマネージャーからの問い合わせについての対応	直接窓口に来てもらわないと対応することが出来なくなる。	E	7日目までは停電の為通話不可。その後は緊急性の高いものから対応していく。	非常用の電話がないと7日間に対応することが出来ない。	緊急時の電源及び通話機器の検討。
社会福祉課	4	窓口対応	窓口に来た人への対応。	相談内容に応じた助言、アドバイスを行うにあたり、社会資源等の利用が困難な場合が考えられる。	A	生活保護受給者に対する窓口相談と、生活保護申請の受付。	相談内容に応じた助言、アドバイスを行うにあたり、社会資源等の利用が困難な場合が考えられる	災害時でも利用できる社会資源の把握
社会福祉課	5	電話対応	市民からの生活相談等	直接窓口に来てもらわないと対応することが出来なくなる。	E	7日目までは停電の為通話不可。その後は保護の申請などの緊急性の高いものを優先的に対応していく。	非常用の電話がないと7日間に対応することが出来ない。	緊急時の電源及び通話機器の検討
社会福祉課	6	窓口対応	市民からの生活相談等	相談内容に応じた助言、アドバイスを行うにあたり、社会資源等の利用が困難な場合が考えられる。	A	生活相談及び、適切な相談機関の紹介。	相談内容に応じた助言、アドバイスを行うにあたり、社会資源等の利用が困難な場合が考えられる	災害時でも利用できる社会資源の把握
社会福祉課	7	DV相談	避難所等での、セクハラやDVについての相談。	救護施設や女性サポートセンターへの移送が難しくなる。	D	他の避難所への一時避難。必要に応じて避難所への訪問相談を行う。	救護施設や女性サポートセンターへの移送が難しくなる。	他機関と連携をとり、緊急時の対応をどうするか検討する。
社会福祉課	8	見舞金、助成金、貸付制度の周知と支給業務	大規模災害により被害を受けた方に制度の内容を周知させ、見舞金の支給手続きを行う	今後、生活を再建させていくために資金が必要となってくるため周知が遅れると精神的に不安が募る。	C	見舞金の制度の周知と支給時期を決める。	対象件数が多いと確認作業などで時間を要し見舞金の支給が遅れる。	担当課内でいつでも応援体制ができるよう職員を増員する。
障害福祉支援課	1	重度障害児(者)医療費の助成	障害者の医療費のうち、保険医療分の助成	障害者の家計の維持に支障をきたすことが考えられる。	E	災害の発生日が支給月にあたっていた場合は支給を急ぐ必要がある。	災害時に電算システムが稼働するか	バックアップ体制の確認(停電時にも対応できる手段の確保)
障害福祉支援課	2	障害福祉手当の給付	障害に伴う各種手当の給付	障害者の家計の維持に支障をきたすことが考えられる。	E	災害の発生日が支給月にあたっていた場合は支給を急ぐ必要がある。	災害時に電算システムが稼働するか	バックアップ体制の確認(停電時にも対応できる手段の確保)
障害福祉支援課	3	グループホーム、ケアホームへの支援	グループホーム、ケアホームへの財政的支援、運営支援、監査等	入居している障害者の生活に支障をきたすことが考えられる。	E	時間をおいても特に支障はない。	災害時に電算システムが稼働するか	バックアップ体制の確認(停電時にも対応できる手段の確保)
障害福祉支援課	4	補装具・日生活具給付事業	障害者が日常生活を送るための補装具、日常生活用具の給付を行う	障害者の日常生活に支障をきたすことが考えられる。	C	ストマ、紙おむつなどの支給は早急に行う必要がある。	災害時に電算システムが稼働するか	バックアップ体制の確認(停電時にも対応できる手段の確保)
障害福祉支援課	5	障害福祉サービスの給付	配食サービス、理髪サービス、福祉タクシー、入浴サービスなどの給付	障害者の日常生活に支障をきたすことが考えられる。	D	時間をおいても特に支障はない。	災害時に電算システムが稼働するか	バックアップ体制の確認(停電時にも対応できる手段の確保)
障害福祉支援課	6	コミュニケーション支援事業	手話通訳、要約筆記者の派遣	ろうあ障害者の避難生活・日常生活に支障をきたすことが考えられる。	A	早急に対応する必要がある。	手話通訳者の人員確保が難しい	非常時に対応できる体制を確認する
障害福祉支援課	7	障害者相談支援事業	障害者からの様々な相談を受ける	障害者の日常生活に支障をきたすことが考えられる。	B	相談を希望する障害者に早急に対応する必要がある。	・職員が参集できるか ・相談場所を確保できるか	市役所が倒壊した場合、地域の相談事業所で相談を行う
障害福祉支援課	8	障害者手帳の交付相談	障害者手帳取得のための支援・相談	障害者が様々なサービスを受けることに支障をきたすことが考えられる。	E	時間をおいても特に支障はない。	・職員が参集できるか ・相談場所を確保できるか	市役所が倒壊した場合、地域の相談事業所で相談を行う
障害福祉支援課	9	障害福祉サービスの相談・決定	様々な福祉サービスを受けるための支援と決定	障害者の日常生活に支障をきたすことが考えられる。	C	相談を希望する障害者に早急に対応する必要がある。	・職員が参集できるか ・相談場所を確保できるか	市役所が倒壊した場合、地域の相談事業所で相談を行う
障害福祉支援課	10	障害程度区分の認定	様々な福祉サービスを受けるための程度区分を調査・認定する。	障害者が様々なサービスを受けることに支障をきたすことが考えられる。	E	時間をおいても特に支障はない。	職員が参集できるか	災害時における地域相談事業所との協力体制を準備しておく
障害福祉支援課	11	各相談事業所の相互連絡	市内5カ所の相談事業所の相互連絡や協議を行う。	障害者支援に支障をきたすことが考えられる。	D	災害発生からなるべく早く事業所が集まることを望ましい。	・連絡手段が確保できるか ・参集場所が確保できるか	災害時における地域相談事業所との協力体制を準備しておく
あらかき園	1	利用者の生活支援	施設利用者の排泄及び食事等の介護、創作的活動の機会の提供	被災者の仕事への早期復帰ができなくなるとともに日中の介護の負担が大きくなる。	E	送迎はなく、給食も提供できないが、通常の時間で施設を利用できるようにする。	参集できる職員が限られている。	連絡網を常に携帯し、職員同士でも連絡を取り合うことができるようにする。



部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
あらかき園	2	利用者送迎	施設利用者を公用車にて指定のバス停に送迎する。	施設にいくことができない利用者が多くなる。家族の日中の負担が増える。	E	送迎ルート of 安全確認を行い、通常とは異なるルートやバス停になってしまっても、保護者との連携をとり安全に送迎する。	公用車が少ないため、一度に送迎できる利用者は限られてしまう。車いすで乗車できる数が限られている。	利用者の自宅の場所、我孫子近隣の道路について把握しておく。
障害者福祉センター	1	地域活動支援センター事業	訓練事業、創作的活動等事業	開始・終了時間の変更。通所の中止。	E	給食及び送迎サービスなしでの営業	ライフラインの停止等により、トイレや空調設備の使用制限。参集職員の数によっては、支援体制に不備が予想される。	防寒対策としてストーブ(灯油)を用意。トイレについては、ポリタンクに水をストックし保管、またポータブルトイレを用意する。
高齢者支援課	1	高齢者生活支援事業	要援護高齢者への配食サービス、緊急通報システム等のサービス提供	サービス提供が受けられないために対象者の健康保持が困難になる。	E	配食サービス、緊急通報システム等サービスの復旧。	食材が調達できず、配食の調理が不可となる。また、道路状況やガソリン不足から配送が不可となる。緊急通報システムは、電話回線の復旧がないと不可。	災害時は避難所に行くよう事前周知の徹底。非常用食の確保。市としてのガソリン等の備蓄。(優先給油所の確保)緊急通報システム不可時の対応方法の周知。
高齢者支援課	2	高齢者の総合相談	在宅や避難所での困りごとへの相談・支援	必要な支援が受けられず、高齢者の体調が悪化する。更には生命維持が困難になる。	C	避難所担当、在宅担当といったケースワーカーや保健師・看護師等相談支援職員の配置。	災害対策業務に多くの職員があたるため、相談支援職員の確保が困難。	市内4地区の高齢者なんでも相談室職員との連携体制の構築。
高齢者支援課	3	養護老人ホーム措置入所	養護老人ホーム措置入所者の入所継続	生活の場を失うことにより措置入所者の体調が悪化する。更には生命維持が困難になる。	A	入所場所の確保。(現措置施設での入所継続。これが不可の場合、受け入れ施設の調整、移動手段の手配等)	電話、メールが不可であると、施設訪問が必要となるが、建物倒壊等による道路遮断により、訪問も不可となることが想定される。その場合、施設状況確認が不可となる。	措置施設との緊急時の連絡方法の検討・構築。
高齢者支援課	4	介護サービス等給付費の国保連への支払	介護保険サービス事業者への介護報酬支払の原資となる給付費の支払	介護保険サービス事業者への介護報酬支払が滞り、事業運営が困難となる。	E	国保連への振込事務の完了。	庁内システムや国保連システムが復旧しないと支払いが不可となる。	災害時の事務執行マニュアルの検討・確立。
国保年金課	1	保険証の再発行	保険証の紛失等による再発行等業務	病院での診察に影響が出る	D		災害時に電算対応が可能かどうか	災害時の電算に対する対応措置
国保年金課	2	限度額認定証の発行	発行業務	病院での診察に影響が出る	D		災害時に電算対応が可能かどうか	災害時の電算に対する対応措置
国保年金課	3	特定疾病受療証の発行	発行業務	病院での診察に影響が出る	D		災害時に電算対応が可能かどうか	災害時の電算に対する対応措置
健康づくり支援課	1	医療体制の整備	二次救急医療に関する医療機関との協定締結、負担金支払、救急件数の把握	市から医療機関への支払いが遅れた場合、医療機関が資金繰りに困ることが考えられる	E	通常請求から1ヶ月以内に支払うところを2ヶ月以内に支払う	災害発生後、職員が十分に足りないことが考えられる	業務の簡素化・効率化
健康づくり支援課	2	健康増進計画及び進行管理に関する業務	心も身体も健康プラン、食育推進行動計画、歯と口腔の健康づくり基本計画の進行管理	特になし	E	災害の混乱が収まってから業務に着手する		
健康づくり支援課	3	保健センター・休日診療所の運営管理	保健センター・休日診療所の運営・維持・管理の為の委託契約締結、委託料支払	・保健センターを使えない場合、そこで行われる各種事業を行えない ・休日診療所を使えない場合、休日に患者を診療することが出来ない	E	各施設の開錠・施錠を確実にを行う	災害発生後、職員が十分に足りないことが考えられる	業務の簡素化・効率化
健康づくり支援課	4	集団で実施する健診(検診)、栄養、歯科保健等に関する業務	成人の各種がん検診、幼児(歯科)健診、離乳食教室、委託料支払	市から医療機関への支払いが遅れた場合、医療機関が資金繰りに困ることが考えられる	E	通常請求から1ヶ月以内に支払うところを2ヶ月以内に支払う	災害発生後、職員が十分に足りないことが考えられる	業務の簡素化・効率化
健康づくり支援課	5	個別で実施する栄養、歯科保健等に関する相談業務	個別相談の対応	特になし	E	災害の混乱が収まってから業務に着手する		
健康づくり支援課	6	予防接種	予防接種ノート、予診票の発行、委託料支払	予防接種接種期間を過ぎ、定められた接種期間内に予防接種を受けることができなくなることが考えられる	E	予防接種ノート、予診票の発行	災害発生後、職員が十分に足りないことが考えられる	業務の簡素化・効率化
健康づくり支援課	7	感染症予防対策	狂犬病予防接種の実施、委託料支払	特になし	E	災害の混乱が収まってから業務に着手する		
健康づくり支援課	8	特定疾病見舞金に関する業務	特定疾病見舞金の申請受付、支払	特になし	E	災害の混乱が収まってから業務に着手する		
健康づくり支援課	9	専用水道に関する業務	専用水道の申請・届出の受付、維持管理に関する指導・現場確認	専用水道の設置が遅れる。	E	申請・届出等を受け付けるが、申請に対する市からの許可等は災害の混乱が収まってからにする	災害発生後、職員が十分に足りないことが考えられる	業務の簡素化・効率化

子ども部（災害対策業務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
子ども支援課	1	福祉施設(幼児・児童)の支援体制編成	妊産婦、乳幼児～児童などを受入れるための人員体制確保 各関係機関及び地域住民などの協力体制確保	特別な支援を必要とする妊産婦、乳幼児～児童に対応できない	A	自分で判断出来ない乳幼児～児童の対応が出来る状態 妊産婦が安心して過ごせる状態	支援スタッフが参集不可能 支援施設に損傷があり、支援場所がない	災害時参集メールを定期配信し、登録されている連絡先が使用可能か確認を行う
子ども支援課	2	情報収集及び情報提供	妊産婦、乳幼児～児童の家庭状況、利用機関などの情報収集・安否情報などの発信	特別な支援を必要とする妊産婦、乳幼児～児童に対応できない	A	可能な限り多くの妊産婦・乳幼児～児童の情報を収集	通信障害により保護者等と連絡が取れない	様々な通信手段(電話・FAX・PCメール、携帯メールなど)を確保する
子ども支援課	3	必要な物資・器材の支給	妊産婦、乳幼児～児童に必要な物資及び器材の調整・支給 妊産婦及び障がい児などに個別対応するためのスペースの調整	健康維持、衛生管理が難しくなる	A	妊産婦・乳幼児～児童全員の健康維持、衛生管理が出来る状態	交通渋滞により必要なものが届かない 販売店舗から必要なものがなくなる	数日分の備蓄をしておく
子ども支援課	4	メンタルヘルスケア及び健康管理	個別聞き取りによる支援 健康管理チェック 医療機関への搬送	メンタル面が崩れ、パニックを起こす可能性大。 特に妊産婦は体調が崩れ、流産などの可能性大。	A	妊産婦・乳幼児～児童のケア及び健康管理が出来る状態	専門員などが参集不可能で対応できない 交通渋滞により必要なものが届かない 販売店舗から必要なものがなくなる	日常、乳幼児～児童を預かっている施設間では情報共有をスムーズに行える体制を整えておく
子ども支援課	5	被災後の対応	特別な支援の必要な避難者の受入れ先及び専門機関との調整 特別な支援の必要な避難者の在宅生活に向けた支援	特別な支援を継続して受けられなくなり、生活に支障をきたす	E	可能な限り多くの幼児・児童の安否を確認 メンタルケアが必要な幼児・児童と相談対応が出来る状態	受入れが復旧せず、受け入れられない 親族などと連絡が取れず、在宅生活に戻れない	特別な支援を必要とする方が受けているサービス、受けられるサービス、受入れ施設を把握しておく
保育課	1	入園児童の安否確認	出席児童全員の安否確認。	児童の生存がわからない。	A	園内全てを搜索する。	園舎の一部が倒壊して園内全てを搜索することができない可能性がある。	施設管理を徹底する。また、備品の転倒防止を徹底する。
保育課	2	入園児童を避難所へ避難	施設が危険な状態であると判断した場合は、児童を避難所へ避難させる。	児童の生命にかかわる。	A	園庭に避難し、施設の状態を確認する。	施設が危険な状態にあると判断できない可能性がある。	施設の危険な状態の例を研修する。
保育課	3	帰宅困難保護者の児童の保育を実施	24時間体制で保育の実施。	児童の精神が不安定になる。	A	3日程度の保育を対応する。	児童がパニックになる。	避難訓練を実施する。
保育課	4	給食の提供	保存食による給食の提供。	児童の生命にかかわる。	A	3日分程度の保存食を準備しておく。	3日分の食料がない可能性がある。	保存食の在庫管理を徹底する。
保育課	5	物資班との連携	生活必需品・物資・食料の供給。	児童の生命にかかわる。	C	3日分以降の食料を確保する。	物資班と連携が遅れる可能性がある。	
保育課	6	周辺の火災状況確認	園周辺の火災延焼状況確認。	園への延焼により全員の生命にかかわる。	A	園庭からの周辺の延焼確認。	児童の対応で、園周辺の状況を確認する余裕がない可能性がある。	園児の散歩の際、園周辺の家屋の状況を確認しておく。
保育課	7	保護者へ児童の引渡し	保護者へ児童の引渡し。	児童の精神が不安定になる。	C	ライフラインの状況確認。	保護者との連絡目途がたたない。	ツイッター訓練を実施する。
保育課	8	建物の危険度判定依頼	庁舎車両班に建物の状況を確認してもらう。	福祉避難所の開設が遅れる。	A	危険がなさそうな場所を確保する。	建物の安全性が確認できない可能性がある。	避難所を優先して、危険度判定を実施する。
保育課	9	ボランティアの派遣要請	ボランティアセンターに派遣要請。	要援護者の受入ができない。	A	その場にいる人数で役割分担する。	職員やボランティアが参集不可能な場合は、応急保育のみの対応となる。	各福祉避難所へのボランティアの派遣人数を把握する。
保育課	10	食料、生活用品等の供給	配給物資集積場から物資等の調達に努める。	要援護者の生命にかかわる。	A	最低でも食料の調達に努める。	福祉避難所近隣の配給物資集積場の設置場所がわからない。	各福祉避難所へ場所を明記した地図を配布する。
保育課	11	給食の提供	要援護者への給食の提供。	要援護者の生命にかかわる。	A	最低でも子どもへの給食を提供する。	非常食がなくなった場合、給食施設での調理ができない。	各福祉避難所の近隣に非常食を確保する場所が必要。
保育課	12	要援護者の健康状態の確認	子どもなどの健康状態を確認し、医療班と連携する。	要援護者の生命にかかわる。	A	検温を実施する。	病気の要援護者の看病ができない。	医療班が医療機関などとの連携を図り、担当の福祉避難所を決定しておく。
保育課	13	安否確認	児童などの安否確認。	要援護者の生命にかかわる。	A	施設の近隣の住民安否を確認する。	施設が孤立してしまう可能性がある。	
保育課	14	搜索・避難支援	自主防災組織等との連携し、搜索及び避難誘導を実施。	要援護者の生命にかかわる。	A			

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
保育課	15	情報提供	要援護者に情報が伝達されるよう検討する。	要援護者に不安が募る。	D		正確な情報が伝わらないことから、要援護者がパニックになる可能性がある。	
保育課	16	幼児・児童等の保護	保護者と離れてしまった幼児・児童等を近隣の知り合い等で保護するよう措置する。	幼児・児童等に不安が募る。	A	保育の実施に努める。	幼児・児童が保護者に会えないことでパニックになる。	災害時の専門相談体制を確立しておく。
子ども相談課	1	在宅要援護者支援(幼児・児童)班の編成	在宅要援護者支援(幼児・児童)班の班長を決定し、班員の調整をする。相談窓口を設置し、専門相談員を配置する。救護所・福祉避難所の設置状況及び要保護児童等の避難状況を把握する。	班員の役割が不明となり、混乱する。救助者の情報が混乱する。救助活動が遅滞する。	A	在宅要援護者支援(幼児・児童)班の班長を決定し、班員の調整をする。救護所・福祉避難所の設置状況及び要保護児童等の避難状況を把握する。	元々、課の職員の人数が少なく、業務ができるか、班を編成できるか、実際にどのくらいの職員が参集できるか不明である。	早急に対応できる仮の班を編成しておく。
子ども相談課	2	要保護児童等の発見・保護	担当地域を調整し、直接各地区に行き、救助者がいないか倒壊家屋に声掛けを実施し、要保護児童等の発見・保護を行う。避難所、個人宅、救護所、福祉避難所などに巡回チームを派遣する。	児童が保護者と会うことができなくなる。児童が路上で避難生活することになる。	A	担当地域を調整し、直接各地区に行き、救助者がいないか倒壊家屋に声掛けを実施し、要保護児童等の発見・保護を行う。	元々、課の職員の人数が少なく、業務ができるか、班を編成できるか、実際にどのくらいの職員が参集できるか不明である。全市に対応することは難しい。	早急に対応できる仮の班を編成し、マニュアルの周知を図る。
子ども相談課	3	保護児童等を救護所・福祉避難所への引き渡し	保護者不明の要保護児童等を救護所・福祉避難所へ引き渡す。	家族の不安が強くなり、避難所等が混乱する。その後、行方不明者が誰だかわ判らず、捜索活動が滞る。避難者のストレスが大きくなり、健康状態が悪化する。	A	保護者不明の要保護児童等を救護所・福祉避難所へ引き渡す。	元々、課の職員の人数が少なく、業務ができるか、班を編成できるか、実際にどのくらいの職員が参集できるか不明である。全市に対応することは難しい。	早急に対応できる仮の班を編成し、マニュアルの周知を図る。
子ども相談課	4	母子等傷病者の救護所等への搬送	母子等傷病者を救護所等へ搬送する。	生命にかかわる。	A	母子等傷病者を救護所等へ搬送する。	搬送手段をどうするか、医療機関や避難所、医療対策本部への連絡ができるか、不明である。全市に対応することは難しい。	早急に対応できる仮の班を編成し、マニュアルの周知を図る。
子ども相談課	5	食料班、生活品供給・救援物資受入班、避難所運営総括に情報提供	緊急に粉ミルクや水が必要な乳幼児保護者に対し、食料班、生活品供給・救援物資受入班等に情報提供及び確認をする。救護所・福祉避難所へ引き渡し又は搬送した方の情報提供及び確認をする。	家族の不安が強くなり、避難所等が混乱する。生命に影響を及ぼす。	A	緊急に粉ミルクや水が必要な乳幼児保護者に対し、食料班、生活品供給・救援物資受入班等に情報提供及び確認をする。救護所・福祉避難所へ引き渡し又は搬送した方の情報提供及び確認をする。	情報提供するための連絡手段が取れない。	連絡手段を確保しておく。
子ども相談課	6	粉ミルク・水の搬送等後方確保	粉ミルク・水の搬送等を手伝う	粉ミルク・水の搬送が遅滞する。	C	手伝うことが可能な班員がいれば実施する。	人数を割くことができない。	災害の数日後でも、できるだけ参集するようお願いをする。
こども発達センター	1	福祉避難所(乳幼児・児童対象)の開設	在宅や避難所内及びセンター周辺で生活している災害時要援護者のうち、特別な援護を必要とする幼児・児童・保護者のため、こども発達センターを福祉避難所として開設、運営を行う。	福祉避難所開設の遅延・中断により特別な援護を必要とする避難者や、在宅者が必要な援護を受けられず、不安、不便な生活が続いてしまう。また、各避難所の一般の避難者にも多くの不自由が発生する。	C	近隣の避難所等から特別な援護を必要とする幼児・児童・保護者をこども発達センターに収容し、専門の職員が対応することにより、要援護者の抱える不安等の軽減を図る。	施設の規模に限りがあり、収容可能以上の避難者が出た場合の対応の確立が必要。また、福祉避難所として確保しておくべき物資などの確認と準備が必要。	災害対応物資の確保。 災害時協力施設の確認と確保 福祉避難所としての設置運営マニュアルの作成。
こども発達センター	2	災害時要援護者への相談対応	在宅や避難所、災害時要援護者用施設等の要援護者(幼児・児童)に対し、子ども相談課からの情報を基に専門相談員による巡回相談を行う。	在宅や避難所に於いて、不安な生活が続く、身体的・精神的に衰弱してしまう。	D	在宅や避難所、災害時要援護者用施設等の要援護者(幼児・児童)に対し、専門相談員による定期的な巡回相談を行い、要援護者が抱える不安等の軽減、解消を図る。	専門相談員の人員確保が交通網の復旧を待たなければ出来ない状況にある。	災害対応時の専門相談員の参集方法の確立。 巡回方法の検討。
こども発達センター	3	食料、生活用品等の供給	こども発達センターに収容された避難者、在宅の災害時要援護者等に対し、車いす、補装具等の特別に必要な物資などの調達のため、関係団体、民間業者等の協力を求める。また、可能な限り収容した避難者に給食の提供を行う。	特別に必要な生活用物資が手に入り辛く不便な生活が長期間続く。 給食の提供が無い間は非常食や各自の自炊による食事が続き、栄養管理面での問題が発生する。	D	車いす、補装具等は、発注後2週間以内を目標に調達を行う。 給食の提供については、給食室等の調理環境が整い次第開始する。	車いす、補装具等を扱う民間業者等が市内には無く、依頼連絡の方法が難しい状態にある。 給食設備の復旧までかなりの期間を要する可能性がある。また、調理員等の手配が難しい。	災害時に協力して頂ける民家業者の確保。 給食調理員確保のための、委託事業者への依頼。

子ども部（通常業務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
子ども支援課	1	学童保育の運営	就労等により、家庭保育が出来ない児童の保育を行う。	被災者の仕事への早期復帰が出来なくなる。	A	保育スタッフの目が児童全員に行き届き、児童が最低限の生活出来る状況。	職員が参集不可能となり、人手が不足し、保育が行えなくなる。 被災者の仕事への復帰が遅れる。	まちcomiメールを活用等、災害時の連絡手段を確保する。
保育課	1	児童の保育の実施	保護者が就労等のため、保護者にかわり児童の保育を実施する。	各種の仕事を持った保護者が、児童の保育を理由に勤務復帰できない場合に、災害復旧や物資の流通などが遅れる原因となる。	A	我孫子地区、天王台地区、湖北地区、新木・布佐地区で最低でも各1園の保育園を開園する。	職員が参集不可能となった場合は、保育園を開園することは絶対できない。	私立保育園職員にも非常時の参集手段や120分以内参集者を把握しておく必要がある。
子ども相談課	1	子どもに関する総合相談	子育ての悩みなど、子どもに関する相談にのり、保護者の不安を取り除く。あわせて、安否確認を行う。	家族の不安が大きくなる。	E	子育ての悩みなど子どもに関する相談にのり、保護者の不安を取り除く。あわせて、安否確認を行う。	相談員の人数や訪問の交通手段、連絡方法の確保が難しい。	平常時に相談員の人数や訪問の交通手段、連絡方法の確保しておく。
子ども相談課	2	障害児相談支援	我孫子市子ども相談支援事業所で発達の心配がある児童の預け先を探す。	家族の心労が大きくなる。	E	我孫子市子ども相談支援事業所で発達の心配がある児童の預け先を探す。	営業を再開できる放課後等デイサービスなどの事業所があるか判らない。児童を預かるための交通手段が確保できない。事業者が児童全員を預かることはできない。災害後、児童の不安な気持ちが大きくなりすぎて、預かることができないことがある。	平常時、事業所に災害時の早急な営業再開及び対応をお願いしておく。
こども発達センター	1	相談業務	児童の保護者の相談に応じ、保護者が情緒の安定を図り、安心して子育てできるように援助します。子ども自身の情緒の安定も図ります。また、発達特性のあるお子さんに関しては、発達特性に応じた対応方法についてもアドバイスします。	家族の不安が大きくなるとともに、子どもの急性期や初期対応が遅れると心的外傷後ストレス障害になる可能性が大きくなる。	E	家族と子どもの状況をアセスメントし、アセスメント状況に応じて対応する。必要に応じて、他機関と連携をとる。	相談に対応する職員の確保と訪問時の交通手段の確保が困難。	シュミレーションを行い、災害が起きた時、それぞれの職員が各々で動けるようにし、どこに連絡、報告をすればよいのかを知っておく。
こども発達センター	2	相談支援事業「なの花」	児童福祉法に規定する障害児相談支援と障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援を行います。	地域で孤立化する恐れがある。	E	家族と子どものニーズを把握し、そのニーズに対応する。または、情報提供する。	相談に対応する職員の確保と訪問時の交通手段の確保が困難。	シュミレーションを行い、災害が起きた時、それぞれの職員が各々で動けるようにし、どこに連絡、報告をすればよいのかを知っておく。
こども発達センター	3	児童通所支援「ひまわり園」	心身の発達に遅れ、歪み、偏りのある児童が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるように支援します。	地域で孤立化する恐れがある。日常生活を送ることが困難になる可能性が高い。	E	相談支援等で集めたニーズを基にそのニーズに対応する。	職員の確保が困難。	防災訓練等を行い、災害が起きた時、それぞれの職員が各々で動けるようにし、どこに連絡、報告をすればよいのかを知っておく。

環境経済部（災害対策業務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
商業観光課	1	生活品・物資補給対策本部設置・運営	本部設置を行う事で今後の災害対策の業務が円滑になる。	市民への物資配給が遅れ、人命に影響が出る。	A	Aレベル:24時間以内に業務に着手しなければ、生命や生活に多大な影響が出る	24時間以内と設定したが、震災直後は混乱状態で全職員が集まるかわからない。	マニュアルの作成が必要
商業観光課	2	道路・交通・避難所人数の情報収集	物資配給をする際の搬送ルートや物資配給数を把握する。	市民への物資配給が遅れ、人命に影響が出る。	A	Aレベル:24時間以内に業務に着手しなければ、生命や生活に多大な影響が出る	24時間以内と設定したが、道路が全て寸断されていた場合、他市との連携が必要となってくる。	マニュアルの作成が必要
商業観光課	3	災害支援企業との連絡調整	備蓄品がない人や被災外からの支援物資が届くまでの間に緊急対応をして被災者へ物資提供する	市民への物資配給が遅れ、人命に影響が出る。	A	Aレベル:24時間以内に業務に着手しなければ、生命や生活に多大な影響が出る	24時間以内と設定したが、震災直後は混乱状態で企業に連絡が着くかわからない。2日～3日かかる可能性がある。	マニュアルの作成が必要
商業観光課	5	生活品・物資の配給及び受入対応	被災地外からの物資援助が発生することから、その対応が必要となり、配給配分等の整理が必要となる。	市民への物資配給が遅れ、人命に影響が出る。	A	Aレベル:24時間以内に業務に着手しなければ、生命や生活に多大な影響が出る	2日以内と設定したが、震災直後は混乱状態で企業に連絡が着くかわからない。2日～4日かかる可能性がある。	マニュアルの作成が必要
商業観光課	4	商工関係団体との連絡調整	商工会と連絡を密にし、商店や企業の被災状況を把握する。	今後の地域経済の復興に影響がでてくる。	E	Dレベル:1週間あれば、商店街の被災状況は、把握できるものと思われる。	2日以内と設定してあるが、電話回線の断線や携帯が繋がらない場合の対処	マニュアルの作成が必要
商業観光課	6	商工業者への罹災証明書発行	銀行からの融資を得るため、我孫子市にて罹災証明書を発行する。	営業が再開されず、復旧が遅れが生じる。	E	Dレベル:早ければ早いほど良い。	罹災証明書の発行手続きマニュアルが作成されていない。	マニュアルの作成が必要
商業観光課	7	被災者への職業斡旋や相談	災害により、無職となった市民の職業斡旋や相談を行う。	被災者の仕事への早期復帰ができなくなる。	E	Dレベル:早ければ早いほど良い。	どの場所で行うのが最適であるか等、対応方法が必要である。	マニュアルの作成が必要
企業立地推進課	1	生活品・物資補給対策本部設置・運営	本部設置を行う事で今後の災害対策の業務が円滑になる。	市民への物資配給が遅れ、人命に影響が出る。	A	Aレベル:24時間以内に業務に着手しなければ、生命や生活に多大な影響が出る	24時間以内と設定したが、震災直後は混乱状態で全職員が集まるかわからない。	マニュアルの作成が必要
企業立地推進課	2	道路・交通・避難所人数の情報収集	物資配給をする際の搬送ルートや物資配給数を把握する。	市民への物資配給が遅れ、人命に影響が出る。	A	Aレベル:24時間以内に業務に着手しなければ、生命や生活に多大な影響が出る	24時間以内と設定したが、道路が全て寸断されていた場合、他市との連携が必要となってくる。	マニュアルの作成が必要
企業立地推進課	3	災害支援企業との連絡調整	備蓄品がない人や被災外からの支援物資が届くまでの間に緊急対応をして被災者へ物資提供する	市民への物資配給が遅れ、人命に影響が出る。	A	Aレベル:24時間以内に業務に着手しなければ、生命や生活に多大な影響が出る	24時間以内と設定したが、震災直後は混乱状態で企業に連絡が着くかわからない。2日～3日かかる可能性がある。	マニュアルの作成が必要
企業立地推進課	4	生活品・物資の配給及び受入対応	被災地外からの物資援助が発生することから、その対応が必要となり、配給配分等の整理が必要となる。	市民への物資配給が遅れ、人命に影響が出る。	A	Aレベル:24時間以内に業務に着手しなければ、生命や生活に多大な影響が出る	2日以内と設定したが、震災直後は混乱状態で企業に連絡が着くかわからない。2日～4日かかる可能性がある。	マニュアルの作成が必要
企業立地推進課	5	商工関係団体との連絡調整	商工会と連絡を密にし、商店や企業の被災状況を把握する。	今後の地域経済の復興に影響がでてくる。	E	Dレベル:1週間あれば、商店街の被災状況は、把握できるものと思われる。	2日以内と設定してあるが、電話回線の断線や携帯が繋がらない場合の対処	マニュアルの作成が必要
企業立地推進課	6	商工業者への罹災証明書発行	銀行からの融資を得るため、我孫子市にて罹災証明書を発行する	営業が再開されず、復旧が遅れが生じる。	E	Dレベル:早ければ早いほど良い。	罹災証明書の発行手続きマニュアルが作成されていない。	マニュアルの作成が必要
企業立地推進課	7	被災者への職業斡旋や相談	災害により、無職となった市民の職業斡旋や相談を行う。	被災者の仕事への早期復帰ができなくなる。	E	Dレベル:早ければ早いほど良い。	どの場所で行うのが最適であるか等、対応方法が必要である。	マニュアルの作成が必要
農政課	1	食料支給対象者の数の把握	食料の需要を把握し必要量をまとめる。	避難所に避難された者等への支給対象者に食料供給が滞る。	C	避難所に避難された者等の生活に影響を及ぼすため、初災後2～3日以内に業務を着手する。	備蓄倉庫の所在を把握していない。 食料供給業者・輸送業者を把握していない。 避難所開設想定している施設を把握していない。	事前に避難所開設想定している施設及び食料供給業者・輸送業者の把握と連絡体制を構築する。

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
農政課	2	備蓄食料の配布	食料供給業者に各避難所までの搬送を依頼する。	避難所に避難された者等への支給対象者に食料供給が滞る。	C	避難所に避難された者等の生活に影響を及ぼすため、初災後2~4日以内に業務を着手する。	備蓄倉庫の所在を把握していない。 食料供給業者・輸送業者を把握していない。 避難所開設想定している施設を把握していない。	事前に避難所開設想定している施設及び食料供給業者・輸送業者の把握と連絡体制を構築する。
農政課	3	食料の確保	必要量に基づき協定業者への発注や救援物資等を活用して食料を確保する。	避難所に避難された者等への支給対象者に食料供給が滞る。	C	避難所に避難された者等の生活に影響を及ぼすため、初災後2~5日以内に業務を着手する。	備蓄倉庫の所在を把握していない。 食料供給業者・輸送業者を把握していない。 避難所開設想定している施設を把握していない。	事前に避難所開設想定している施設及び食料供給業者・輸送業者の把握と連絡体制を構築する。
手賀沼課	1	仮設トイレの運営	・被災状況、避難者数等の情報を把握 ・設置場所、設置基数の決定 ・仮設トイレの使用法の説明 ・し尿処理についての協議、調整、決定	被災者の健康面及び衛生管理上重大な影響がある	A	初動対応においては、被害状況を正しく把握し仮設トイレ(250人/1基)適正な設置場所を決定する	短時間で適正な設置場所を特定することが難しい	各避難所の設置場所、各地域の設置可能な公園等を定めておく
手賀沼課	2	仮設トイレの設置(初動対応)	・仮設トイレが必要な避難所、災害地区の公園などに備蓄トイレを移送及び設置 ・公園等、電灯のない避難所に、電力事業者に連絡し電灯設置を依頼する。	被災者の健康面及び衛生管理上重大な影響がある	A	初動対応においては、仮設トイレ(250人/2基)を設置する	路盤崩壊や倒壊家屋等による道路の寸断、緊急・支援車輛等による大渋滞の状況のなかでの対応	各避難所へのルートを把握しておく
手賀沼課	3	仮設トイレの調達	・初動対応(250人/1基)から最終的な対応(100人/1基)を行うため、備蓄トイレが不足する場合は、総括班と協議しリース業者及び県、他市町村に応援を依頼する。 ・簡易トイレ(水洗トイレ使用)の確保及び配布	被災者の健康面及び衛生管理上重大な影響がある	A	備蓄トイレが不足する場合は、総括班と協議しリース業者及び県、他市町村に応援を依頼する	近隣では同様の被害があり不可能である。 広域的な応援により配送されたトイレの保管場所が確保されていない。	全国環境整備事業協同組合連合会に仮設トイレ提供の要請を行う
手賀沼課	4	仮設トイレの設置(100人/1基)	・初動対応終了後、トイレの調達が円滑に行われた場合、最終的な必要基数(100人/1基)を各避難所等に設置する。	被災者の健康面及び衛生管理上重大な影響がある	A	初動対応(250人/1基)後は、最終的に必要とされる仮設トイレ(100人/2基)設置を行う	設置数が大規模になれば、消毒等の衛生班の編成も検討が必要になる。	仮設トイレの清掃用具の備蓄。市民、自主防災組織により使用者が、衛生面も考慮して清掃に取り組む必要がある。
手賀沼課	5	し尿処理業者との連絡調整	・仮設トイレ設置箇所を把握 ・処理業者への連絡及び処理日報の作成	被災者の健康面及び衛生管理上重大な影響がある	A	仮設トイレ設置箇所を把握し、計画的にし尿収集を行う	浄化槽汚泥収集業者の多くが被災してし尿収集にあたるのが困難になることも想定される。	全国環境整備事業協同組合連合会にバキューム車提供の要請を行う
放射能対策室	1	市内の放射性物質取扱事業所における事故の有無の把握	市内の放射性物質取扱事業所に、事故の有無を確認する。 ※事故が起きた場合、千葉県「放射性物質事故対応マニュアル」に基づき、事業所は事故発生所在市町村の防災部局に通報することとなっている。	事故が起きた場合、事業所周辺の住民が放射線に被ばくするおそれがある。	A	放射性物質取扱事業所における事故の有無を把握する。	特になし。	放射性物質取扱事業所と、事故発生時の連絡系統について取り決めておく。
クリーンセンター	1	廃棄物処理業務	避難所等のごみ回収業務	生ごみ等の腐敗により悪臭、ハエ、ゴキブリ等が発生し、2次的には感染症が発生。	C	避難所が閉設されるまで	・焼却施設、収集車両、道路の被害状況、委託職員の参集などによっては回収できなくなる。	・被害状況等を掌握するための情報網の整備。
クリーンセンター	2	し尿収集業務	仮設トイレのし尿の収集	健康及び衛生面で不可欠。悪臭、ハエの大量発生し、放置するとノロなどの感染症が発生する。	C	避難施設から避難民が退去するまで対応する	・停電時に処理施設が稼働できないため、収集できない。 ・職員の参集、収集車両の被害、道路交通の状況によっては収集量が減少する。	・柏・我孫子浄化槽対策センターと非常時回収計画の策定 ・市町村間災害時協力体制の拡充

環境経済部（通常業務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
商業観光課	1	水生植物園の管理運営	あやめやひまわりを栽培してある水生植物園の管理運営を我孫子市シルバー人材センターに委託	植物の育成に影響する。荒地となる。	E	Eレベル:特に市民や社会経済活動に大きな影響を及ぼすとは思われない。	職員参集不可能の場合がある。	別の課の応援により、申請等で簡単な受付であれば、業務マニュアルを作成する。
商業観光課	2	手賀沼周遊レンタサイクル・ミニSL事業	手賀沼公園内のミニSL及びレンタサイクルの運営をシルバー人材センターに委託。	子供や市民の楽しみが減ってしまう。	E	Eレベル:特に市民や社会経済活動に大きな影響を及ぼすとは思われない。	職員参集不可能の場合がある。	別の課の応援により、申請等で簡単な受付であれば、業務マニュアルを作成する。
商業観光課	3	空き店舗活用補助事業	市内にある空き店舗を活用し出店する事業者に対し、補助金を交付して支援し、街の活性化を図る。	出店することができなくなり、街の活性化が図れなくなる。	E	Eレベル:特に市民や社会経済活動に大きな影響を及ぼすとは思われない。	職員参集不可能の場合がある。	別の課の応援により、申請等で簡単な受付であれば、業務マニュアルを作成する。
商業観光課	4	我孫子市ふるさと産品育成事業	市を象徴するふるさと産品を育成・定着させることにより地場産産を振興し、地域経済の発展を図るため、負担金支出している。	負担金支出手続きが出来なくなる場合がある。	E	Eレベル:特に市民や社会経済活動に大きな影響を及ぼすとは思われない。	職員参集不可能の場合がある。	別の課の応援により、申請等で簡単な受付であれば、業務マニュアルを作成する。
商業観光課	5	我孫子インフォメーションセンター運営事業	我孫子市をPRする指定管理者施設の管理・運営について	管理等に支障がでる。	E	Dレベル:特に市民や社会経済活動に大きな影響を及ぼすとは思われないが、災害情報を発信する場所にしていく事も考えられる。	職員参集不可能の場合がある。	別の課の応援により、申請等で簡単な受付であれば、業務マニュアルを作成する。
商業観光課	6	商業団体等指導育成事業(うちインターネットショッピングモール出店補助事業分)	市内事業者のインターネット販売による事業拡大の支援、及び市外からインターネット販売事業者を誘致するため、インターネットショッピングモールへの出店料の一部を補助。	補助金の支出が出来なくなる場合がある。	E	Eレベル:特に市民や社会経済活動に大きな影響を及ぼすとは思われない。	職員参集不可能の場合がある。	別の課の応援により、申請等で簡単な受付であれば、業務マニュアルを作成する。
商業観光課	7	消費者啓発事業(うち食品等の放射性物質検査分)	市内消費者の食品等の安全・安心の確保のため、市内民間企業に業務委託し、我孫子市内消費者の食品等の放射性物質検査を行った。	委託手続きが出来なくなる場合がある。	E	Eレベル:特に市民や社会経済活動に大きな影響を及ぼすとは思われない。	職員参集不可能の場合がある。	別の課の応援により、申請等で簡単な受付であれば、業務マニュアルを作成する。
商業観光課	8	手賀沼花火大会	柏市と我孫子市の主催による花火大会	開催できなくなる。	E	Eレベル:特に市民や社会経済活動に大きな影響を及ぼすとは思われない。	職員参集不可能の場合がある。	別の課の応援により、申請等で簡単な受付であれば、業務マニュアルを作成する。
商業観光課	9	その他イベント主催・共催・後援	我孫子市が主催・共催・後援のイベント	開催できなくなる。	E	Eレベル:特に市民や社会経済活動に大きな影響を及ぼすとは思われない。	職員参集不可能の場合がある。	別の課の応援により、申請等で簡単な受付であれば、業務マニュアルを作成する。
企業立地推進課	1	中小企業資金融資事業	千葉県信用保証協会及び金融機関の協力を得て、設備・運転資金の貸付を行う。	被災事業者の経営の立て直しが困難になる。	E	申請者の状況に応じて、1週間以内の審査事務処理を目標とする。	他の災害対応により審査事務処理が遅延する恐れがある。	災害時の審査事務処理の体制について事前に取り決めを行う。
企業立地推進課	2	セーフティネット資金融資事業	取引先等の再生手続き等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者等について、信用保証協会の保証限度額について、別枠化を行う。	被災事業者の経営の立て直しが困難になる。	E	申請者の状況に応じて、2日以内の審査事務処理を目標とする。	他の災害対応により審査事務処理が遅延する恐れがある。	災害時の審査事務処理の体制について事前に取り決めを行う。
農政課	1	農業施設災害対策に関すること	被災した農作物・農業施設等の被害額の把握。	被災した農業施設等の復旧や被災農家の復興が滞る。	E	農業施設等の復旧に係る積算の早急の取り組みや被災農家の生活再建に影響を及ぼすすが、応急・復旧対策に業務を優先するため初災後7日間は業務を着手しない。	農業施設等の復旧費に係る積算は業務委託しなければならない。 被災農家に対する融資審査に不測の日数のかかる。	事前に被害額を算定する業者の把握と融資に係る関係機関との連絡体制を構築する。
農政課	2	災害復旧工事の施行に関すること	被災した農業施設等の復旧工事を施工監理する。	被災した農業施設等の復旧や被災農家の復興が滞る。	E	農業施設等の復旧に係る積算の早急の取り組みや被災農家の生活再建に影響を及ぼすすが、応急・復旧対策に業務を優先するため初災後8日間は業務を着手しない。	農業施設等の復旧費に係る積算は業務委託しなければならない。 被災農家に対する融資審査に不測の日数のかかる。	事前に被害額を算定する業者の把握と融資に係る関係機関との連絡体制を構築する。

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
農政課	3	農業制度資金の融資に関すること	被災農家に対する融資を関係機関に働きかける。合わせて融資制度を農家の周知を図る。	被災した農業施設等の復旧や被災農家の復興が滞る。	E	農業施設等の復旧に係る積算の早急の取り組みや被災農家の生活再建に影響を及ぼすすが、応急・復旧対策に業務を優先するため初災後9日間は業務を着手しない。	農業施設等の復旧費に係る積算は業務委託しなければならない。 被災農家に対する融資審査に不測の日数のかかる。	事前に被害額を算定する業者の把握と融資に係る関係機関との連絡体制を構築する。
手賀沼課	1	手賀沼及び主要排水路の底質と水質監視	手賀沼(2箇所)年1回、主要排水路(8箇所)年6回の水質調査を実施する	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	2	根戸・宿幹線排水路移設式沈殿槽の管理	根戸及び宿幹線排水路流末に設置された移設式沈殿槽のスクリーン清掃及び適正な維持管理	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	3	手賀沼情報の提供	千葉県による手賀沼水質調査で測定したCOD平均値を、市内の掲示板に3ヶ月1回更新するとともに、水質情報を広報に掲載して市民に公表する。また、環境省において実施している手賀沼及び流入河川の放射性物質モニタリングと同時期に手賀沼湖畔(我孫子市側)14地点における空間線量を測定する。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	4	手賀沼船上学習の実施	小学校や市民団体及び一般市民からの申し込みを受付し、船上から、手賀沼の歴史・汚濁の原因、汚濁の推移・動植物などの状況についての説明とともに、水質実験による汚濁状況の観察を行う	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	5	環境学習の推進	千葉県手賀沼親水広場、鳥の博物館及び環境レンジャーとの連携による環境学習を実施する。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	6	エンジョイ手賀沼	市民団体・事業者及び行政で実行委員会を組織し、手賀沼の浄化・再生を広く市民に呼びかけるイベントである。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	7	クリーン手賀沼推進協議会の運営	手賀沼内の直接清掃、手賀沼写真コンクールの開催、手賀沼カレンダー作成、稚魚放流の実施	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	8	手賀沼ふれあい清掃	手賀沼の浄化啓発の推進のため、毎年12月上旬に清掃作業を実施する。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	9	手賀沼流域フォーラムの開催	市民団体等によるパネル展示を中心に、体験学習なども行っている	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	10	手賀沼水環境保全協議会(手水協)事業の推進	水質浄化に必要な資料の収集及び調査研究、汚染防止対策など環境保全活動の推進、国など関係機関に関する陳情及び請願、広報活動など水質保全思想の普及など広域な活動	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	11	手賀沼学会への支援	大会(総会・研究発表会)の運営の補助、会報の作成補助、配布、市広報等への周知、運営委員会への参加(年6回程度)、学習会の共同開催	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし



部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
手賀沼課	12	古利根沼水質汚濁防止	古利根沼に流入している我湖排水路に設置したオイルフェンスと礫間浄化施設による水質浄化と水質管理を実施する。また、下水道未整備地域からの生活排水を中峠浄化施設による水質浄化及び水質管理を実施する。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	13	古利根沼水質調査	我孫子市、取手市の両市が月1回の水質測定をして水質情報の交換を行う。また、異常水質発生時の対策として監視を行う。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	14	鳥獣保護事務(飼養許可及び傷病鳥獣等の保護)	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条・第19条の規定による「有害鳥獣の駆除申請(駆除地域周辺の住民に知らせる必要がある場合)」・「飼養の登録申請」を手賀沼課において受付し、「有害鳥獣の駆除申請」の進達、「飼養の登録」の報告を千葉県に行う。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	15	たんぼ広場の整備	谷津ミュージアムたんぼ広場において、かつての谷津で行なわれていた伝統的農業体験として、無農薬での米づくりを実施し、市民相互の交流や農業者との交流を進める一方、小中高生の環境教育の場所として提供する。	差し当たって、大きな影響はない	E	参加者が減少した場合、規模を縮小して事業を展開する	特になし	特になし
手賀沼課	16	冬水田んぼモデル事業	冬水田んぼを行い、①雑草の抑制状況、②生息生物の状況、③食味、④省肥料(米ぬか、くず大豆)、⑤省労働を検証していく。	差し当たって、大きな影響はない	E	参加者が減少した場合、規模を縮小して事業を展開する	特になし	特になし
手賀沼課	17	専門家会議の開催	ホテル・アカガエルの里・多自然型護岸の維持管理手法や、たんぼ広場の整備手法などについて助言をもらうために、農村環境、昆虫、植物、歴史文化などの専門家で構成する「谷津ミュージアム事業推進専門家会議」を開催する。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	18	自然環境の保全再生に向けた維持管理事業	・自然観察指導員、谷津ミュージアムの会の会員や谷津学校生を中心に、年100回、ホテル・アカガエルの里や多自然型護岸整備モデル地区等で、専門家を交え、雑木林・湿地・水辺づくりや草刈りなどの維持管理作業を進め、生物の生息環境の保全回復を図る。 ・ピオトープネットワークづくりにむけて、市民・事業者・学校などが行う自然環境への「保全・復元・創造」に対する保護活動を調査の上、関係各課とともに検討しながら整備方針を検討する。	差し当たって、大きな影響はない	E	参加者が減少した場合、規模を縮小して事業を展開する	特になし	特になし
手賀沼課	19	谷津ミュージアムの会の運営	市と市民との共同で設置した谷津ミュージアムの会で、谷津の自然を楽しむ自然観察会などの自主事業をはじめ、ホテル・アカガエルの里や多自然型護岸の維持管理をはじめ、水辺づくりやたんぼづくりなどを実施する。	差し当たって、大きな影響はない	E	参加者が減少した場合、規模を縮小して事業を展開する	特になし	特になし

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
手賀沼課	20	谷津学校の運営	4月に、15歳以上の市民を対象に、市広報や谷津ミュージアム通信などにより参加者を募集(定員10人)し、谷津の自然環境の保全や回復をはじめ、農村文化などについて、年11回のフィールドワークや講義などで構成するリーダー育成講座を開校するとともに、卒業生の自主的な活動を支援していく。また、専門家を交え、谷津の自然を構成する湿地、斜面林や水路において、特徴的な指標生物を選定し、その生育・生息状況や変化を経年的に記録していく。	差し当たって、大きな影響はない	E	参加者が減少した場合、規模を縮小して事業を展開する	特になし	特になし
手賀沼課	21	谷津田の保全・再生事業	谷津ミュージアム区域内で耕作または適正な水田管理をしている地権者からの申請により、「谷津ミュージアム区域内谷津田保全支援補助金交付要綱」に基づき、耕作水田にあつては1㎡につき年額20円、耕作はしないが草刈等の適正な管理が行なわれている水田にあつては、1㎡につき年額10円を、それぞれ交付する。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	22	ジャパンバードフェスティバルの開催	山階鳥類研究所、企業、行政などで構成する実行委員会が、多くの人々に自然環境の大切さを提唱するため、アピスタ、手賀沼親水広場などにおいて、11月の2日間、市民参加による鳥と環境保護をテーマにしたジャパンバードフェスティバルを開催し、市が進めている「人と鳥とが共存するまちづくり」をアピールする。	差し当たって、大きな影響はない	E	開催場所が被災した場合、規模を縮小して開催する	開催場所が被災した際の開催の可否	特になし
手賀沼課	23	環境レンジャー活動への支援	我孫子市が認定した環境ボランティアリーダーである「環境レンジャー」の支援と育成を行う。おもな内容は、市民対象の自然観察会や環境に対する啓発を目的とする広報誌の発行、また、市内で開催されるイベントへの出展(活動紹介)である。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	24	住宅用太陽光発電支援事業	自ら居住する我孫子市内の住宅に太陽光発電システムを設置するものに対し、1kW2万円(7万円限度)の設置費を補助する。		D	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	25	あびこエコ・プロジェクト3の推進	あびこエコ・プロジェクトは、「環境保全のための率先行動計画」と、市の事務事業が環境に与える負荷を減少させ、地球温暖化対策を推進するための「地球温暖化対策実行計画」、「市民・事業者への環境配慮指針」の普及の3つの役割を合わせた計画。第3次計画の目標値は、二酸化炭素の総排出量を平成21年度を基準にして6%削減する。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	26	環境年報の作成	市環境条例第7条に基づき、我孫子市の環境の状況、環境保全に関する施策の実施状況を前年度の事業報告として取りまとめ公表する。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	27	光化学スモッグ等監視・連絡業務	○「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づき、オキシダントによる大気汚染の状況が悪化し光化学スモッグ注意報等の発令時に、防災行政無線、公共施設等への一斉FAX、メール配信サービス、公共施設で発令板の設置を行い、迅速かつ的確に市民への周知を行う。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
手賀沼課	28	大気汚染防止冬期対策	市内全域を約1kmの格子に区切った交点34地点と市が特定する6地点において、毎年1回、PTIO法により大気環境中の一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物の各濃度を調査し、汚染状況を監視する。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	29	トリクロロエチレン等地下水調査	千葉県地下水汚染防止指導対策要綱により、地下水汚染の確認されている市内6地区の井戸を対象に、トリクロロエチレン等(有機溶剤)の汚染物質に対して定期的に水質調査を実施。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	30	地下水汚染浄化対策事業	地下水環境基準を超えて有機溶剤による汚染が確認されている地区について、浄化対策を行う事業である。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	31	地下水環境調査	・市内を1kmメッシュに区切ったメッシュ調査を行う。 ・工場・事業場・埋立て事業箇所周辺において、有害物質の地下浸透状況の調査を行う。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	32	埋立て条例に基づく規制業務	土壌汚染を防止するための「市埋立て条例」による許可事務を適正に執行し、無許可埋立て等により土壌汚染が発生するおそれがある場合や、土壌汚染現場を発見した場合に土壌調査を代執行し、市埋立て条例に基づき行為者或いは土地所有者に対し汚染防止措置等を適正に指導する。	差し当たって、大きな影響はない	D	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	33	県環境保全条例に基づく揚水規制業務	・井戸所有者に対し、千葉県環境保全条例に基づき揚水量調査事務等を行う。 ・許可揚水井の許可の更新事務 ・規制対象外の井戸の設置に関する指導(事前立会)を行う。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	34	環境騒音調査	市内各所で1地点あたり24時間の騒音測定を実施。その結果を環境基本法で定める騒音の環境基準と照らし合わせ、現状の把握と今後の騒音対策の資料とする。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	35	羽田再拡張事業に関する業務	羽田再拡張事業後の苦情対応について、県や関係市町村と連携して必要な対応を行う。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	36	道路交通騒音・振動調査	幹線道路の道路交通騒音・振動等の調査を行い、適正に監視する。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	37	騒音・振動・悪臭 法令・市条例に基づく規制業務	・騒音規制法・振動規制法・市環境条例に基づく届出(含悪臭施設)の受理・審査・指導 ・届出のうち、苦情があり、現地調査、測定、改善指導を実施 ・法施行状況調査の実施	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	38	公害苦情相談	公害、環境汚染全般に対する苦情発生源等の調査を行い、指導・規制や相談を行う。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	39	開発行為等事前指導	開発行為や建築行為等を行う事業者に対し、公害関係法令・条例を遵守するよう事前に指導を行う。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	40	環境審議会の開催	学識経験者、利害関係人、公募市民で構成される環境審議会において、環境保全に関する基本的事項について調査・審議を行う。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
手賀沼課	41	環境基本計画の進行管理	環境基本計画実行計画で掲げた目標を達成する	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	42	谷津の自然環境保全に向けた用地交渉及び協定締結業務	谷津ミュージアム事業構想に基づき、谷津の自然の多様な生態系や自然的景観の保全を図るため、谷津ミュージアム事業構想との整合性を図った土地利用の使用貸借契約または協定を地権者と締結していく。 また、谷津の自然の重要な構成要素である樹林地などの荒廃を防ぐために、既存の「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」を活用し、500㎡以上の緑地を保存緑地として指定し、保全を進める。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	43	蜂・害虫などの相談業務	生き物に関する様々な苦情相談に対して正しい情報を提供し、また、解決に向けた助言や解決策を提示することにより、市民の不安を取り除き安心した市民生活を送れるようにする。	差し当たって、大きな影響はない	D	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	44	外来生物防除事業	市内に生育・生息する外来生物を防除する。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	45	手賀沼親水広場(水の館)の移譲協議・検討	手賀沼親水広場(水の館)の施設の有効的な活用方法を検討し、施設移譲について千葉県と協議を行う。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災により建物等に大きな被害を蒙った場合、閉館もあり得る	施設移譲を検討する中では、被災した場合を想定していない	特になし
手賀沼課	46	住宅用省エネルギー設備導入促進事業	千葉県住宅用省エネルギー設備促進事業補助金を活用し、家庭における省エネルギー化を実現する「エコ住宅」の普及拡大を図るため、家庭用燃料電池(エネファーム)などの住宅用省エネルギー設備の導入経費に対する補助をする。	差し当たって、大きな影響はない	D	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
手賀沼課	47	ビジターセンターの整備	多くの市民が自然にふれあい、憩うことができるようにするためにビジターセンターを設置、整備する。	差し当たって、大きな影響はない	E	被災前と同等のレベルにもっていける	特になし	特になし
クリーンセンター	1	一般廃棄物収集業務	可燃・不燃ごみの収集	生ごみ等の腐敗により悪臭、ハエ、ゴキブリ等が発生し、2次的には感染症が発生。	C	・増大する家庭ごみに対応するため、平常時のごみの搬出量程度までの長期間を渡って平常レベル以上の業務の遂行を要す。	・収集委託業者の職員が参集可能かまた、収集車両の被害の状況によっては収集体制が減少する。 ・道路状況によっては収集困難。	・回収委託業者との非常時回収計画の策定
クリーンセンター	2	し尿収集業務	し尿の収集及び処理	健康及び衛生面で不可欠。悪臭、ハエの大量発生する。放置するとノロなどの感染症が発生する。	C	・平常時と同じ業務レベル	・停電時や処理施設の被害の状況によっては受け入れ不可。 ・収集委託業者の職員が参集可能かまた、収集車両の被害の状況によっては収集体制が減少する。	・柏・我孫子浄化槽対策センターと非常時回収計画の策定 ・市町村間災害時協力体制の拡充
クリーンセンター	3	一般廃棄物搬入及び処理業務	ごみの施設受け入れ及び処理	市民が生活するうえで不可欠	C	・増加するごみに対応するため、受け入れ及び分別・焼却処理に人員・期間を要す。	・停電時焼却不可 ・プラント等の被害の状況によっては受け入れ不可。 ・委託している焼却運転業者の職員が参集可能か。	・市町村間災害時協力体制の拡充

## 建設部（災害対策業務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
道路課	1	道路及び橋りょうの復旧	被害状況を把握し、迅速な復旧に努める。	支援物資等の輸送の延滞及び、交通渋滞の蔓延。	A	安全かつスムーズな通行路の確保	職員(特に技師)・公用車の不足	正職員増・公用車(緊急車両含む)増の要望
道路課	2	交通規制	被害箇所の通行止めを行い、迂回路の選定等を行う。	支援物資等の輸送の延滞及び、交通渋滞の蔓延。	A	安全かつスムーズな通行路の確保	職員・公用車の不足	正職員増・公用車(緊急車両含む)増の要望
道路課	3	建築業界への協力要請	緊急輸送道路を最優先に、応急復旧を行う。	支援物資等の輸送の延滞及び、交通渋滞の蔓延。	A	安全かつスムーズな通行路の確保	職員(特に技師)・公用車の不足	正職員増・公用車(緊急車両含む)増の要望
交通課	1	帰宅困難者発生状況の把握	駅周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。なお、把握した情報は、情報収集班に速やかに提供する。	状況を正確に把握できなかった場合、その後の一時滞留施設への誘導に支障をきたす恐れがある。	A	いつ・どこで・どのような状況であるのか、正確な情報を得る。	職員が参集できなかった場合、対応職員の人員不足が生じる可能性がある。	
交通課	2	一時滞留施設の開設・誘導	○一時滞留施設を開設する場合には、施設管理者に対し施設の開設を依頼する。 ○一時滞留施設の被災状況や安全性を確認する。 ○非常照明や食料・水・毛布などの確認・準備等をする。 ○帰宅困難者を誘導する。	一時滞留施設への誘導が遅れが発生した場合、帰宅困難者に混乱が生じる恐れがある。	A	・一時滞留施設を開設する場合には、出来る限り速やかに対応する。 ・帰宅困難者の誘導については、混乱を招かぬよう落ち着いて対応する。	職員が参集できなかった場合、対応職員の人員不足が生じる可能性がある。	・施設管理者との連携確認 ・水・毛布・食糧等の備蓄の確認
交通課	3	特別搬送者の輸送手段の確保	特別搬送者に対して、代替輸送手段を確保する。	業務開始が遅れた場合、特別搬送者の帰宅に支障が出る恐れがある。	A	特別搬送者が居るか否かを確認する。	職員が参集できなかった場合、対応職員の人員不足が生じる可能性がある。	市内バス事業者・タクシー事業者と、緊急時の連携を確認する。
交通課	4	公共交通情報の収集	公共交通機関の運行状況を確認する。通信手段が不通の場合には、現地に赴き、直接情報を収集する。	帰宅困難者に対する情報提供が出来なかった場合、帰宅に支障が出る恐れがある。	A	公共交通機関が機能しているのか否かを確認する。	職員が参集できなかった場合、対応職員の人員不足が生じる可能性がある。	鉄道事業者・市内運送事業者と緊急時の連携を確認する。
交通課	5	交通課所管施設の被災状況の確認	交通課所管施設の被災状況を調査した後、利用者の安全確保を図り、二次災害の防止等の応急措置を行う。	安全確保がなされない場合、帰宅困難者が二次被害に遭う恐れがある。	A	交通課所管の施設に被害が生じていた場合、それ以上拡大しないように応急措置を実施する。	職員が参集できなかった場合、対応職員の人員不足が生じる可能性がある。	
治水課	1	被災状況の把握	雨水管理施設及び周辺施設の被災状況調査。 被災箇所の写真撮影及びスケッチ。 必要に応じて立入防止措置やシート等による養生を行う。	施設の破損や陥没による関連施設に係る二次災害の危険性がある。 降雨による排水機能の低下を把握できず、道路冠水や家屋浸水の恐れがある。	A	被災状況を把握する(被災規模や、周辺の影響など) 危険箇所は、必要に応じて立入防止措置やシート等による養生により安全を確保する。	管理施設の優先順位が不明確。 管理施設の被災度合いの判定が不明確。	巡回の想定ルートの作成 操作要領の作成 調査する際に必要な道具の確保と準備
治水課	2	関係機関との調整・災害報告	被災状況のとりまとめ 関係機関の災害報告・復旧調整	関係機関の管理施設被災状況の情報交換なしでは、復旧作業の調整や庁内調整ができない(避難指示等)。	A	被災状況や復旧状況等の庁内調整 関係機関への災害報告を行う 河川管理者等と各種調整を行う 水路占用者への復旧依頼を行う。	連絡・通信手段が使用できず、意思疎通が困難になる恐れがある。	災害対策車両の借用の申請様式の準備 事務手続きフロー等の作成 代替案の策定
治水課	3	緊急的な応急復旧	被災した特に重要な施設を復旧班及び我孫子建設業会と調整して、緊急的な応急復旧工事を行う。	施設の破損や陥没による関連施設に係る二次災害の危険性がある。	B	緊急的に復旧を要する箇所について、応急復旧工事を行う。	災害協定を締結している建設業者の所有する資機材が不明確。	雨水管理施設の重要箇所の把握
治水課	4	応急復旧計画策定	被災状況の分析。 復旧班内で調整し応急復旧計画策定。 公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担申請	復旧班内での調整ができない場合効率的な工事ができない。	C	緊急的な応急復旧を必要とする箇所の施工を行うだけの人工や資源を確保する。 補助申請の提出をする。		事務手続きフロー等の作成
治水課	5	応急復旧	応急復旧の計画に準じて応急復旧工事を実施する。	浸水リスクが高まる。 管理施設の破損等の二次災害の危険性がある。	D	特に排水機能を損なう被災箇所の把握と立入防止措置やシート等による養生をする。 近隣住民へ周知する。	災害協定を締結している建設業者が人工や資機材が必要最低限確保できるかが不明確である。	

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
下水道課	1	下水道施設点検調査業務	被災し復旧すべき施設を把握	道路の通行制限、各家庭の排水滞留	A	幹線を中心に調査	調査に使用する車両が走行できない	破壊されそうな施設を注視しておく
下水道課	2	応急復旧業務	汚水の流下機能の回復	公衆衛生の保全に影響が及ぶ	B	ポンプ場の溢水を優先的に防ぐ	道路レベル以下の流出が把握できない	軟弱地盤等を把握
下水道課	3	関係機関との調整業務	処理場・幹線道路管理者との連絡調整	汚水排除の停滞・緊急輸送路の遮断	B	現状を把握	連絡ラインの確保が難しい	常に緊急輸送路の占用物を監視
下水道課	4	下水道使用料徴収業務	被災した家屋の利用停止手続き等	過大徴収が発生	E	相談に対する窓口を設置	電話による連絡が不通になってしまう	
下水道課	5	受益者負担金徴収業務	減免手続き	通知が遅れる	E	全庁で行うため窓口を設置	窓口をどこに設置するか	
下水道課	6	排水設備指定工事店との調整業務	復旧工事が出来る工事店を把握	被災地での業者の取り合いが発生	B	工事可能な業者を把握	業者に復旧資材があるかどうか不明	資材・人材のストックを把握しておく

## 建設部（通常業務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
道路課	1	道路境界確定	原因調査及び事故等の対応	賠償金の支払いの延滞	E	迅速な賠償の処理	保険会社が機能しないと迅速な支払が行えない	特になし
治水課	1	樋管点検業務	樋管の操作点検を行う。 (発災直後は被災状況の把握 (河川・ポンプ場)に移行する。)	出水した際に、対応ができなくなる。	B	点検を行い、樋管が正常に作動するか漏水等がないか確認する。 不具合等を発見したら直ちに関係機関へ報告する。	操作にあたり、職員によって習熟度に偏りがある。	担当職員以外でも操作が行えるよう、平時の点検操作に参加する。
治水課	2	ポンプ施設点検・電気工作物保安業務委託	市内ポンプ施設の操作点検等を業者に委託する。 (発災直後は被災状況の把握 (河川・ポンプ場)に移行する。)	不具合箇所の発見が遅れ、降雨時排水不良等により家屋浸水・道路冠水等が発生する可能性がある。	B	点検結果を基に、要修繕箇所の選定をする。	ポンプ施設の点検にあたり、優先施設が不明確である。 要修繕箇所の重要度の判定ができない。	平常時の点検から、ポンプ施設の不具合を解消し、要修繕箇所を極力減らす。 ポンプが故障した場合でも代替策を考えておく。
治水課	3	法定外公共物使用・占用業務	市が管理する法定外公共物の使用許可をおろす。	工事車両等の通行や資材置場を使用する際に、工事に遅れが出る。	C	申請を精査し許可書を発行する。 使用許可・構造物の支障等を把握する。 支障占用物があった場合、占用者へ撤去する旨通知する。	許可に係る様式が一部データ化されている。 構造物の規格等を把握しきれていない。	様式の紙媒体化。 水路台帳の作成。
治水課	4	境界確定業務	確定済みの箇所の境界確定図を交付する。 水路巾や境界線の照会の回答。 境界査定の際の立会い。	復旧工事等を行う際に、越境して復旧される可能性が高くなる。	C	境界確定図の交付。 水路巾や境界線に関する照会に対して回答をする。	境界確定台帳がないため、確定済箇所や構造物の規格等を全て把握しきれていない。	随時確定箇所の更新を行う。
治水課	5	水防業務	各関係機関と出水・大雨について状況報告や連絡・調整を図る。	水害等を予測できたにもかかわらず、対応が遅れることにより避難指示等の判断が遅れが出る。	C	関係機関より水害に関する連絡・指示等あった場合、水防関連部署や災害本部へ速やかに報告する。	大規模被災のため、避難所等連絡すべき機関が増えると予想される。	情報伝達の手順など熟練度をあげる。
治水課	6	準用河川及び幹線排水路等の改修工事	準用河川及び幹線排水路等の改修工事をする。	工期が延長してしまう。	E	施工箇所の安全を確保する。	災害時における災害協力等の規定がないため、災害復旧工事等の依頼が難しい。	災害時の連絡体制の確立
治水課	7	浚渫・改修・維持工事	既設構造物の維持管理・修繕工事をする。	降雨時水路閉塞等による排水不良によって、家屋浸水・道路冠水等が発生する可能性がある。	E	被災により閉塞している水路を修繕する。 緊急的な復旧を要する箇所のみ修繕する。	被災度合の判定や要補修箇所の優先順位が不明確。	雨水排水既設の優先順位の明確化。
治水課	8	苦情・要望対応	市民から管理施設に関する異常・不具合等の連絡を受け、適切な処置をする。	異常箇所の発見・措置が遅れ、管理施設を伴う二次災害の危険性がある。排水機能の不良により、水害が発生する。	E	緊急的な復旧工事を要する箇所のみ修繕する。 苦情要望事項について、優先順位をつける。	被災度合の判定や要補修箇所の優先順位が不明確。	被災箇所・被災度合に対して要修繕優先順位の基準の明確化。
治水課	9	雨水流出抑制指導	家屋の新築・改築の際、敷地内から雨水の流出を抑制するための指導をする。	被災した家屋の修繕を考えている住民に対し、生活に影響が出る。	E	地区によっては被害が軽いところもある可能性があるため、申請等があった場合、収受できるようにする。	非常時にどのように対応するか考えていない。	災害の際は事務手続きが遅れる可能性があることを伝えられるようにする。
下水道課	1	下水道施設台帳等管理業務	被災した台帳等の復元	資料の不足による復旧工事の遅れ。	C	極力早急に施設台帳を復元する	紙での管理のため消失しやすい	データを遠隔地で保存
下水道課	2	漏水・溢水対策業務	漏水等の修繕等の依頼・実施	衛生の保全が難しくなる。	C	漏水・溢水の場所の把握	業者不足が予想される	資材等の確保
下水道課	3	受益者負担金徴収業務	負担金の収納を管理する	未納などの誤った情報が保存される。	E	営業している金融機関からのものは収納	金融機関がどこまで営業できるか	手作業での収納も可能にしておく。
下水道課	4	下水道使用料徴収業務	使用料の収納を管理する	未納などの誤った情報が保存される。	E	水道局のデータ分は収納	水道局の管理システムが稼働するか	

都市部（災害対策業務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
都市計画課	1	住宅の応急修理相談窓口の開設	相談窓口の開設準備	相談できないため、応急修理を行うことができない	C	発災後できるだけ速やかに業務を開始できるようにする。		特になし
都市計画課	2	相談受付・運営	応急修理の判別マニュアルを使用して相談の受け付け事務	相談できないため、応急修理を行うことができない	C	発災後できるだけ速やかに業務を開始できるようにする。		特になし
都市計画課	3	相談案件の取り纏め	相談内容の精査及び優先度判別	相談できないため、応急修理を行うことができない	C	発災後できるだけ速やかに業務を開始できるようにする。		特になし
都市計画課	4	実施依頼	我孫子市建設業会への修理実施要請	相談できないため、応急修理を行うことができない	C	発災後できるだけ速やかに業務を開始できるようにする。	建設業外自体の被害が大きい場合にすぐに修理の実施を行うことができない可能性がある。	特になし
布佐東部地区復興対策室	1	住宅に関係する相談窓口の開設	相談窓口の開設準備	相談できないため、応急修理を行うことができない。	C	家屋の危険度の判定を行う。	職員の参集と被災地の情報収集及び伝達の方法。	・参集場所の確認。 ・伝達方法の確認。
布佐東部地区復興対策室	2	相談受付・運営	応急修理の判別マニュアルを使用して相談の受け付け事務	相談できないため、応急修理を行うことができない。	C	家屋の危険度の判定を行う。	職員の参集と被災地の情報収集及び伝達の方法。	・参集場所の確認。 ・伝達方法の確認。
布佐東部地区復興対策室	3	相談案件の取りまとめ	相談内容の精査及び優先度判別	相談できないため、応急修理を行うことができない。	C	家屋の危険度の判定を行う。	職員の参集と被災地の情報収集及び伝達の方法。	・参集場所の確認。 ・伝達方法の確認。
建築住宅課	1	被害状況の情報収集	被害状況の情報収集を行う。	二次災害の恐れが高くなる。	A	市内の建築物の全壊・半壊数が20棟以上となっているか情報収集を行う。	職員の参集不可により情報収集が出来ない。	被害が大きい地域を予測し、情報収集の効率化を図る。
建築住宅課	2	職員による判定実施準備	機材の用意、担当編成を行う。	二次災害の恐れが高くなる。	B	職員判定士用の機材の準備、担当編成を行う。	職員の参集不可により担当編成が出来ない。	担当編成においても優先順位を付ける。
建築住宅課	3	避難場所等の判定実施	避難場所等の応急危険判定を行う。	二次災害の恐れが高くなる。	C	情報収集により被害を受けた避難場所等の判定を実施する。	職員の参集不可により避難場所等の判定が出来ない。	当課以外の職員に協力依頼できるよう体制を整える。
建築住宅課	4	判定実施計画の作成	判定実施計画を作成する。	二次災害の恐れが高くなる。	C	必要な判定士数を算出し、判定実施区域を決定する。	職員の参集不可により判定実施計画が作成出来ない。	どの職員でも対応できるよう訓練を行う。
建築住宅課	5	判定士の受入	判定コーディネーターの配置、判定士の輸送の確保を行う。	二次災害の恐れが高くなる。	C	判定コーディネーターの配置を行う	職員の参集不可によりコーディネーターの配置が作成出来ない	どの職員でも対応できるよう訓練を行う。
建築住宅課	6	判定実施	応急危険度判定を行う。	二次災害の恐れが高くなる。	C	判定実施区域内の判定を行う	近隣市町村も被災しているため必要な判定士を確保できない	応援判定士の派遣について千葉県と調整を行う。
建築住宅課	7	応急危険度判定結果の情報収集	応急仮設住宅の必要の有無及び必要数を想定する。	仮設住宅の建設の遅れが生じ、避難所生活の長期化	A	情報収集により仮設住宅必要の有無を判断する	職員の参集状況により情報収集の遅れ	被害が大きい地域を予測し、情報収集の効率化を図る。
建築住宅課	8	県(住宅課:住宅政策室)に 応急仮設住宅の設置要請及び必要戸数決定	設置を県に要望	仮設住宅の建設の遅れが生じ、避難所生活の長期化	B	避難者及び住居の危険度判定から仮設住宅の必要戸数を推計する。	職員の参集状況により情報収集の遅れが生じ、仮設住宅建設及び入居時期が遅れてしまう。	・千葉県(住宅課:住宅政策室)との連携 ・実際に被害があった市町村の行動情報を収集し、仮設住宅の建設及び入居手続きをスムーズに行えるようにする。
建築住宅課	9	応急仮設住宅の設置場所確認決定	候補地の選定	仮設住宅の建設の遅れが生じ、避難所生活の長期化	C	設置場所の確認・決定をする。	職員の参集状況により情報収集の遅れが生じ、仮設住宅建設及び入居時期が遅れてしまう。	・千葉県(住宅課:住宅政策室)との連携 ・実際に被害があった市町村の行動情報を収集し、仮設住宅の建設及び入居手続きをスムーズに行えるようにする。
建築住宅課	10	応急仮設住宅入居候補者の決定	入居候補者の決定	仮設住宅の建設の遅れが生じ、避難所生活の長期化	E	住家の危険度判定等により入居者を決定する。	職員の参集状況により情報収集の遅れが生じ、仮設住宅建設及び入居時期が遅れてしまう。	・千葉県(住宅課:住宅政策室)との連携 ・実際に被害があった市町村の行動情報を収集し、仮設住宅の建設及び入居手続きをスムーズに行えるようにする。



都市部（通常業務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
都市計画課	1	都市計画情報の提供業務	市街化区域内の用途地域等の都市計画情報を提供する	災害の影響により、家屋の建て直し等を行う場合に都市計画の情報を入手できない。	E	通常行っている業務と同等レベルの業務を行う。	東別館の被災状況によるが情報提供をするための都市計画運用図が残っていれば問題ないと考えられる。	震災の影響を受けにくい場所等に予備の都市計画運用図等を配備しておく。
都市計画課	2	都市計画における建築規制等の届出受理業務	地区計画区域内、53条区域内における建築に係る届出の申請を審査して許可等を行う。	災害の影響により、家屋の建て直し等を行う場合に必要となる届出等を行うことができない。	E	通常行っている業務と同等レベルの業務を行う。	公印を押印して受理書等を渡す必要があるため、文書課の状況により復旧までの日数が増えると考えられる。	特になし
都市計画課	3	景観計画区域内行為の景観誘導	景観条例に伴う届出・協議	災害の影響により、家屋の建て直し等を行う場合に必要となる届出等を行うことができない	E	通常行っている業務と同等レベルの業務を行う。	特になし	特になし
布佐東部地区復興対策室	1	被害状況の把握	被災家屋判定を行う。	家屋の応急修理を行うことができない。	C	家屋の危険度の判定を行う。	被害の大きさによる判定を実施する職員不足。	一般職における被災判定の研修を行う。
布佐東部地区復興対策室	2	各支援策の情報提供	国・県・市などの各種支援策を被災者などに情報を提供する。	住民の生活再建が遅れる。	D	各種支援策の情報収集を行う。	支援を行う関係機関が多様多様のため情報収集、伝達の遅れ。	特になし
建築住宅課	1	民間借上げ住宅応急仮設補助	現時点で、福島県から避難している方々から提出された実績に基づき、市が家賃等を支払う。	請求に対しての支払が遅れる。	E	請求者や住宅オーナーに事情を説明し、いつ頃支払い可能になるかを伝える。	市役所だけでなく、金融機関の状況や通信手段の状況により、対応が異なる。	日常からの連携による情報共有
建築住宅課	2	民間住宅家賃補助	現時点で、東日本大震災の被害にあった市民の民間住宅に対し、家賃を補助している。	請求に対しての支払が遅れる。ただし、三ヶ月に1回の請求なので、時期による。	E	請求者や住宅オーナーに事情を説明し、いつ頃支払い可能になるかを伝える。	市役所だけでなく、金融機関の状況や通信手段の状況により、対応が異なる。	日常からの連携による情報共有
建築住宅課	3	市営住宅の修繕(簡易な修繕により入居が可能な場合)	電気・水道・ガス等の修繕	避難所生活が長引き仮設住宅入居者になる。	E	入居者が暮らせるよう住宅の修繕をする。	・停電で入居者台帳(システム)が使用できない。 ・修繕業者の確保	・入居者台帳のファイリング ・市内修繕業者(電気・水道・ガス等)との連携
公園緑地課	1	公園・緑地等の維持管理	市内の公園・緑地等を巡回し、施設等の維持管理を行う。	2次被害を引き起こしてしまう。	A	公園の安全な使用の確保	対応する職員及び業者の確保	情報ツール及び移動車両の確保
宅地課	1	都市計画法29条開発許可	関係法令に基づき適正に審査し、適正な期間で事務処理を行う。	事業者の負担増加	A	事業者との質疑応答	事業者側での対応の遅れ	
宅地課	2	都市計画法32条事前協議	基本的事項及び、まちづくりに関する事項について、合意形をはかり適正に指導する。	事業者の負担増加	A	事業者との質疑応答	事業者側での対応の遅れ	
宅地課	3	違反宅地開発事業是正指導	違法な建築物等の立地について、違反宅地開発事業者に対し是正指導を行う。	法の適正な執行	C			

## 水道局（災害対策業務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
経営課	1	車両輸送による搬送	飲料水等の給水所への搬送作業	水の供給が出来なれば市民の生命や生活に重大な影響を与える。	A	災害発生後3日間の給水が必要。	交通渋滞による給水所への遅れ。	日常の給水車両の整備。
経営課	2	応急給水作業	給水所での応急給水作業	水の供給が出来なれば市民の生命や生活に重大な影響を与える。	A	災害発生後3日間の給水が必要。	応急給水のための人員の確保。	市内13箇所の給水拠点にある受水槽、備品の点検作業。
経営課	3	優先給水作業	病院、特別老人ホーム等への優先給水	入院患者、施設入所者の生活に重大な影響を与える。	A	災害発生後3日間の給水が必要。	交通渋滞による現地への遅れ。	市内の病院、特別老人ホーム等施設の需要量の確認。
経営課	4	仮設給水作業	消火栓へ応急給水栓を接続しての応急給水	水の供給が出来なれば市民の生命や生活に重大な影響を与える。	A	災害発生後3日間の給水が必要。	給水のための水道局職員の確保。	日常の備品の整備。
経営課	5	広報作業	市民に対し、応急給水等の情報を広報車で知らせる	市民に対しての情報提供の遅れ。	A	市民に対し最新の情報の提供。	交通渋滞による広報車の遅れ。	広報車両の整備と事務局との連携。
工務課	1	必要図面・資機材の準備	施設、管網図等の準備	復旧活動が遅延し、水供給に影響有	A	復旧活動の円滑化を図る	緊急時用図面整備が必要	常時迅速に準備できるよう、保管場所を周知する。
工務課	2	浄水施設の被害情報の収集	久寺家、妻子原、港北台浄水場の被害情報	早期の復旧活動ができず、水供給が遅れる。	A	地震発生後、24時間以内に被害情報を収集する。	交通事情により職員参集が懸念される。	常時迅速にできるよう備える。
工務課	3	消毒施設、非常用発電機施設の点検	消毒施設、非常用発電機施設の点検	早期の復旧活動ができず、水供給が遅れる。	A	地震発生後、24時間以内に機能点検を実施する。	停電した場合、自家発で運転可能だが持続時間が8時間程度	定期点検の実施
工務課	4	取水・導水・浄水・配水施設の機能点検	施設の機能点検	早期の復旧活動ができず、水供給が遅れる。	A	地震発生後、24時間以内に機能点検を実施する。	停電した場合、自家発で運転可能だが持続時間が8時間程度	常時迅速にできるよう備える。
工務課	5	取水・導水・浄水・配水施設の復旧	取水・導水・浄水・配水施設の復旧	早期の復旧活動ができず、水供給が遅れる。	B	地震発生後、一週間以内に応急復旧を実施する。	交通渋滞による工事の遅れ	常時迅速にできるよう備える。
工務課	6	配水流量調整	運転操作により流量を調整する	早期の復旧活動ができず、水供給が遅れる。	B	赤水発生を防ぎ、断水を最小限にとどめる。	停電した場合、自家発で運転可能だが持続時間が8時間程度	常時迅速にできるよう備える。
工務課	7	必要図面・資機材の準備	施設、管網図等の準備	早期の復旧活動ができず、水供給が遅れる。	A	復旧活動の円滑化を図る	緊急時用図面整備。	常時迅速に準備できるよう、保管場所を周知する。
工務課	8	送・配水管路の被害状況調査	送・配水管路の被害状況調査の実施	早期の復旧活動ができず、水供給が遅れる。	A	地震発生後、24時間以内に被害情報を収集する。	交通渋滞による調査の遅れ	常時迅速にできるよう備える。
工務課	9	送・配水管路の被害箇所の区間断水	仕切り弁調整により区間断水の実施	早期の復旧活動ができず、水供給が遅れる。	B	地震発生後、一周間以内に断水を解消する。	交通渋滞による工事の遅れ	常時迅速にできるよう備える。
工務課	10	送・配水管路の被害箇所の復旧	送・配水管路の被害箇所の復旧の実施	早期の復旧活動ができず、水供給が遅れる。	B	地震発生後、一周間以内に応急復旧を実施する。	交通渋滞による工事の遅れ	常時迅速にできるよう備える。
工務課	11	必要図面・資機材の準備	施設、管網図等の準備	早期の復旧活動ができず、水供給が遅れる。	A	復旧活動の円滑化を図る	緊急時用図面整備。	常時迅速に準備できるよう、保管場所を周知する。
工務課	12	給水装置の復旧	給水装置の復旧	早期の復旧活動ができず、水供給が遅れる。	B	早期の復旧を実施。	交通渋滞による工事の遅れ	常時迅速にできるよう備える。

## 水道局（通常業務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常 時の対策
経営課	1	施設の維持管理	水道局庁舎の施設維持管理	施設等に支障があると、勤務環境に影響を及ぼす。	A	電気、水道等必要最低限度の確保。	庁舎の管理等を行っている委託会社が災害時に対応できるか。	日頃よりまめに施設の点検を行う。
経営課	2	入札事務	水道局発注の工事等の入札事務	入札が遅れることにより、工事の工期が遅れる。	E	当年度の工事は年度内で施工完了させる。	入札中止の場合の対応。	工事等の発注課で、年間の発注件数を調整する。
経営課	3	出納管理事業	現金出納及び収入支出の処理	帳簿記録が滞り支払資金に支障、財務諸表が作成できない。	E	支払資金の確保と期日での支出処理。	OA機器のダウンや通信障害による事務の遅延。	代替え手段の確立と業務バックアップ体制の整備。
経営課	4	お客様センター業務とその監理	水道使用・中止受付、検針、料金調定・請求等	水道が使えない、正しい料金算定が出来ない。	A	水道使用・中止受付、検針、料金調定・請求等。	委託先が対応可能であるか、ライフライン・通信運搬機能が使用出来るか。	実務レベルの体制の整理。
工務課	1	水質検査(放射能測定)	水質検査の実施	安心、安全な水の提供ができない	A	1か月に一度の水質調査	委託し、実施しているが委託先が対応可能であるか。	定期的点検を要す。
工務課	2	浄水場の維持管理	浄水場の機能点検等	機能に支障があれば、水供給ができない	A	常時安全を目指す。	停電した場合、自家発で運転可能だが持続時間が8時間程度	定期的点検を要す。応援協定締結・確認
工務課	3	配水管工事	既に実施中の配水管工事	水供給が遅れる	C	災害箇所の復旧工事に専念し、復旧工事が終了次第、再開する。	交通渋滞による工事の遅れ	応援協定締結・確認
工務課	4	漏水工事	宅内漏水による工事	水供給が遅れる	B	給水装置の所有者等から修繕申込のあった場合について行う。	交通渋滞による工事の遅れ	応援協定締結・確認
工務課	5	給水装置工事の設計審査	給水工事の書類審査	工事の遅れ	B	種類提出後一週間以内に審査	災害対策業務と並行して行うため審査が遅れる。	迅速に種類審査を行う

## 教育総務部（災害対策業務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
総務課	1	避難所運営全体の総括に関すること	避難所を各避難所運営総括へ連絡	避難所の開設の遅延	A	予定される業務レベルと同レベル	避難所連絡方法、人員不足	人員確保協議と各地区避難所班との事前協議
総務課	2	避難所運営全体の総括に関すること	避難所施設管理者への連絡支援	避難所の開設の遅延	A	予定される業務レベルと同レベル	避難所連絡方法、人員不足	人員確保協議と各地区避難所班との事前協議
総務課	3	避難所運営全体の総括に関すること	各避難所を開場・受け入れの開始	避難所の開設の遅延	A	予定される業務レベルと同レベル	避難所連絡方法、人員不足	人員確保協議と各地区避難所班との事前協議
総務課	4	避難所運営全体の総括に関すること	自主防災組織等代表者、施設管理者との連携の把握	避難所の開設の遅延	B	予定される業務レベルと同レベル	避難所連絡方法、人員不足、自治会組織等代表者の把握	人員確保協議と各地区避難所班、自治会との事前説明
総務課	5	避難者全体の把握に関すること	開設状況の確認(避難者数、避難状況、必要物資の把握)を随時	必要物資の提供の遅延	B	予定される業務レベルと同レベル	避難所連絡方法、人員不足	人員確保協議と各地区避難所班との事前協議
総務課	6	避難者全体の把握に関すること	避難所の運営に必要とされる人・モノ・情報の要請支援	必要物資の提供の遅延	B	予定される業務レベルと同レベル	避難所連絡方法、人員不足	人員確保協議と各地区避難所班との事前協議
総務課	7	避難者全体の把握に関すること	各避難所の食糧・物資の請求の支援	必要物資の提供の遅延	B	予定される業務レベルと同レベル	避難所連絡方法、人員不足	人員確保協議と各地区避難所班との事前協議
指導課	1	天王台地区の避難所運営に関すること	・避難所の開設伝達	・避難ができない。	A	災害後2時間後ぐらい迄に		
指導課	2	天王台地区の避難所運営に関すること	・避難所開場支援	・避難ができない。	A	災害後数時間後には	学校が授業中に災害が起こった場合は教師は児童生徒の対応に迫られるため、避難所の対応ができない。	避難所の開設にあたり、それぞれの想定パターンに応じ、開場ができるように対応策を考える。
指導課	3	天王台地区の避難所運営に関すること	・避難所情報収集	・誰が避難しているのか分からない。 ・必要な食糧や物資の見通しが立たない	A	避難所開設後、避難者名簿及び避難者人数、避難者の健康状態等が把握されないと適切な避難所の運営ができない。	避難所の開設と同時に避難者の情報を集める手続き一式がまだ周知不足。	日頃から場所や対応可能な方法を周知・標記しておく。
指導課	4	天王台地区の避難所運営に関すること	・避難所運営支援	・初期運営が遅れると、避難所の自治運営が軌道に乗らない。 ・避難所のモラル・治安が悪化。 ・初期運営が遅れると、教室などに避難する等、後日の応急教育に影響が出る。	A	二日目ぐらいまでに避難所の自主運営組織のチーフなどを選出し自主運営が行われる。	地域の方が避難所に避難した後、誰が運営組織のリーダーになってくれるか分からない。	事前に優先順位を決め、地域・市・学校で共有化すると共に周知しておく。
指導課	5	天王台地区の避難所運営に関すること	・避難所食糧・物資支援	・避難所が危機的な状態になる。	A	防災倉庫から非常食・毛布などの調達を速やかに行う。	防災倉庫が各学校毎に備蓄されていないので、備蓄庫から各校にどのように運搬するのか。	限定的に水や毛布などは各校に配置されているが、食糧や医療品、仮設トイレなども含め避難所開設とともに利用できるように対応策を考える。
指導課	6	天王台地区の避難所運営に関すること	・避難所広報の支援	・外部情報が分からない。 ・コミュニティーの形成	B	避難所の様子を発信できる。 市の防災無線が利用できる。 ネットやTV等の外部情報が得られる。	電源がない。 外部への情報発信ができない。 避難所内部への情報の広報ができない。	電源が無くても対応することができる。
指導課	7	応急教育に関すること	・【教育の場の確保】教育活動の場と避難所の使い分け計画に従い実施	・避難所と教育活動の場を避難後に線引きすることが難しくなる。	A	数日中に教育活動と教育相談活動を開始することが児童生徒には必要と考える。	教室や職員室等、教育活動に欠かせない場や設備教材が避難所となっていたり、利用されているために教育活動が再開できない。	避難所の運営に開放する部分とその後の教育活動の再開に当てる部分と分けを避難所利用人数のレベルに応じ、段階的な施設利用計画を立てる。
指導課	8	応急教育に関すること	・【教育環境の整備】教室等の安全安心で教育が受けられる環境の整備	・非常時ではあるが、学校のある設備・備品も開設当初に計画的に行わないと応急教育が進まない。	B	数日中に教育活動と教育相談活動を開始することが児童生徒には必要と考える。	教室や職員室等、教育活動に欠かせない場や設備教材が避難所となっていたり、利用されているために教育活動が再開できない。	避難所の運営に開放する部分とその後の教育活動の再開に当てる部分と分けを避難所利用人数のレベルに応じ、段階的な施設利用計画を立てる。

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
指導課	9	応急教育に関すること	・【教科書や文房具の確保】被災した児童生徒の教育用具の確保	・授業の再開が遅れる。	E	児童生徒の被災状況により必要に応じ市教委で取りまとめ関係機関に働きかける。	教育活動に必要な教育用具が無い。	県教委などに被災時の教科書等の対応や教具の調達方法を姉妹都市などと協定を結んでおく。
教育研究所	1	湖北地区の避難所運営に関すること	避難所として使用可能か、また安全か、確認をする。	避難者の受入が遅れる。	A	避難所の安全確認を行い、避難所を開設する。	避難所まで職員が無事に到着できるか。対応する職員の体制が確保できるか。確認項目や確認方法を職員へどのように周知するか。	人員確保協議、職員との連絡方法の確認、施設の鍵の保管
教育研究所	2	湖北地区の避難所運営に関すること	防災関係設備の確認をする。	避難者の受入が遅れる。	A	必要な物品資材の調達をする。	避難所まで職員が無事に到着できるか。対応する職員の体制が確保できるか。確認項目や確認方法を職員へどのように周知するか。	人員確保協議、設備の確認
教育研究所	3	湖北地区の避難所運営に関すること	備蓄物資の確認をする。	避難所生活に支障がでる。	A	必要な物品資材の調達をする。	避難所まで職員が無事に到着できるか。対応する職員の体制が確保できるか。確認項目や確認方法を職員へどのように周知するか。	人員確保協議、備蓄物資の確認
教育研究所	4	湖北地区の避難所運営に関すること	居住スペースの割当、ルールを作成する。	避難所生活に支障がでる。	A	高齢者、障害者、乳幼児、男女別など居住スペースの割当、ルールを作成する。	避難所まで職員が無事に到着できるか。対応する職員の体制が確保できるか。	人員確保協議、居住使用場所の確認
教育研究所	5	湖北地区の避難所運営に関すること	避難者の受入及び避難状況の把握。本部への連絡。	必要物資の提供が遅れ、避難所生活に支障がでる。	A	避難者を自治会単位にまとめ、自治会等と協力、連携して運営にあたる。	対応する職員の体制が確保できるか。連絡手段が確保できるか。	人員確保協議、避難所運営委員会との事前協議
教育研究所	6	湖北地区の避難所運営に関すること	避難所広報板を設置し、避難者に情報提供する。	情報の混乱を招く。	A	避難者を自治会単位にまとめ、自治会等と協力、連携して運営にあたる。	対応する職員の体制が確保できるか。	人員確保協議、避難所運営委員会との事前協議
教育研究所	7	湖北地区の避難所運営に関すること	必要な食糧・物資の量を物資班に請求する。	避難所生活に支障がでる。	B	避難者を自治会単位にまとめ、自治会等と協力、連携して運営にあたる。	対応する職員の体制が確保できるか。	人員確保協議、避難所運営委員会との事前協議
教育研究所	8	湖北地区の避難所運営に関すること	供給された食糧・物資を配給する。	避難所生活に支障がでる。	B	避難者を自治会単位にまとめ、自治会等と協力、連携して運営にあたる。	対応する職員の体制が確保できるか。請求食糧・物資の到着が遅くなる。	人員確保協議、避難所運営委員会との事前協議
教育研究所	9	湖北地区の避難所運営に関すること	運営委員会を設置し、避難所のルール等を検討・決定する。	避難所運営に混乱を招く。	D	避難所での生活上のルールを決定する。	対応する職員の体制が確保できるか。代表者の選出方法やルールの決定方法などを対応職員にどう周知するか。	人員確保協議、避難所運営委員会との事前協議
教育研究所	10	湖北地区の避難所運営に関すること	避難者による自主運営の支援	避難所運営に混乱を招く。	D	避難者の自主運営を可能にする。	対応する職員の体制が確保できるか。	人員確保協議、避難所運営委員会との事前協議

## 教育総務部（通常業務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
総務課	1	部の企画調整	教育総務部としての現況把握と緊急対応方針の決定	緊急対応の遅延と学校現場の混乱	B	速やかに開催し、学校の現況把握	学校との連絡方法が無い	緊急時対応の事前確認と学校からの連絡方法の整備
総務課	2	教育委員会議	定例会議の開催	対応方針決定の遅延	D	情報を随時提供し、必要に応じ開催		教育委員との事前対応確認
総務課	3	教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。	規則、要綱の制定	議案承認、告示の遅延	E	必要に応じ開催		
総務課	4	校地及び校舎の維持管理	損壊箇所等危険の緊急点検・除去	児童・生徒への直接的な危険の発生	A	各学校の損壊確認と緊急対応	正職2名では19校を即時点検は不可能。(前回の震災時も2名組で3体制) また避難所の総括として活動できない。	組織の見直しと市施設管理担当との連携の確認
指導課	1	小中コンピュータ教育業務	各学校及び県や国との事務連絡各校の状況などを配信	教育情報の遅れ	E	必要に応じ、国や県と業務連絡ができる。市内各校の状況が共有でき、互いに学校間の業務支援ができる。	被災時、ネット環境がどれくらいカバーできるのか分からない。	業者と災害時の対応について協議しマニュアルを作る。被災時の人的支援を保守業者と協議しておく。
指導課	2	教科書需要供給事業	被災状況を確認し、被災状況に応じた教科書等の給付手続きを実施	本格的な教育活動の遅れ	E	未履修が無く教育活動が実施できる。	複写等を利用して臨時に対応できるか分からない。	被災時の対応について、関係機関に確認しておく。
教育研究所	1	教育研究所の管理運営に関すること	・教育研究所(適応指導教室ヤング手賀沼)利用者の安全確保及び避難誘導 ・被害状況の把握及び報告	被災者の増加・混乱	A	利用者を施設外へ安全に避難誘導する。	施設(教育研究所内;湖北台)に負傷者等がいる場合、そこを離れて自分たちの非常時の業務である「湖北の避難所」まで行くことは難しい。	避難訓練の実施

## 生涯学習部（災害対策業務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
生涯学習課	1	市民等からの電話問い合わせに関すること	コールセンターを立ち上げ、本部事務局から提供された情報を集約し市民等に提供する。	市民等に情報提供ができない。	A	市民等からの問い合わせに対応できるようにする。また、市民等から寄せられる情報を集約し、本部事務局に伝達する。	通信網の整備	コールセンターにおける必要回線数の確保 転送先各班、地域対策支部、避難所等一覧表の作成
図書館	1	布佐地区の避難所運営に関すること	避難所として使用可能か、また安全か、確認をする。	避難者の受入が遅れる。	A	避難所の安全確認を行い、避難所を開設する。	避難所まで職員が無事に到着できるか。対応する職員の体制が確保できるか。確認項目や確認方法を職員へどのように周知するか。	人員確保協議、職員との連絡方法の確認、施設の鍵の保管
図書館	2	布佐地区の避難所運営に関すること	防災関係設備の確認をする。	避難者の受入が遅れる。	A	必要な物品資材の調達をする。	避難所まで職員が無事に到着できるか。対応する職員の体制が確保できるか。確認項目や確認方法を職員へどのように周知するか。	人員確保協議、設備の確認
図書館	3	布佐地区の避難所運営に関すること	備蓄物資の確認をする。	避難所生活に支障がでる。	A	必要な物品資材の調達をする。	避難所まで職員が無事に到着できるか。対応する職員の体制が確保できるか。確認項目や確認方法を職員へどのように周知するか。	人員確保協議、備蓄物資の確認
図書館	4	布佐地区の避難所運営に関すること	居住スペースの割当、ルールを作成する。	避難所生活に支障がでる。	A	高齢者、障害者、乳幼児、男女別など居住スペースの割当、ルールを作成する。	避難所まで職員が無事に到着できるか。対応する職員の体制が確保できるか。	人員確保協議、居住使用場所の確認
図書館	5	布佐地区の避難所運営に関すること	避難者の受入及び避難状況の把握。本部への連絡。	必要物資の提供が遅れ、避難所生活に支障がでる。	A	避難者を自治会単位にまとめ、自治会等と協力、連携して運営にあたる。	対応する職員の体制が確保できるか。連絡手段が確保できるか。	人員確保協議、避難所運営委員会との事前協議
図書館	6	布佐地区の避難所運営に関すること	避難所広報板を設置し、避難者に情報提供する。	情報の混乱を招く	A	避難者を自治会単位にまとめ、自治会等と協力、連携して運営にあたる。	対応する職員の体制が確保できるか。	人員確保協議、避難所運営委員会との事前協議
図書館	7	布佐地区の避難所運営に関すること	必要な食糧・物資の量を物資班に請求する。	避難所生活に支障がでる。	B	避難者を自治会単位にまとめ、自治会等と協力、連携して運営にあたる。	対応する職員の体制が確保できるか。	人員確保協議、避難所運営委員会との事前協議
図書館	8	布佐地区の避難所運営に関すること	供給された食糧・物資を配給する。	避難所生活に支障がでる。	B	避難者を自治会単位にまとめ、自治会等と協力、連携して運営にあたる。	対応する職員の体制が確保できるか。請求食糧・物資の到着が遅くなる。	人員確保協議、避難所運営委員会との事前協議
図書館	9	布佐地区の避難所運営に関すること	運営委員会を設置し、避難所のルール等を検討・決定する。	避難所運営に混乱を招く	D	避難所での生活上のルールを決定する。	対応する職員の体制が確保できるか。代表者の選出方法やルールの決定方法などを対応職員にどう周知するか。	人員確保協議、避難所運営委員会との事前協議
図書館	10	布佐地区の避難所運営に関すること	避難者による自主運営の支援	避難所運営に混乱を招く	D	避難者の自主運営を可能にする。	対応する職員の体制が確保できるか。	人員確保協議、避難所運営委員会との事前協議

## 生涯学習部（通常業務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
生涯学習課	1	生涯学習センター・公民館の管理運営	・施設利用者の安全確保及び避難誘導 ・施設の被害状況の把握及び安全確認 ・応急措置又は応急修理(二次災害防止又は避難所開設に必要な範囲)	避難所開設の遅延	A	避難所の開設準備(施設の安全確認・ライフライン等の確認)	・施設の危険度の判定には、専門の資格保持者が必要。	緊急時対応の事前確認と市担当課との連携確認
図書館	1	図書館の管理運営	・図書館利用者の安全確保及び避難誘導 ・被害状況の把握及び報告	被災者の増加・混乱	A	利用者を施設外へ安全に避難誘導する。	施設に負傷者等がいる場合、そこを離れて自分たちの非常時の業務である「布佐の避難所」まで行くことは難しい。	避難訓練の実施
鳥の博物館	1	所蔵剥製標本の管理、保全	鳥の博物館には3000点を超える貴重な剥製標本資料(標本前の冷凍斃死鳥を含む)があり、痛みが生じてしまわないよう、温度・湿度の管理、害虫等からの保護保全を行う	館内停電などが発生し、適切に対応しないと最悪の場合、冷凍斃死鳥は数日で腐敗が始まり、他の標本資料も日経つにつれ、損傷してしまうおそれが出てくる。	B	館の停電等に対して、適切に対応する。	職員が避難所に詰めてしまうことで、停電等への対応が遅れる恐れが出てくる	停電等に対して、館としての対策を練っておく

## 会計課（災害対策業務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
会計課	1	帰宅困難者支援	我孫子駅等の帰宅困難者を支援する。	帰宅困難者が困窮する。	A	帰宅困難者を支援する。	帰宅困難者への支援方法が確立されていない。(宿泊場所・食料調達など)	帰宅困難者支援のマニュアル化

## 会計課（通常業務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
会計課	1	支出命令の審査	応急救助に要する経費の支出命令を審査する。	資金を必要とする業者等の経営が逼迫する。	B	速やかに資金を送金する。	なし	財務会計システムを使用できなかった場合の対応を検討
会計課	2	会計処理の庁内への連絡	当面の会計事務の処理方法を決定し、庁内に連絡する。	支払事務が遅延する。	B	庁内に的確に連絡する。	なし	庁内連絡方法の検討
会計課	3	指定金融機関との連絡調整	金融機関の状況を確認する。	市の出納事務が遅延する。	B	指定金融機関及び収納代理金融機関の被害状況を把握する。	なし	災害時の協定締結
会計課	4	財務会計システムの動作確認	文書情報管理課又はNECに連絡し、財務会計システムの動作状況を確認する。	市の出納事務が遅延する。	B	財務会計システムの動作状況を確認する。	なし	災害時の連絡方法について検討する。
会計課	5	支出命令の執行	応急救助に要する経費の支出命令を執行する。	資金を必要とする業者等の経営が逼迫する。	C	速やかに資金を送金する。	なし	財務会計システムを使用できなかった場合の対応を検討
会計課	6	収入の受入業務	災害に係る国又は県支出金等の受入事務を行う。	応急救助に要する経費に充てる資金が不足する。	C	速やかに資金を収納する。	なし	財務会計システムを使用できなかった場合の対応を検討
会計課	7	財政調整基金からの繰入に関すること。	財政課と調整し、財政調整基金から一般会計に資金を繰り入れる。	応急救助に要する経費に充てる資金が不足する。	E	財政調整基金から一般会計に資金を繰り入れる。	なし	財政調整基金の残高を常に把握しておく
会計課	8	金庫の状況確認	金庫の使用・開閉が可能か確認する。	釣銭等の現金保管ができなくなる。	B	金庫が使用可能かを確認する。	なし	金庫が使用できなかった場合の連絡先を確認する
会計課	9	県証紙の売捌き	千葉県収入証紙を売りさばく。	千葉県収入証紙を必要な市民が困る。	C	千葉県収入証紙を売りさばく。	なし	県証紙に焼失等の事故があった場合の対応について千葉県に確認しておく

## 監査委員事務局（災害対策業務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
監査委員事務局	1	市外避難者支援	市外からの避難者及び市外へ避難した避難者の把握及び支援	避難者への情報提供の遅れ	E	市外避難者の把握	職員の参集に時間がかかる。	・市民安否及び所在を把握する生活支援班の手順を確認し、市外避難者を把握するため、どのように連携をとるか確認する。

## 監査委員事務局（通常業務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度(A~E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
監査委員事務局	1	住民監査請求事務	住民監査請求を受理していた場合、60日以内に監査委員による監査・勧告を行う必要がある	地方自治法違反	E		非常時においては優先順位は低い	地方自治法第242条第5項(60日以内の規定)に係る判例の収集。

## 議会事務局（災害対策業務）

部署	No.	①業務名	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
議会事務局	1	救援物資の確保	市の備蓄、協定業者からの提供、市内の企業・団体からの寄付により救援物資を確保する。	被災地に救援物資を提供することができなくなる。	A	市の備蓄品を確保する。	現在の調達体制では、被災者の多様なニーズに対応できない可能性がある。備蓄品が不足する可能性がある。	備蓄量の増加と調達先の拡大により、必要な物資を確保できる体制を構築する。
議会事務局	2	救援物資の管理	市役所等の公共施設に救援物資の受け入れ場所を確保し、仕分けを行う。	救援物資の保管場所がないため、仕分け作業ができなくなる。	B	市役所での受け入れ場所は最低限確保する。	・支援物資の荷捌きのノウハウがない。 ・物資の量が多い場合は、物資班などからの応援体制が必要となる。	支援物資の荷捌き機能を強化する。
議会事務局	3	輸送手段の確保・輸送	協定に基づき、被災地までのトラック等の輸送手段、燃料を確保する。	輸送手段が確保できず、救援物資を提供することができない。	B	物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにする。	燃料も含めた輸送手段の確保等に向けたオペレーション体制が構築されていない。	物資輸送のオペレーション体制を構築する。

## 議会事務局（通常業務）

部署	No.	①業務	②業務概要	③遅延や中断による影響	④優先度 (A～E)	⑤目標とする業務のレベル(内容)	⑥現状の問題点	⑦目標を達成するのに必要な平常時の対策
議会事務局	1	議員の身分、議員報酬等に関すること	・議長・議員との連絡調整 ・議員報酬事務	・議員の安否確認ができない。 ・議員に報酬が支払われなくなる。 ・議員が被害状況を把握できない。	A	・直ちに議員の安否確認を行う。 ・通常期限までに議員報酬事務を行う。 ・早急に議員に情報提供を行う。	・議会棟が停電となった場合を想定し、議員への連絡手段を検討する必要がある。(固定電話、携帯電話、FAX、メール)	・緊急時の連絡体制、連絡手段を確立する。
議会事務局	2	本会議及び委員会に関すること	・本会議・委員会の運営	・議会の意思決定が遅れる。	B	・市と連携を図り、必要に応じて臨時会の開催を検討する。	・特になし	・緊急時の連絡体制、連絡手段を確立する。
議会事務局	3	議会施設に関すること	・議場、議員控え室、委員会室など、議会関連施設の管理	・施設の被害状況によっては、本会議及び委員会が開催できなくなる。	B	・代替施設を確保し、本会議及び委員会を開催する。	・本会議場が使用できない場合は、委員会室を利用して本会議を行う必要がある ・停電により本会議中継及び録画ができない。	・議会中継システムの保守委託業者に、非常時の対応方法について対策の検討を依頼する。



---

---

## 我孫子市災害時業務継続計画(大規模地震編)

平成 26 年 3 月発行

事務局／我孫子市 総務部 総務課

市民生活部 市民安全課

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地

電話 04-7185-1111 (代)

---

---